

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （改定版）



令和6年1月 改定

茅野市・富士見町・原村
諏訪南行政事務組合

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の目的	1
第2節 本計画の位置づけ	4
第3節 計画区域	5
第4節 計画目標年次	5
第2章 地域の特性	6
第1節 自然的特性	6
1 地 勢	6
2 水 象	7
3 気 象	8
第2節 社会的特性	9
1 人口・世帯数	9
2 産 業	11
3 交 通	15
4 土地利用	16
5 主な社会資本	17
第3節 環境質	18
1 大 気	18
2 水 質	18
3 ダイオキシン類	19
第4節 将来像	21
1 長野県	21
2 諏訪地域広域行政圏	22
3 3市町村の将来像	23
第3章 関係法令と関連計画等	24
第1節 関係法令	24
第2節 関連計画等	25
1 国	25
2 長野県	26
3 諏訪地域広域行政圏	31
4 3市町村の総合計画	32
第4章 ごみ処理の現況と課題	34
第1節 ごみ処理体制の現況	34
1 ごみ処理区域	34
2 ごみ処理の実施体制	35
3 ごみ処理施設の業務体制	35
4 ごみ処理フロー	36
5 ごみ処理手数料	37
6 ごみ処理経費	38
第2節 ごみ処理の現況	40
1 ごみ排出量	40
2 排出抑制・資源化	42
3 収集運搬	51
4 中間処理	54
5 最終処分	60
6 廃棄物処理システムの評価	62
第3節 ごみ処理の課題	65
1 排出抑制・資源化	65
2 収集運搬	66
3 中間処理	67

4 最終処分	67
第5章 ごみ排出量の予測	68
第1節 予測方法	68
第2節 ごみ排出量の予測	69
第6章 基本理念	73
第1節 前提条件	73
1 計画対象廃棄物の範囲	73
2 計画の目標年次	73
第2節 基本理念	73
第7章 ごみ処理基本計画	74
第1節 基本方針	74
1 住民・事業者・行政の役割の明確化と実行	74
2 発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再利用 (Recycle) の推進	74
3 環境に配慮した効率的なごみ処理体系の構築	74
第2節 数値目標	75
1 国・長野県の減量化等の目標	75
2 3市町村の数値目標	75
第3節 減量化計画	77
1 減量化の施策	77
2 発生・排出抑制の施策	78
第4節 リサイクル計画	83
1 リサイクルの施策	83
第5節 収集運搬計画	85
1 収集運搬の施策	85
第6節 中間処理計画	86
1 中間処理の施策	86
第7節 最終処分計画	87
1 最終処分の施策	87
第8節 その他の計画	88
1 医療系廃棄物の処理	88
2 地域環境美化の推進	88
3 災害ごみ対策	88
4 食品ロス対策	89
5 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する対策	89
6 感染症に伴う対策	89
第9節 将来ごみ量	90
1 市町村別将来ごみ量	90
2 中間処理量・最終処分量	93
3 目標年次におけるごみ処理量と処理フロー	97
第8章 ごみ処理施設の整備計画	98
第1節 施設整備の基本方針	98
1 ごみ焼却施設の更新	98
2 最終処分場の延命化	98
第2節 整備計画	99
第3節 施設規模	100
第9章 家庭系ごみの有料化	103
第1節 有料化の導入	103
1 国等の動向	103
2 有料化の実施	103
第2節 3市町村の有料化導入までのスケジュール	104
第3節 2050年カーボンニュートラルに向けて	104

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

国では、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、環境・経済・社会の総合的向上を掲げたうえで、重要な方向性として、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定される「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年（2023年）6月30日閣議決定）において、3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewableや適正処理の推進、脱炭素化、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備、災害対策の強化などの方針が示されています。

長野県では、令和3年（2021年）4月に「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定しており、特に重点すべき方針として、「4Rの推進」、「パートナーシップで課題を解決」、「脱炭素社会実現へのチャレンジ」を掲げ、大量生産・大量消費型の経済社会から転換、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」の実現を目指していくとしています。

3市町村においては、長野県ごみ処理広域化計画に基づき、平成11年度（1999年度）から一部事務組合である諏訪南行政事務組合を事業主体とする可燃ごみと可燃性粗大ごみの広域共同処理を開始し、ダイオキシン類対策をはじめとする適切かつ効率的なごみ処理を行っています。また、ごみ処理に対する住民の意識やニーズの高まり等、社会的意識の多様化に適切に対応するため、ごみの分別収集による資源化、発生抑制、再使用といった3Rへの取組を展開しています。

一方、本地域の最終処分場である茅野市一般廃棄物最終処分場と南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場は埋立期限が迫っている状況にあります。そのため、平成17年（2005年）3月に策定した計画では焼却灰を熔融リサイクルする計画としましたが、世界的な石油価格の高騰と深刻な経済不況により灰熔融施設計画を廃止しました。現在、これら最終処分場への焼却灰の埋め立ては行わず地域外の民間最終処分場に搬出し、最終処分場の延命化を図っています。

3市町村はこのような状況を踏まえ、ごみ減量化のより一層の推進を図るため、平成18年（2006年）6月に住民、事業者、行政の3者で構成する「諏訪南ごみ減量推進会議」を設置しました。また、本地域における広域ごみ処理の推進を図るとともに、本地域におけるごみ処理の基本的な方針を検討するため、平成20年（2008年）6月に3市町村の住民が参加する「ごみ処理基本方針検討委員会」を設置しました。

3市町村では、「諏訪南ごみ減量推進会議」及び「ごみ処理基本方針検討委員会」を踏まえて、平成21年（2009年）2月に本地域におけるごみ処理の今後の基本的な方針を定め、令和3年（2021年）10月には資源物、不燃ごみ、粗大ごみの資源化処理を行う諏訪南リサイクルセンターの稼働を開始しました。

今後は、既設のごみ焼却施設である諏訪南清掃センターについて、稼働後約26年が経過していることから、施設の更新を検討していく必要があります。また、近年は、地球温暖化による気候変動に起因した災害の発生などにより、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、社会・経済情勢も大きな変革時期を迎えています。

本計画は、こうした状況を踏まえ、本地域における一般廃棄物処理の現状を整理したうえで、今後の処理のあり方について検討し、もって、生活環境の保全、環境衛生の向上に資するものです。

茅野市、富士見町及び原村地域におけるごみ処理の今後の基本的な方針

茅野市、富士見町及び原村(以下「3市町村」という。)は、ごみ処理基本方針検討委員会の検討結果を踏まえ、茅野市、富士見町及び原村地域におけるごみ処理の今後の基本的な方針について、3市町村の方針を次のとおり確認する。

平成 21 年 2 月 16 日

1 新たな最終処分場の整備

3市町村は、既存最終処分場の埋立期限がひっ迫している現状を再確認するとともに、新たな最終処分場の早期整備を期し、速やかに整備事業に着手する。

2 既存焼却施設の延命使用

3市町村は、可燃ごみを共同処理する諏訪南清掃センターの使用期限について、施設の主要基幹機器の計画的な更新を行う事により長寿命化を図り、30年程度を目安として延命使用する方針とする。

また、将来の更新に向け、高効率型焼却、ガス化熔融、改質、炭化、メタン発酵+堆肥化システムの技術動向等を調査・研究していくこととする。

3 ごみ処理施設の一元化

3市町村は、諏訪地域ごみ処理広域化計画(※)に基づく3市町村のごみ処理一元化を図るため、諏訪南行政事務組合を事業主体とし、資源ごみ・不燃ごみ等の中間処理(既存処理施設は、茅野市清掃センター不燃物処理場及び南諏衛生施設組合粗大ごみ処理場)及び最終処分場(既存施設は、茅野市最終処分場及び南諏衛生施設組合最終処分場)に関する事務の共同処理を促進する。

この事務の共同処理に関し必要な事項は、3市町村が別に協議する。

※ この計画は、当面の間、諏訪南地域(3市町村)と湖周地域(岡谷市、諏訪市、下諏訪町)の2地域に分かれて広域化を進めるとしている。

4 ごみ減量化の取組み

3市町村は、ごみ処理に関し、ハード面(施設整備)とソフト面(ごみ減量等)が密接な関係にあり、既存焼却施設を延命使用する方針からも、施設整備とごみ減量化への取組みを同時に進めていくこととする。

以上

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から再資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関する全てを包括するものであり、将来にわたってごみ処理を計画的かつ適正に行うための根幹となるものとして重要な意義をもつものです。

さらに、本計画は、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、施設整備計画や単年度ごとの処理実施計画を策定するための上位計画として位置づけられます。

本計画の上位計画としては、各市町村の「総合計画」、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「長野県環境基本計画」等があります。

また、ごみ処理については「長野県廃棄物処理計画」、「諏訪広域連合広域計画」等が関連計画として挙げられます。

これらの計画以外に、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、プラスチック資源循環法等の関係法令があり、これらの法令に則した計画とする必要があります。

本計画は、将来にわたって一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿であり、本組合及び各市町村におけるごみ処理に係るマスタープランです。このため、本計画は、上位計画等との整合性が図られた計画とする必要があります。

また、本計画で掲げる施策を推進することにより、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に貢献するものとします。

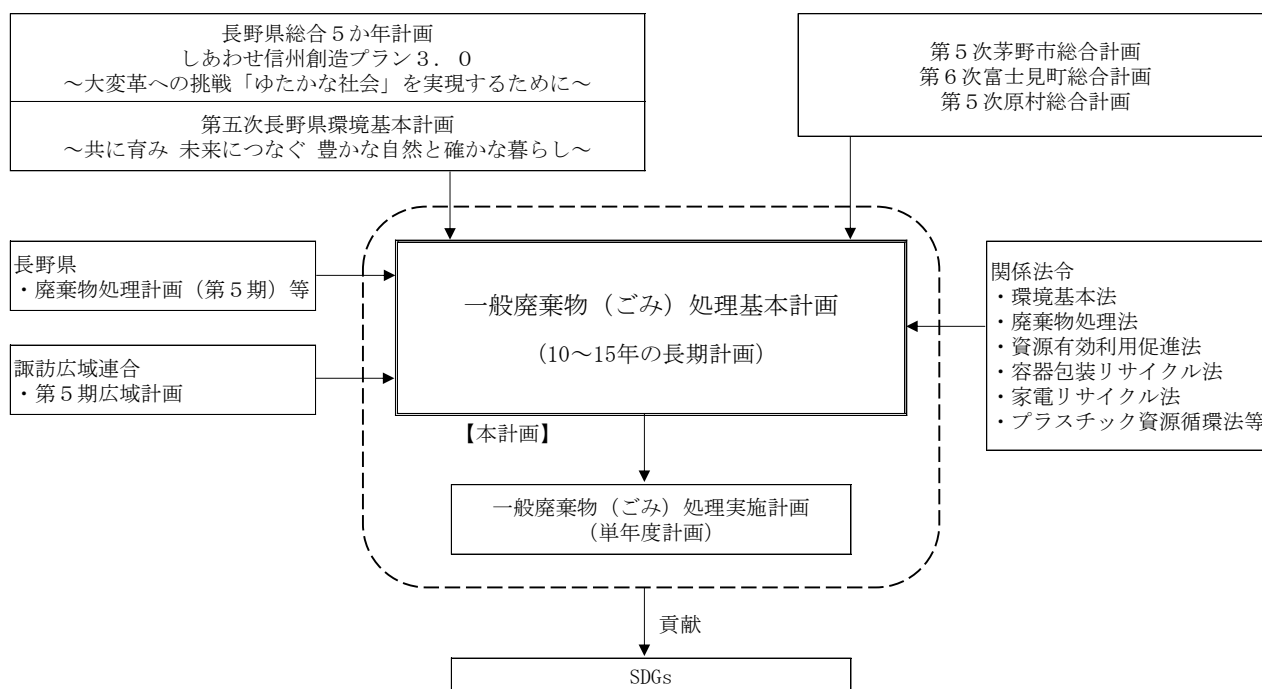


図 1-2-1 本計画の位置づけ

第3節 計画区域

茅野市、富士見町及び原村の計画区域は、それぞれの行政区域全域とします。

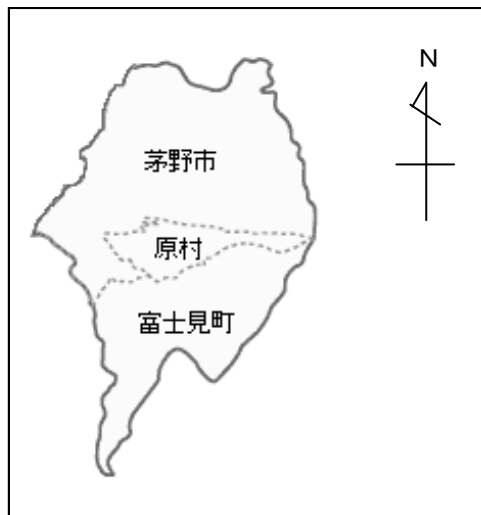


図 1-3-1 計画区域

第4節 計画目標年次

本計画は、中長期的視野の展望に立った計画とすることから、計画期間は、将来の施設計画を考慮して、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とした 15 年間とし、計画目標年次は令和 11 年度（2029 年度）とします。今回、計画策定から 8 年が経過したことから見直しを行うものです。

なお、今後も必要に応じて見直しを行うものとします。

計画目標年次 : 令和 11 年度（2029 年度）

第2章 地域の特性

第1節 自然的特性

1 地 勢

本地域は長野県の中部に位置し、八ヶ岳山麓に広がり、面積は 454.61 km²、標高は茅野市市街地で 801 m、最も高い八ヶ岳の主峰赤岳で 2,899 m です。

八ヶ岳山麓は、富士山に次ぐ広大な裾野をもち、緩やかに傾斜する広々とした平地には古くから集落が形成され、耕地が開け、生活、産業、文化の基盤となっています。

本圏域の北東部は、八ヶ岳中信高原国定公園に指定されています。八ヶ岳中信高原国定公園は、長野、山梨両県にわたる八ヶ岳と、蓼科高原、霧ヶ峰、美ヶ原などの成層火山や溶岩台地を主体とする公園です。

本地域は、富士見高原や原村中央高原を含む平地の中に農山村地域が広がり、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。また、温泉も多く、高原には多様な動植物が豊かに生息分布していることも特性の一つです。

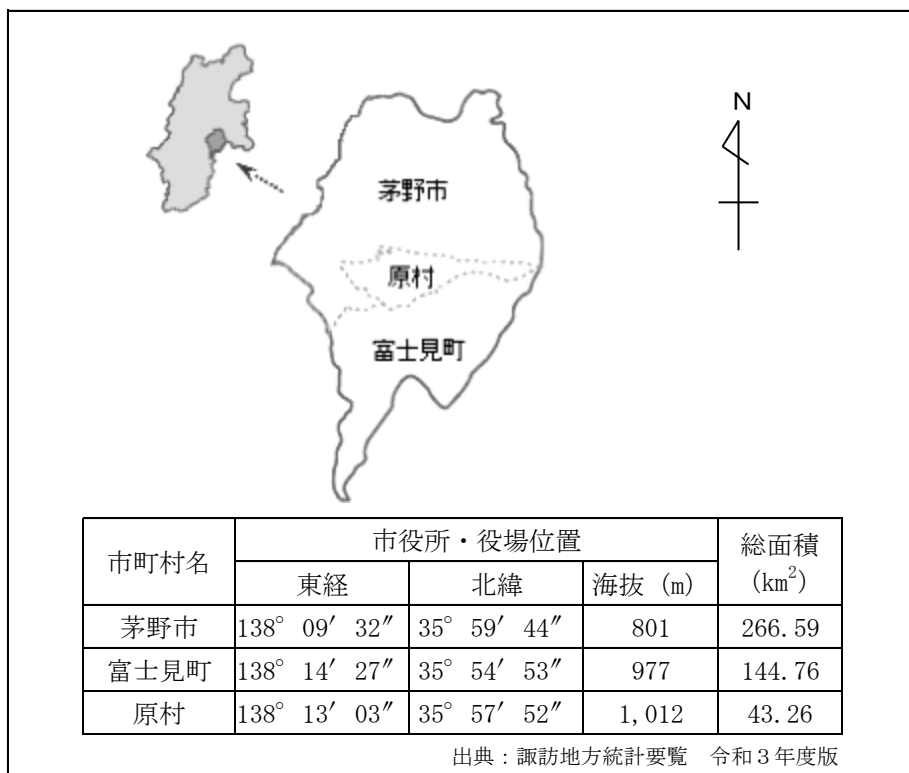


図 2-1-1 本地域の位置

2 水 象

本地域の水系は、大きく天竜川水系と富士川水系に分けられ、茅野市全域、原村の大部分の地域及び富士見町の北西部は天竜川水系となっています。

本地域の主な河川を図 2-1-2 に示します。天竜川水域の河川は、上川及び宮川に合流後、諏訪湖に流入しています。富士見町を北から南に流れる立場川は、釜無川に合流後、山梨県において富士川に流入しています。

茅野市北東部には、白樺湖（面積 36.0 ha）、蓼科湖（面積 8.0 ha）があり、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。

また、多くの河川は、農業用水としても利用されています。

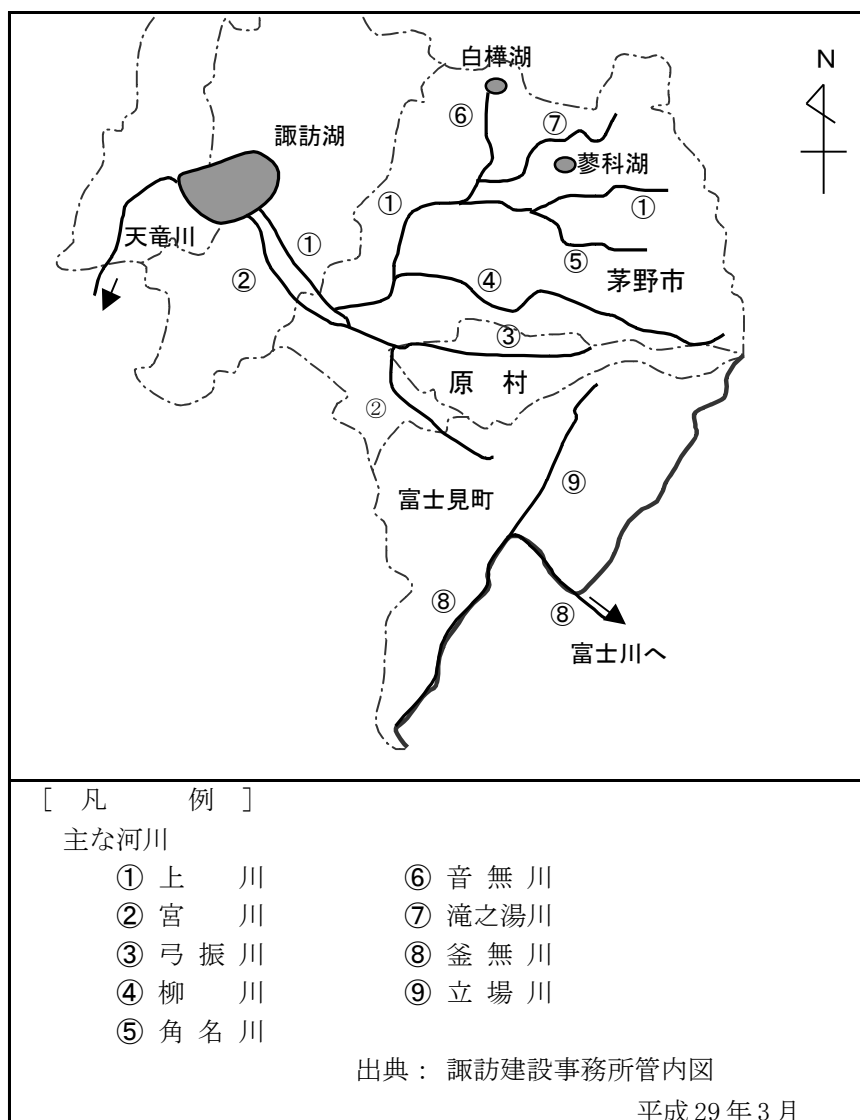


図 2-1-2 主な河川図

3 気象

本地域の気候は、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、日照は年平均約 2,239 時間と多く、四季の変化に富んでいます。

本地域における気象概況を表 2-1-1、令和 4 年 (2022 年) における月別気温・降水量を図 2-1-3 に示します。令和 4 年 (2022 年) における平均気温は 11.8℃、平均風速は 3.1m/s、平均湿度は 73%、年間降水量は 1,423.0mm となっています。

表 2-1-1 気象概況

区分	気温 (°C)			風速 (m/s)		平均湿度 (%)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	
	極値		平均	平均	最大				
	最高	最低							
平成30年	34.9	-11.3	12.3	3.3	17.1	71	1,429.0	17	
平成31年/ 令和元年	34.7	-9.5	12.0	3.3	16.2	73	1,265.0	2	
令和2年	35.0	-9.1	12.2	3.1	14.0	73	1,516.0	11	
令和3年	33.9	-8.4	12.0	3.2	14.3	72	1,504.5	5	
令和4年	34.5	-10.8	11.8	3.1	13.4	73	1,423.0	28	
令和4年	1月	9.5	-10.8	-1.8	3.3	13.4	70	15.0	1
	2月	9.8	-9.4	-1.4	3.3	13.4	67	45.5	28
	3月	21.1	-6.5	5.5	3.5	11.7	66	56.5	8
	4月	26.0	-2.8	12.2	3.4	12.4	69	129.0	0
	5月	29.1	2.0	15.3	3.1	11.2	65	85.5	0
	6月	34.5	9.9	20.1	2.9	12.8	72	130.0	0
	7月	34.1	19.0	24.0	2.6	10.5	78	272.0	0
	8月	33.8	16.9	24.4	2.8	10.4	78	224.5	0
	9月	29.9	12.8	21.3	3.1	12.0	80	318.0	0
	10月	27.1	0.0	12.7	3.3	11.7	77	54.5	0
	11月	19.9	-0.4	8.4	2.7	11.4	78	71.5	0
	12月	12.1	-7.6	1.4	2.9	13.0	71	21.0	4

出典：気象庁ホームページ（気象統計情報）令和5年2月現在（諏訪特別地域気象観測所）

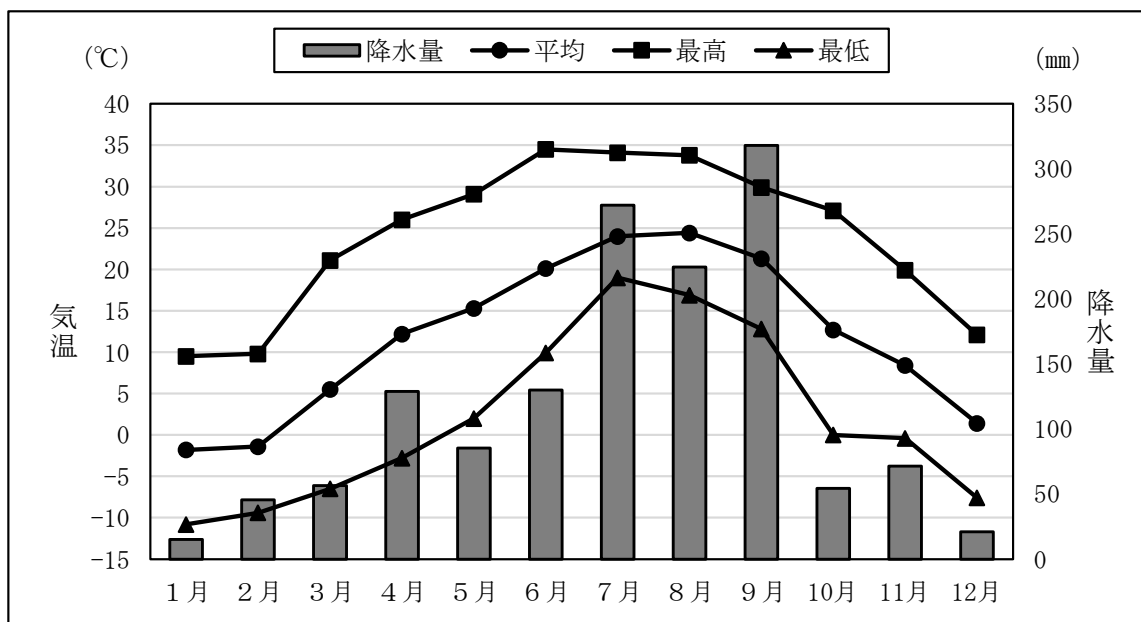


図 2-1-3 月別気温・降水量 (令和 4 年 (2022 年))

第2節 社会的特性

1 人口・世帯数

3市町村の平成24年度（2012年度）から令和3年度（2021年度）における人口及び世帯数の推移を図2-2-1、表2-2-1に示します。

世帯数は、過去10年間概ね増加傾向で推移しています。人口については、茅野市と富士見町は平成24年度（2012年度）以降概ね減少傾向となっています。原村については、平成26年度（2014年度）より増加傾向で推移していましたが、令和3年度（2021年度）は令和2年度（2020年度）に比べ減少しています。

令和3年度（2021年度）の人口は、茅野市が55,121人、富士見町は14,354人、原村は8,040人で、3市町村全体では77,515人です。

平成24年度（2012年度）から令和3年度（2021年度）の人口を比較した10年間の人口推移は、茅野市が1,660人減、富士見町は1,007人減、原村は78人増、本地域全体で2,589人減となっています。

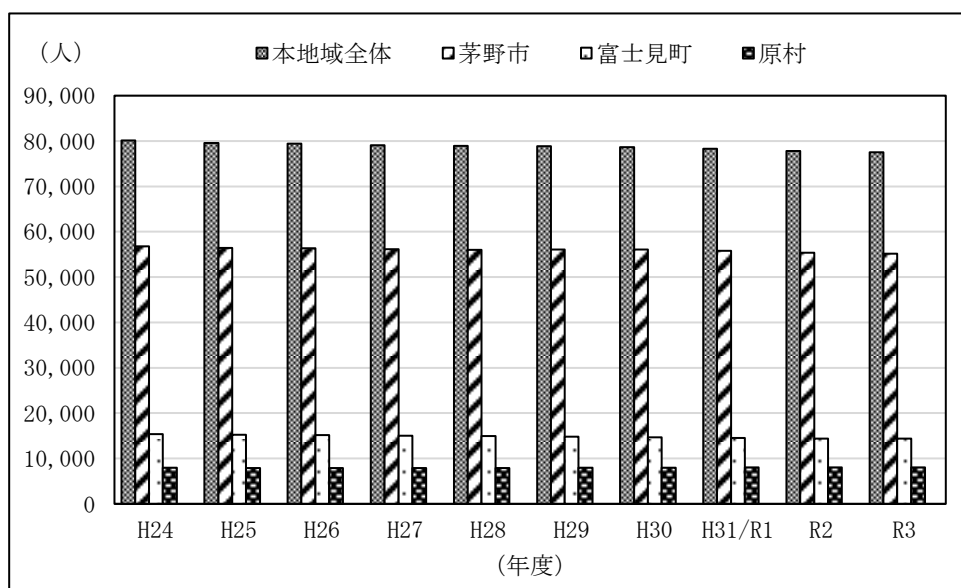


図2-2-1 人口の推移

表 2-2-1 人口・世帯数の推移

区分		世帯数	人口			うち外国人 人口	1世帯 あたり人員
			総数	男性	女性		
		世帯	人	人	人	人	人/世帯
本地域 全体	平成24年度	31,399	80,104	39,484	40,620	1,018	2.6
	平成25年度	31,415	79,561	39,228	40,333	960	2.5
	平成26年度	31,752	79,396	39,166	40,230	979	2.5
	平成27年度	31,938	79,088	39,043	40,045	990	2.5
	平成28年度	32,243	78,907	39,041	39,866	1,099	2.4
	平成29年度	32,703	78,861	39,087	39,774	1,118	2.4
	平成30年度	33,097	78,666	38,987	39,679	1,282	2.4
	平成31年度/ 令和元年度	33,366	78,279	38,809	39,470	1,389	2.3
	令和2年度	33,512	77,825	38,597	39,228	1,409	2.3
	令和3年度	33,907	77,515	38,442	39,073	1,377	2.3
茅野市	平成24年度	22,627	56,781	28,033	28,748	767	2.5
	平成25年度	22,617	56,431	27,849	28,582	716	2.5
	平成26年度	22,882	56,369	27,838	28,531	731	2.5
	平成27年度	23,017	56,153	27,781	28,372	713	2.4
	平成28年度	23,230	56,033	27,792	28,241	782	2.4
	平成29年度	23,594	56,067	27,836	28,231	812	2.4
	平成30年度	23,918	56,044	27,836	28,208	934	2.3
	平成31年度/ 令和元年度	24,104	55,771	27,734	28,037	1,005	2.3
	令和2年度	24,175	55,377	27,566	27,811	995	2.3
	令和3年度	24,446	55,121	27,446	27,675	964	2.3
富士見町	平成24年度	5,714	15,361	7,531	7,830	192	2.7
	平成25年度	5,753	15,238	7,466	7,772	193	2.6
	平成26年度	5,790	15,139	7,405	7,734	197	2.6
	平成27年度	5,803	15,043	7,359	7,684	202	2.6
	平成28年度	5,836	14,958	7,320	7,638	224	2.6
	平成29年度	5,879	14,826	7,269	7,557	219	2.5
	平成30年度	5,883	14,641	7,166	7,475	220	2.5
	平成31年度/ 令和元年度	5,927	14,493	7,081	7,412	247	2.4
	令和2年度	5,953	14,395	7,047	7,348	264	2.4
	令和3年度	6,060	14,354	7,044	7,310	293	2.4
原村	平成24年度	3,058	7,962	3,920	4,042	59	2.6
	平成25年度	3,045	7,892	3,913	3,979	51	2.6
	平成26年度	3,080	7,888	3,923	3,965	51	2.6
	平成27年度	3,118	7,892	3,903	3,989	75	2.5
	平成28年度	3,177	7,916	3,929	3,987	93	2.5
	平成29年度	3,230	7,968	3,982	3,986	87	2.5
	平成30年度	3,296	7,981	3,985	3,996	128	2.4
	平成31年度/ 令和元年度	3,335	8,015	3,994	4,021	137	2.4
	令和2年度	3,384	8,053	3,984	4,069	150	2.4
	令和3年度	3,401	8,040	3,952	4,088	120	2.4

出典：住民基本台帳人口（世帯数・人口：各年9月30日又は10月1日現在、外国人人口：各年度末現在）

2 産業

(1) 産業別就業者数

3市町村の就業者数を表2-2-2、3に示します。

表2-2-2 産業別就業者数

[本地域全体]		平成22年	平成27年	令和2年
区分	産業分類 (H19~)			
	就業者数 (人)	総就業者数	41,010	40,209
第1次産業		4,349	3,921	3,591
農業、林業		4,344	3,918	3,588
漁業		5	3	3
第2次産業		14,131	13,902	13,162
鉱業、採石業、砂利採取業		17	22	14
建設業		2,802	2,861	2,617
製造業		11,312	11,019	10,531
第3次産業		21,043	22,043	21,542
電気・ガス・熱供給・水道業		112	104	116
情報通信業		305	345	372
運輸業、郵便業		1,126	1,003	952
卸売業、小売業		4,619	4,500	4,378
金融業、保険業		504	481	461
不動産業、物品賃貸業		486	585	496
学術研究、専門・技術サービス業		803	791	846
宿泊業、飲食サービス業		3,469	3,567	3,049
生活関連サービス業、娯楽業		1,416	1,470	1,401
教育、学習支援業		1,417	1,435	1,508
医療、福祉		3,738	4,519	4,793
複合サービス事業	397	543	472	
サービス業	1,802	1,733	1,703	
公務	849	967	995	
分類不能	1,487	343	691	
構成比 (%)	総就業者数	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	10.6	9.8	9.2
	第2次産業	34.5	34.6	33.8
	第3次産業	51.3	54.8	55.3
	分類不能	3.6	0.9	1.8

出典：国勢調査（総務省統計局）

[茅野市]

[茅野市]		平成22年	平成27年	令和2年
区分	産業分類 (H19~)			
	就業者数 (人)	総就業者数	28,807	28,683
第1次産業		2,121	1,943	1,752
農業、林業		2,117	1,940	1,749
漁業		4	3	3
第2次産業		10,155	10,316	9,726
鉱業、採石業、砂利採取業		9	12	6
建設業		1,936	2,057	1,818
製造業		8,210	8,247	7,902
第3次産業		15,162	16,141	15,584
電気・ガス・熱供給・水道業		81	74	89
情報通信業		207	233	251
運輸業、郵便業		804	717	678
卸売業、小売業		3,422	3,389	3,292
金融業、保険業		404	376	346
不動産業、物品賃貸業		368	486	383
学術研究、専門・技術サービス業		536	530	559
宿泊業、飲食サービス業		2,679	2,812	2,369
生活関連サービス業、娯楽業		1,002	1,055	1,013
教育、学習支援業		909	981	1,044
医療、福祉		2,640	3,195	3,329
複合サービス事業	240	348	315	
サービス業	1,332	1,295	1,269	
公務	538	650	647	
分類不能	1,369	283	507	
構成比 (%)	総就業者数	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	7.4	6.8	6.4
	第2次産業	35.3	36.0	35.3
	第3次産業	52.6	56.3	56.5
	分類不能	4.8	1.0	1.8

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 2-2-3 産業別就業者数

[富士見町]

区分		平成22年	平成27年	令和2年
産業分類 (H19~)				
就業者数 (人)	総就業者数	7,914	7,380	7,223
	第1次産業	1,038	971	926
	農業, 林業	1,037	971	926
	漁業	1	-	-
	第2次産業	2,825	2,466	2,280
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	7	9	6
	建設業	588	522	514
	製造業	2,230	1,935	1,760
	第3次産業	3,950	3,895	3,933
	電気・ガス・熱供給・水道業	17	17	17
	情報通信業	57	66	77
	運輸業, 郵便業	232	189	185
	卸売業, 小売業	772	722	699
	金融業, 保険業	65	67	75
	不動産業, 物品賃貸業	76	62	73
	学術研究, 専門・技術サービス業	172	154	171
	宿泊業, 飲食サービス業	482	465	418
	生活関連サービス業, 娯楽業	294	299	286
	教育, 学習支援業	352	303	314
	医療, 福祉	780	916	1,002
	複合サービス事業	117	137	114
サービス業	329	287	287	
公務	205	211	215	
分類不能	101	48	84	
構成比 (%)	総就業者数	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	13.1	13.2	12.8
	第2次産業	35.7	33.4	31.6
	第3次産業	49.9	52.8	54.5
	分類不能	1.3	0.7	1.2

出典：国勢調査（総務省統計局）

[原村]

区分		平成22年	平成27年	令和2年
産業分類 (H19~)				
就業者数 (人)	総就業者数	4,289	4,146	4,194
	第1次産業	1,190	1,007	913
	農業, 林業	1,190	1,007	913
	漁業	-	-	-
	第2次産業	1,151	1,120	1,156
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	1	2
	建設業	278	282	285
	製造業	872	837	869
	第3次産業	1,931	2,007	2,025
	電気・ガス・熱供給・水道業	14	13	10
	情報通信業	41	46	44
	運輸業, 郵便業	90	97	89
	卸売業, 小売業	425	389	387
	金融業, 保険業	35	38	40
	不動産業, 物品賃貸業	42	37	40
	学術研究, 専門・技術サービス業	95	107	116
	宿泊業, 飲食サービス業	308	290	262
	生活関連サービス業, 娯楽業	120	116	102
	教育, 学習支援業	156	151	150
	医療, 福祉	318	408	462
	複合サービス事業	40	58	43
サービス業	141	151	147	
公務	106	106	133	
分類不能	17	12	100	
構成比 (%)	総就業者数	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	27.7	24.3	21.8
	第2次産業	26.8	27.0	27.6
	第3次産業	45.0	48.4	48.3
	分類不能	0.4	0.3	2.4

出典：国勢調査（総務省統計局）

本地域の就業者数は、令和2年（2020年）現在で38,986人であり、平成27年（2015年）から減少しています。産業分類別でも、いずれの産業も減少しています。

構成比でみると、令和2年（2020年）は第1次産業9.2%、第2次産業33.8%、第3次産業55.3%です。また、第1次産業の割合が最も高いのは原村、第2次産業及び第3次産業の割合が最も高いのは茅野市です。

(2) 産業の概要

3市町村の産業の概要を表2-2-4に示します。

農業は、広大な農地による水稻栽培や冷涼な気象条件を生かした高原野菜・花き・畜産など、特色ある農業を展開しています。

工業は、戦前の製糸業中心から、精密機械工業中心へと転換し、急激な発展を遂げました。近年では、情報機器製品への転換が進み、先端技術産業分野へと変化しています。地場産業については、清酒・味噌・寒天・のこぎりなどの特産品があります。

商業は、既存商店街に零細店舗が多く、経営者の高齢化・空き店舗の増加が見受けられます。一方、大規模小売店舗立地法の規制緩和、土地区画整理事業や街路事業の整備に伴い、量販店・ディスカウント店などの増加が顕著となっています。

表2-2-4 産業の概要

項目	単位	基準日等	茅野市	富士見町	原村	資料出所・備考
民営事業所総数	(所)	H28.6.1	3,045	683	400	県総合政策課統計室「平成28年経済センサス活動調査結果(確報)」 (事業内容等が不詳の事業所を含む)
総従業者数	(人)		25,020	7,570	2,004	
1事業所当たりの従業者数	(人)		8.2	11.1	5.0	
農家数 (総農家)	(戸)	R2.2.1	1,988	920	555	県総合政策課統計室「2020年農林業センサス農林業経営体調査結果(確定値)」
基幹的農業従事者数 (個人経営体)	(人)		1,050	557	650	
経営耕地面積 (総農家)	(ha)		1,299	978	740	
農業産出額	(千万円)	令和2年	324	274	363	農林水産省「令和2年生産農業所得統計」
製造業事業所数	(所)	R2.6.1	203	56	16	県総合政策課統計室「2020年工業統計調査結果(確報)」 (従業者4人以上)
製造業従業者数	(人)		8,485	3,171	338	
製造品出荷額等	(千万円)	平成31年/ 令和元年	20,624	4,855	706	
商業事業所数	(店)	H28.6.1	472	94	37	県総合政策課統計室「平成28年経済センサス活動調査 卸売業・小売業に関する結果(確報)」
商業従業者数	(人)		2,961	541	165	
年間商品販売額	(千万円)		8,351	1,189	307	

(3) 観光

本地域は、八ヶ岳中信高原国定公園を中心に、山岳、高原、湖など変化に富んだ自然環境や湯量豊富な温泉を有し、さらに、尖石遺跡・井戸尻遺跡など文化財や御柱祭に代表される様々な伝統行事が残されており、多くの観光客が訪れます。

観光客の推移は、表 2-2-5、図 2-2-2 に示すとおりで、令和 2 年（2020 年）及び令和 3 年（2021 年）は新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく減少しました。

表 2-2-5 観光客の推移

(単位：百人)

市町村	観光地	平成29年	平成30年	平成31年/ 令和元年	令和 2 年	令和 3 年
茅野市	蓼科	14,884	14,951	14,808	10,039	11,428
	白樺湖	8,045	8,029	7,869	4,814	5,561
	奥蓼科	930	930	939	463	405
	八ヶ岳	1,938	1,914	1,855	1,448	1,436
	車山	6,592	6,620	6,557	4,359	4,526
	尖石	610	571	563	289	293
	小計	32,999	33,015	32,591	21,412	23,649
富士見町	入笠山	4,201	4,060	4,038	2,464	2,335
	富士見高原	4,017	3,862	3,513	5,293	5,550
	小計	8,218	7,922	7,551	7,757	7,885
原村	八ヶ岳中央高原	1,851	1,741	1,705	933	1,467
合計		43,068	42,678	41,847	30,102	33,001

出典：令和 3 年長野県観光地利用者統計

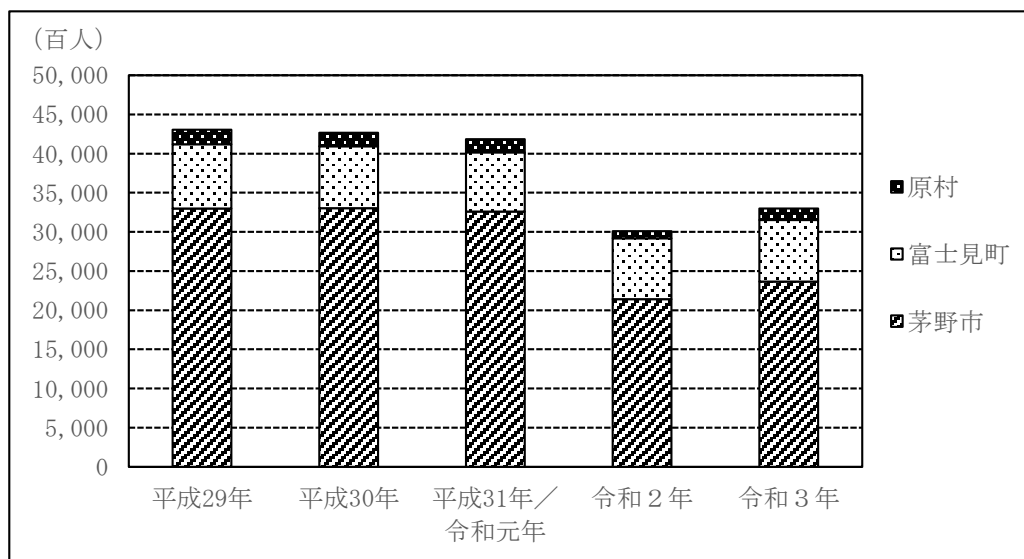


図 2-2-2 観光客の推移

3 交通

本地域の主要な交通網を図 2-2-3 に示します。

本地域の道路は、基軸となる中央自動車道を中心に、国道 3 路線、主要地方道 5 路線、一般県道 13 路線を主軸として、住民の最も身近な生活道路である市町村道により形成されています。

道路網は、本地域の南西部を北西から南東に走る中央自動車道、国道 20 号及び国道 299 号が骨格となり、これに他の道路が縦横に連結し、地域住民の利便、産業開発、地域振興等に重要な役割を果たしています。

また、首都圏と本地域を結ぶ J R 中央本線は、本地域に 5 駅を有しています。

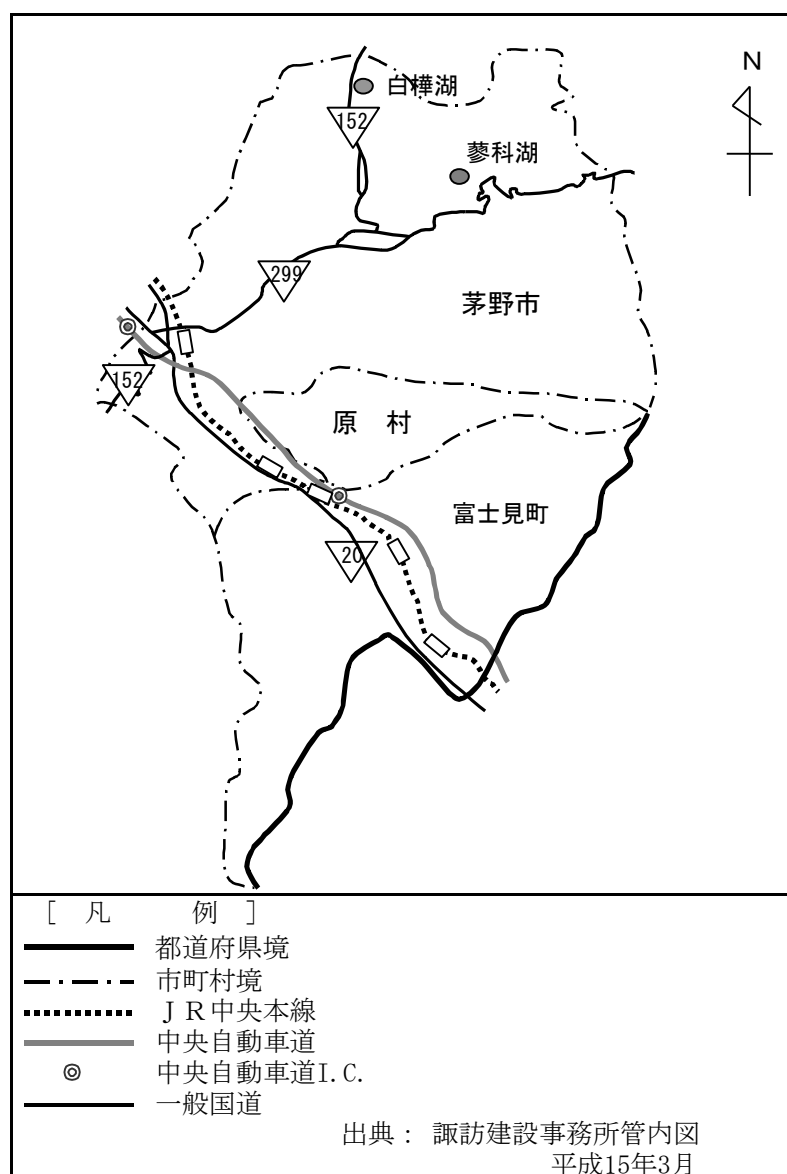


図 2-2-3 主要な交通網

4 土地利用

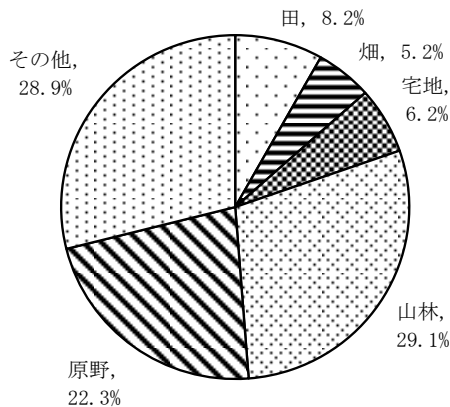
令和3年（2021年）1月1日現在における3市町村の土地利用状況は、表2-2-6及び図2-2-4に示すように、本地域全体の総面積454.61km²のうち、山林がもっとも多く132.23km²と全体の29.1%を占めています。

表2-2-6 土地利用の状況（令和3年（2021年）1月1日現在）

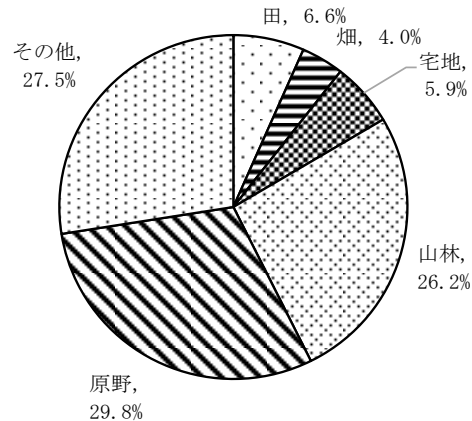
区分		総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
本地域全体	面積 (km ²)	454.61	37.21	23.85	28.41	132.23	101.49	131.43
	構成比 (%)	100.0	8.2	5.2	6.2	29.1	22.3	28.9
茅野市	面積 (km ²)	266.59	17.58	10.56	15.85	69.72	79.57	73.31
	構成比 (%)	100.0	6.6	4.0	5.9	26.2	29.8	27.5
富士見町	面積 (km ²)	144.76	12.71	7.04	8.20	59.77	14.15	42.89
	構成比 (%)	100.0	8.8	4.9	5.7	41.3	9.8	29.6
原村	面積 (km ²)	43.26	6.92	6.25	4.36	2.74	7.77	15.23
	構成比 (%)	100.0	16.0	14.4	10.1	6.3	18.0	35.2

出典：諏訪地方統計要覧 令和3年度版

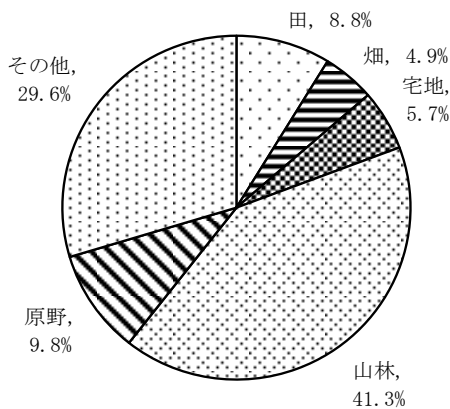
[本地域全体]



[茅野市]



[富士見町]



[原村]

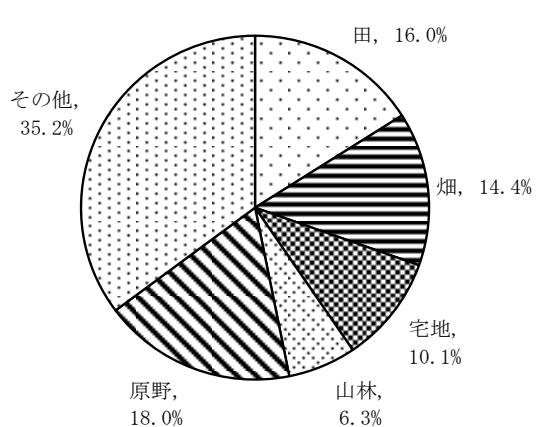


図2-2-4 土地利用の状況

5 主な社会資本

主な社会資本の状況を表 2-2-7 に示します。

3 市町村の上水道の普及率は、96.3%～99.6%です。

水源は地下水・表流水・湧水を利用し、生活用水や工業用水等のほとんどは地下水や湧水です。

3 市町村の下水道は、諏訪湖流域関連公共下水道（天竜川水系）を骨格とし、本地域の南端部は富士川水系であることから単独公共下水道となっています。また、農村地域においては、農業集落排水事業による整備が進められています。令和4年（2022年）3月末の下水道等普及率（供用開始告示区域内人口／行政区内人口）は各市町村とも90%を超えています。

表 2-2-7 主な社会資本の状況

項目		単位	基準日等	茅野市	富士見町	原村	資料出所・備考
上水道	水道数	(所)	R3. 4. 1	1	1	1	諏訪地方統計要覧 令和3年度版
	給水人口 (現在)	(人)		53,036	14,070	8,006	
	普及率	(%)		96.3	98.1	99.6	
下水道等	公共下水道	(%)	令和3年度末	97.2	79.0	73.7	長野県（環境部）プレスリリース 令和4年8月25日 「令和3年度末における長野県の汚水処理人口普及率（下水道等普及率）がまとまりました」
	農業集落排水施設等	(%)		—	11.4	—	
	浄化槽、コミュニティプラント	(%)		2.3	7.3	19.9	
	合計	(%)		99.6	97.7	93.6	
都市公園面積		(ha)	R3. 3. 1	85.69	8.21	—	2021年 長野県の都市計画資料編
病院・診療所数 (歯科を除く)		(所)	R2. 10. 1	37	9	5	諏訪地方統計要覧 令和3年度版

※四捨五入しているため合計が合わないことがある。

第3節 環境質

1 大 気

長野県では、環境基準の達成状況等を監視するために、令和2年度（2020年度）には一般環境大気測定局16局、道路周辺大気測定局5局及び移動局2局で大気を測定しています。

本地域最寄りの測定局等における測定結果を表2-3-1に示します。諏訪合同庁舎における一般環境大気は良好といえます。また、光化学オキシダントは、諏訪合同庁舎を含む県内15または16測定局すべてで環境基準を超えた日がありましたが、注意報を発令する状況はありませんでした。

表2-3-1 大気質の状況

[一般環境大気環境基準達成状況]

区分	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子物質			微小粒子状物質		
	年度			年度			年度			年度		
	H30	H31/R1	R2	H30	H31/R1	R2	H30	H31/R1	R2	H30	H31/R1	R2
諏訪合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例：○環境基準達成、●環境基準未達成

出典：県水大気環境課「令和2年度大気汚染等測定結果」

[光化学オキシダントの環境基準超過日数]

区分	年度		
	H30	H31/R1	R2
諏訪合同庁舎	37	40	34
平均（県内15または16測定所）	50	48	38

出典：県水大気環境課「令和2年度大気汚染等測定結果」

2 水 質

長野県では、環境基準の達成状況等を監視するために、主要河川・湖沼において、「人の健康の保護に関する項目」、「生活環境の保全に関する項目」等について水質を測定しています。

本地域における測定結果を表2-3-2に示します。

河川水質は、大腸菌群数を除き、環境基準を達成しています。

湖沼水質については、蓼科湖流出部のpHが環境基準を超過しています。

なお、諏訪湖は、昭和61年（1986年）10月に湖沼水質保全計画の指定を受け、昭和62年度（1987年度）以降5年ごとに湖沼水質保全計画を定め水質改善を進めてきました。その結果、表2-3-3に示すとおり、富栄養化要因の全りんについて水質目標値、環境基準が達成されるなど、水質は少しずつ改善しているものの、COD、全窒素の水質目標値及び環境基準の達成には至っていません。現在は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする第8期諏訪湖水質保全計画が令和5年（2023年）3月に定められています。

表 2-3-2 水質の状況（令和3年度（2021年度））

[河川]

水域名	測定地点	類型	pH 日間平均値 最小値～最大値	DO 年平均値 (mg/l)	BOD		SS 年平均値 (mg/l)	大腸菌群数 年平均値 (MPN/100ml)
					年平均値 (mg/l)	75%値 (mg/l)		
宮川	西茅野大橋 (茅野市)	A	7.7～8.4	9.9	0.6	0.6	2	6,200
上川	矢ヶ崎橋 (茅野市)	A	7.1～7.8	9.8	0.6	0.6	3	5,700
富士川 (釜無川)	武智川合流点上 (富士見町)	AA	8.0～8.4	9.7	0.6	<0.5	10	510
環境基準		AA	6.5以上	7.5以上	1以下		25以下	50以下
		A	8.5以下		2以下			1,000以下

[湖沼]

水域名	測定地点	類型	pH 日間平均値 最小値～最大値	DO 年平均値 (mg/l)	COD		SS 年平均値 (mg/l)	大腸菌群数 年平均値 (MPN/100ml)
					年平均値 (mg/l)	75%値 (mg/l)		
白樺湖	流出部 (茅野市)	A	6.9～7.8	8.7	2.6	2.6	4	370
蓼科湖	流出部 (茅野市)	A	7.7～ 8.8	10	1.8	1.9	2	280
環境基準		A	6.5以上 8.5以下	7.5以上	3以下		5以下	1,000以下

凡例：下線は環境基準を達成していないもの

出典：長野県「令和3年度水質測定結果」

表 2-3-3 諏訪湖の水質の状況（令和3年度（2021年度））

(mg/L)

項目	類型	COD		全窒素	全りん	
		75%値	(参考) 年平均値	年平均値	年平均値	
水質目標 (令和8年度) ※1	A(IV)	4.7	4.0	0.62	現状水準の維持 (現状：0.041)	
環境基準値	A(IV)	3	—	0.6	0.05	
令和3年度 測定結果	(環境基準点3地点)	A(IV)	4.1～5.5	3.9	0.59～0.62	0.035～0.041
	湖心	A(IV)	4.1	3.6	0.59	0.035
	初島西(諏訪市)	A(IV)	4.8	4.0	0.62	0.041
	塚間川沖200m(岡谷市)	A(IV)	5.5	4.1	0.62	0.037

※1 COD(75%値)、全窒素及び全りんの年平均値は諏訪湖の環境基準点3地点の最高値とする。

COD(年平均値)は、各環境基準点の年平均値を全地点で平均した値とする。

※2 **下線**は水質目標及び環境基準値を達成していない地点があることを示す。

出典：長野県「諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画」、「令和3年度水質測定結果」

3 ダイオキシン類

長野県では、ダイオキシン類の環境基準の達成状況等を監視するために、大気、土壌、河川・湖沼、地下水及び水底の底質について測定しています。

本地域最寄りの調査地点における測定結果を表 2-3-4 に示します。

いずれの調査項目、調査地点においても環境基準を達成しています。

なお、近年土壌については本地域近傍では調査が行われていません。

表 2-3-4 ダイオキシン類の状況

項目	調査地点	単位	測定結果					環境基準
			H29年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度	
大気	諏訪局	pg-TEQ/m ³	—	—	—	0.0081	—	0.6
	下諏訪町樋橋公民館※	pg-TEQ/m ³	0.016	0.016	0.017	0.0050	0.011	
	下諏訪町町屋敷公会所※	pg-TEQ/m ³	0.028	0.014	0.012	0.0047	0.0084	
河川・湖沼	諏訪湖（湖心）	pg-TEQ/l	0.22	0.14	0.16	0.14	0.090	1
地下水	茅野市民館	pg-TEQ/l	—	—	0.012	—	—	1
水底の底質	諏訪湖（湖心）	pg-TEQ/g	23	22	20	19	20	150

※は産業廃棄物焼却施設周辺調査

出典：長野県「長野県のダイオキシン類の調査結果」

第4節 将来像

本計画は、ごみの発生・排出抑制から再使用、再資源化、収集運搬、中間処理、最終処分に至るすべてを包括するものです。すなわち、ごみを将来にわたって適正に処理するためのあるべき姿を求めるものであり、各市町村におけるごみ処理のマスタープランといえます。

したがって、上位計画等との整合をとる必要があり、その将来像を以下に示します。

1 長野県

『しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～』は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5か年を計画期間とする、県政運営の基本となる総合計画です。

しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～に示されているこれからの長野県づくりの方向及び人口、経済の見通しを表2-4-1に示します。

表2-4-1 しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～における将来像

しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～	【基本目標】	確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る
	【政策の柱】	<ol style="list-style-type: none"> 1 持続可能で安定した暮らしを守る 2 創造的で強靱な産業の発展を支援する 3 快適でゆとりのある社会生活を創造する 4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる 5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる
	【達成目標】 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ◇温室効果ガス総排出量 14,572千t-CO₂（平成30年度） → 9,633千t-CO₂（令和9年度） ◇再生可能エネルギー生産量 2,9万TJ（令和2年度） → 3.7万TJ（令和9年度） ◇河川における環境基準達成率 100%（令和3年度） → 100%（令和9年度） ◇湖沼における環境基準達成率 40%（令和3年度） → 60%（令和9年度） ◇大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く） 100%（令和3年度） → 100%（令和9年度） ◇1人1日当たりのごみ排出量 807グラム（令和2年度） → 790グラム（令和7年度） ◇製造品出荷額等 60,431億円（令和2年） → 2020年比+10.6%（令和7年） ◇農業農村総生産額 3,579億円（令和2年） → 3,700億円（令和9年） ◇木材生産量 625千m³（令和3年） → 830千m³（令和9年） ◇就業率（15歳以上人口） 62.4%（令和3年） → 64.9%（令和9年） ◇一般廃棄物リサイクル率 21.4%（令和2年度） → 20%（令和7年度）

2 諏訪地域広域行政圏

平成 21 年（2009 年）3 月のふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」（平成 14 年（2002 年）3 月）が当初の役割を果たしたと判断されたことから、諏訪広域連合では、その内容を受け継ぎ、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までを計画期間とする第 5 期広域計画を策定しています。

同計画における将来像を表 2-4-2 に示します。

表 2-4-2 諏訪広域連合 広域計画における将来像

期間：令和 4 年度～令和 8 年度				
内容：「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」を継承し、圏域の均衡ある発展を目指す				
基本理念				
交流と連携による 安全で住みやすい 郷土づくり	健康で明るくあたたかく 思いやりのある郷土づくり	雄大な自然を愛し、 守っていく美しい郷土づくり	仕事に誇りを持ち、 活気あふれる豊かな郷土づくり	教養を高め、香り高い文化を はぐくむ郷土づくり

3 3市町村の将来像

各市町村の総合計画基本構想における将来像を表2-4-3に示します。

表2-4-3 3市町村の総合計画における将来像

茅野市	名称	第5次茅野市総合計画
	策定年月	平成30年9月
	計画期間	平成30年度～令和9年度
	将来像	八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなすやさしさと活力あるまち
	まちづくりの基本方針	1. 地域やあらゆる世代で支え合う仕組みづくり 2. 21世紀を生きる力を育む仕組みづくり 3. まちの活力の向上を図る仕組みづくり 4. 安全・安心・豊かな暮らしを支える社会基盤づくり 5. あらゆる主体による協働のまちづくりに向けた仕組みづくり
	将来指標	目標年次：令和9年度 人口 54,200人
富士見町	名称	第6次富士見町総合計画
	策定年月	令和5年3月
	基本構想の計画期間	令和5年度～令和12年度
	将来像	世界に展かれた高原の文化都市
	目標	目標1 子どもがのびのびと育っていくまち 目標2 地域と産業が成長するまち 目標3 町民が生き生きと暮らし続けられるまち 目標4 安心安全で生活基盤が確かなまち 目標5 人口減少しても元気なまち 目標6 行財政運営が健全で持続可能なまち
	将来指標	目標年次：令和27年度 人口 11,000人
原村	名称	第5次原村総合計画（後期基本計画）
	策定年月	令和3年3月
	基本構想の計画期間	平成28年度～令和6年度
	将来像	人と自然と文化が息づく 美しい村
	村づくりの目標	1. 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり 2. 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり 3. 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり 4. 産業振興による魅力・活力のある村づくり 5. 皆が活躍できる持続可能な村づくり
	将来指標	目標年次：令和6年 人口 7,359人

第3章 関係法令と関連計画等

第1節 関係法令

政府は、平成12年度（2000年度）を「循環型社会元年」と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする循環関係法6本を成立させ、21世紀の循環型社会の構築を目指した廃棄物・リサイクル関連法体系を整備しました。さらに、平成25年度（2013年度）には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、令和4年度（2022年度）には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しています。

廃棄物・リサイクル関係法体系を図3-1-1に示します。

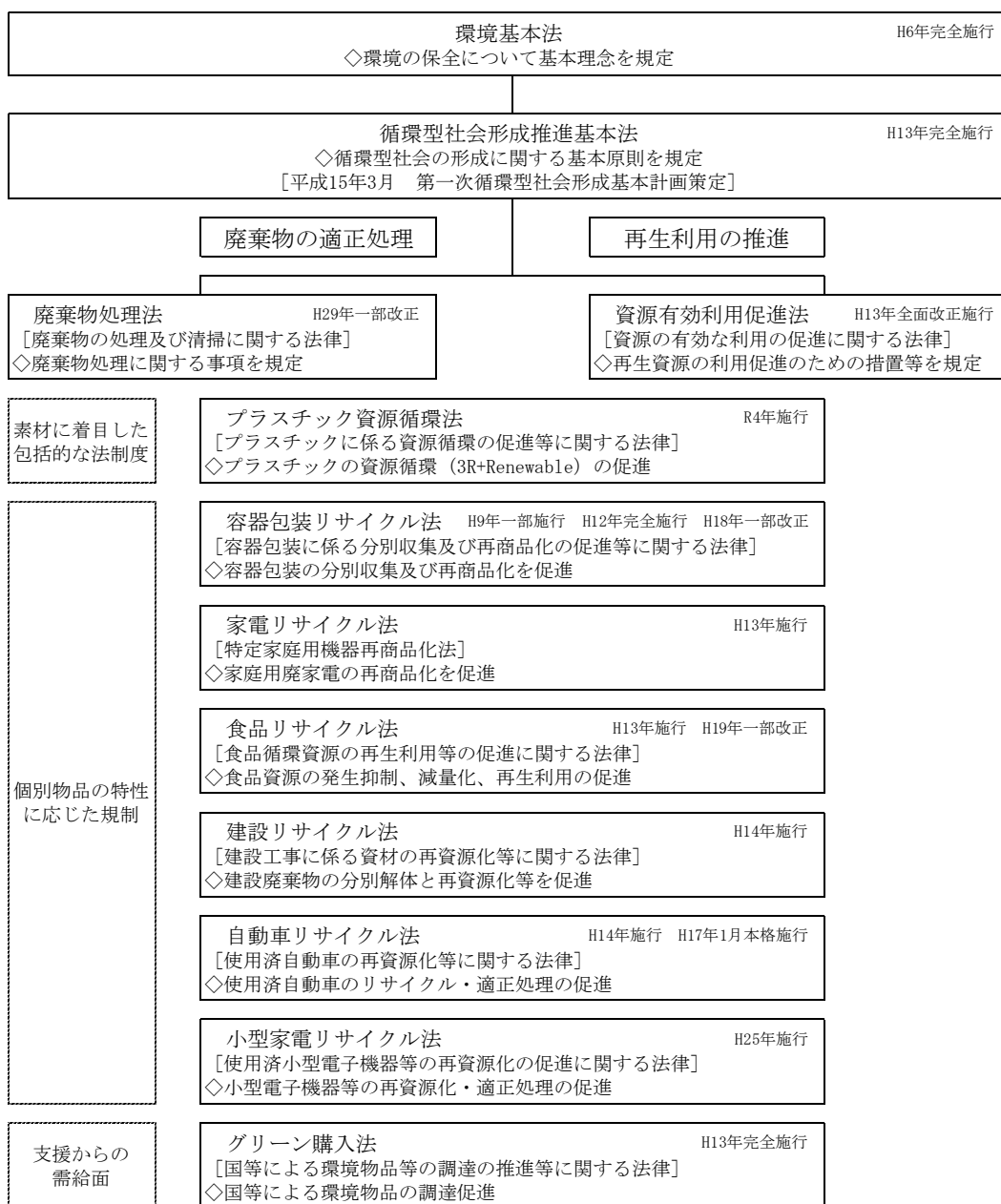


図3-1-1 廃棄物・リサイクル関係法体系

第2節 関連計画等

1 国

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画であり、平成30年（2018年）6月に第四次計画が策定されました。

第三次計画（平成25年（2013年）5月）で定めた数値目標に対する進捗状況の点検結果等を踏まえ、第四次計画では数値目標を強化するなど引き続き物質フロー指標と取組指標を設定しています。目標年次は、令和7年度（2025年度）に設定しています。

表3-2-1 数値目標

	指標	目標値（令和7年度）
循環型社会の全体像に関する物質フロー指標	○入口：資源生産性	約49万円/トン
	○循環：入口側の循環利用率	約18%
	○循環：出口側の循環利用率	約47%
	○出口：最終処分量	約1,300万トン
	※資源生産性＝GDP（国内総生産）／天然資源等投入量 ※入口側の循環利用率＝循環利用量／（天然資源等投入量＋循環利用量） ※出口側の循環利用率＝循環利用量／廃棄物等発生量	
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する項目別物質フロー指標	○1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日
	○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日
	○事業系ごみ排出量	約1,100万トン
	※ごみ排出量：計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の総量 ※家庭系ごみ排出量：集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量	

2 長野県

(1) 第五次長野県環境基本計画

第五次長野県環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和5年（2023年）3月に策定されました。第五次環境基本計画では、「共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」を基本目標とし、長野県が目指す将来像を具体的に示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年を対象としています。

環境基本計画のうち、ごみ処理に関する事項を整理し、表3-2-2に示します。

表3-2-2 第五次長野県環境基本計画（ごみ処理）の概要

将来像	○県民一人ひとりに持続可能な開発目標SDGsのゴール12「つくる責任つかう責任」の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動の見直しがされ、生産・流通・使用・再資源化・廃棄といったライフサイクル全体での資源循環の高度化が進み、環境負荷の少ない循環型社会が形成されています。		
施策の方向性	○3R（ごみを減らす、繰り返し使う、再生して利用する）に、使い捨てプラスチック製品等から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた4Rに取り組みます。 ○災害により発生する災害廃棄物、感染症の影響による生活様式の変化に伴うごみの増加、高齢者等でごみ出しが困難な方への支援など、様々な課題に対し、関係者と連携して取り組みます。 ○廃棄物分野におけるCO ₂ 排出抑制のため、化石燃料由来のプラスチック焼却量の低減、熱エネルギーの有効利用など2050ゼロカーボンに向けた取組を進めます。 ○廃棄物の排出事業者や処理業者、廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理を推進します。		
達成目標	指標名	現状	目標
	一般廃棄物総排出量	611千トン (1人1日当たりのごみ排出量 807グラム) (令和2年度実績)	583千トン (1人1日当たりのごみ排出量 790グラム) (令和7年度)
	産業廃棄物総排出量	4,482千トン (平成30年度)	4,482千トン (令和7年度)
	一般廃棄物リサイクル率	21.4% (令和2年度実績)	20.0% (令和7年度)
施策	(1) 廃棄物の4Rの推進 ア 4Rの推進 ○一般廃棄物の発生抑制の推進（リデュース） ○産業廃棄物の発生抑制の推進（リデュース） ○再使用の推進（リユース） ○再生利用の推進（リサイクル） ○代替素材への転換（リプレイス） イ 循環経済への転換の挑戦 ○環境等に配慮した製品・サービスの開発・提供 ○環境等に配慮した製品・サービスの利用 ○廃棄物の削減・再資源化 (2) 廃棄物の適正処理の推進 ア 廃棄物の適正処理体制の整備 ○一般廃棄物の適正処理の確保 ○産業廃棄物の適正処理の確保 ○特定有害産業廃棄物等の適正処理 ○災害等緊急時の適正処理体制の確保 イ 廃棄物の不法投棄等の防止		

(2) 長野県廃棄物処理計画（第5期）

長野県は、廃棄物の発生抑制、資源化促進、適正処理など、それぞれの段階における施策の方向性を示し、そのための県民、事業者、市町村及び県の主体別取組を掲げ、循環型社会の形成を推進するものとして、令和3年（2021年）4月に長野県廃棄物処理計画（第5期）を策定しました。本計画には長野県食品ロス削減推進計画及び長野県ごみ処理広域化・集約化計画を包含しています。

計画期間は、長野県廃棄物処理計画（第5期）及び長野県食品ロス削減推進計画は令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間、長野県ごみ処理広域化・集約化計画は令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間としています。

一般廃棄物の減量化の目標等の概要を表3-2-3に示します。

表3-2-3 長野県廃棄物処理計画の概要

区分	H30年度 実績値	R2年度 推計値	R7年度 推計値	R7年度 目標値
1人1日当たりのごみ排出量	811g	810g	807g	790g
うち、家庭系ごみ	413g	411g	406g	406g
総排出量	622千t	616千t	595千t	583千t
リサイクル率	20.6%	20.4%	19.6%	20.0%
最終処分量	50千t	51千t	47千t	47千t

※長野県内の一般廃棄物全体数値

取組目標	
「つくる責任 つかう責任」を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～	
<p>SDGsでは、廃棄物の分野は複数のゴールに関係し、中でもゴール12「つくる責任 つかう責任」は、持続可能な生産消費形態を確保することを目指す循環型社会推進を象徴するゴールです。</p> <p>信州の美しい自然や環境を後世に引き継いでいくため、この「つくる責任 つかう責任」を意識して、新しい生活様式の実践下においてもプラスチックごみや食品ロスなどの廃棄物の発生抑制に努めるとともに、持続可能な資源への転換等を進めるなど、4Rに県民一丸で取り組みましょう。</p>	
重点方針	
4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進	<p>循環型社会の形成の推進に当たっては、“できるだけごみにしない”という、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユース「2R」の取組を積極的に進めることに加え、循環資源としての廃棄物のリサイクルも進めていく必要があります。</p> <p>さらに、プラスチック廃棄物の問題や気候変動への対応を考慮し、長野県脱炭素社会づくり条例で推進する使い捨てプラスチック製品等からリプレイス（Replace：代替素材への転換）の取組を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。</p>
パートナーシップで課題を解決	<p>近年の気候変動がもたらす大雨や台風による災害、また、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、さらには、人口減少と高齢化の進行などの課題に対し、災害に関しては平時における関係者との体制構築や非常時における迅速な災害廃棄物処理、また、生活様式の変化に関しては、より適切な廃棄物の分別・排出への協力、さらには、高齢者の廃棄物処理に関しては地域連携による支援など、課題解決のためには様々な方とのパートナーシップが欠かせません。</p> <p>本計画では、SDGsの視点を踏まえ、新たな課題解決に向けて県民、地域・NPO、事業者、行政機関などあらゆる主体と連携して取り組みます。</p>
脱炭素社会実現へのチャレンジ	<p>廃棄物の発生抑制に取り組むことはもちろん、やむを得ず焼却等処理される廃棄物においても、そこから生じるエネルギーを地域に循環させていくことで資源の有効活用が図られます。</p> <p>また、ごみ処理施設の集約化・大規模化など高効率な施設整備は、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待され、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減につながります。</p> <p>これら取組の推進によって、化石燃料への依存度を軽減し、低炭素な社会の実現に寄与し、ひいては地球規模の課題である地球温暖化防止へも貢献します。</p>
各主体の役割	
県民、地域・NPO（市民活動団体）	<p>県民等は、日常生活の中でごみを排出していることから、自らの日常生活における一人ひとりの行動が重要であることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて「4R（発生抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換）」に努めます。</p> <p>また、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて排出を行いリサイクルに協力するとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクル料金の適正な負担や引渡しを行います。</p>
事業者	<p>排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4Rに努めます。また、上記取組を県民に広く周知し、県民に長野県版エシカル消費を促すとともに、循環型社会形成の機運を高めるように努めます。</p> <p>廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら廃棄物処理技術にかかる調査研究を行い、取組を進めて4Rに努めます。</p>
市町村・広域連合・一部事務組合	<p>市町村等は、区域内の一般廃棄物を適正に処理するとともに、住民、排出事業者、廃棄物処理業者、県及び国と連携し、自ら取組を進めて区域内の4Rを推進します。</p>
県	<p>県は、県内における廃棄物の状況を把握するとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村及び国と連携し、自ら取組を進めて県内の4Rを推進します。</p>

4 R等の推進	
廃棄物の発生抑制 (リデュース)の 推進	<p>【一般廃棄物のリデュース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活系一般廃棄物の減量化 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理の有料化制度 ・信州プラスチックスマート運動の推進 ・環境教育 ○事業系一般廃棄物の減量化 <ul style="list-style-type: none"> ・3 R実践協定の促進 ・市町村等と連携した呼び掛け ○食品ロスの削減 <ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～ ・未利用食品の提供の呼び掛け（フードバンク活動、フードドライブの推進） ・家庭から排出される食品ロス調査の促進 <p>【産業廃棄物のリデュース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排出事業者の自主的な発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者及び準多量排出事業者の廃棄物の処理計画 ・排出事業者の発生抑制 ○環境マネジメントシステムの導入 ○長野県産業廃棄物3 R実践協定
使用済み製品の再 使用（リユース） の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・信州プラスチックスマート運動の推進 ・市町村等のリユースの取組を広報
適正な再生利用 (リサイクル)の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種リサイクル法の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装廃棄物のリサイクル（容器包装リサイクル法） ・使用済みの家電製品のリサイクル（家電リサイクル法） ・食品廃棄物のリサイクル（食品リサイクル法） ・建設系廃棄物のリサイクル（建設リサイクル法） ・使用済みの自動車のリサイクル（自動車リサイクル法） ・使用済小型家電のリサイクル（小型家電リサイクル法） ・パソコン、小型二次電池のリサイクル（資源有効利用促進法） ○自主的なリサイクル <ul style="list-style-type: none"> ・インクカートリッジのリサイクル ・信州リサイクル製品の普及 ・県民・事業者・市町村等が取り組むリサイクル ・ごみの分別収集 ○廃棄物のエネルギー利用の推進（熱回収）
代替素材への転換 (リプレイス)の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○信州プラスチックスマート運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・3つの意識した行動（意識して選択、少しずつ転換、分別して回収）の推進 ・協力事業者制度 ・自治体での導入促進 ○制度融資や産学官連携による研究開発・事業展開等の促進
環境教育等の推進	<p>【環境教育・環境学習等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信州環境カレッジ ・キッズISOプログラム ・施設見学、リサイクル体験 ・こども記者体験（県庁見学）と長野県政出前講座 ・環境美化教育優良校等表彰 ・産廃夏休み親子体験教室 ・循環型社会形成推進功労者表彰 ・環境保全に関するポスター及び標語コンクール <p>【環境美化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれいな信州環境美化運動 ・クリーン信州forザ・ブルー ・アダプトシステム・愛護活動
食品ロス削減の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～ ・未利用食品の提供の呼び掛け（フードバンク活動、フードドライブの推進） ・家庭から排出される食品ロス調査の促進

廃棄物の適正処理の推進	
廃棄物の適正処理の確保	<p>【廃棄物の適正処理の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の適正処理の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等のごみ出し支援 ・廃エアゾール製品等の処理 ・リチウムイオン電池の処理 ・不用家電品等の処理 ・感染症対策のための家庭でのごみの捨て方の周知 ○産業廃棄物の適正処理の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度 ・立入検査の実施（立入検査、行政処分） ・廃棄物条例による適正処理 ○特定有害産業廃棄物等の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物 ・石綿（アスベスト）含有廃棄物等 ・使用済太陽光発電設備（太陽光パネル等） <p>【廃棄物の適正処理基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設整備 ・産業廃棄物の適正な処理体制 ・廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視 <p>【災害等緊急時の適正処理体制の確保】</p>
廃棄物の不法投棄等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の不法投棄等の防止 ・産業廃棄物の不法投棄等の防止 ・クリーン信州forザ・ブルー等環境美化活動
循環型社会形成のための長期的取組	
処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化 ・公共関与による施設整備
地域循環共生圏等の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・4 Rの推進 ・デジタルトランスフォーメーションを踏まえた脱炭素・SDGsの実現
2050ゼロカーボンに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・信州プラスチックスマート運動の展開 ・4 R、とりわけリデュース、リユースの2 Rの推進 ・使用済太陽光発電設備の大量廃棄に備えた県内の適正処理体制構築の支援 ・廃棄物処理施設における未利用エネルギーの活用

3 諏訪地域広域行政圏

(1) 諏訪広域連合広域計画

「諏訪広域連合広域計画」（令和4年（2022年）3月）（計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））によると、諏訪広域連合圏域内のごみ焼却施設は、現在、諏訪南清掃センター、諏訪湖周清掃センターの2施設があります。

ごみ処理施設の整備については、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、第3次広域化計画でごみ処理施設一本化に向け検討してきましたが、いずれの市町村にも300t級の適地選定は困難であること、アクセス道路の混雑解消が避けられないこと、また岡谷市・諏訪市の焼却施設の老朽化など緊要な課題があり、施設の本一化については見直す方向で、諏訪南行政事務組合（茅野市・富士見町・原村）の諏訪南清掃センターと、湖周行政事務組合（岡谷市・諏訪市・下諏訪町）の諏訪湖周クリーンセンターの2施設でそれぞれ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等を策定し、整備・運用を進めていくことになりました。

今後は、長野県廃棄物処理計画（第5期）を踏まえ、県、関係市町村及び一部事務組合と情報を共有し、連携を図りながらごみの減量化やリサイクルの推進に向け、必要に応じて連絡調整を行うものとしています。

表 3-2-4 ごみ焼却処理体制

岡谷市	→	諏訪湖周クリーンセンター (湖周行政事務組合)
諏訪市	→	
下諏訪町	→	
茅野市	→	諏訪南清掃センター (諏訪南行政事務組合)
富士見町	→	
原村	→	

4 3市町村の総合計画

(1) 第5次茅野市総合計画

「第5次茅野市総合計画」は、茅野市の長期的な市政経営に係る全体像を示し、各政策の基本的な方向を明らかにし、茅野市が行う全ての政策や事業の根拠となるもので、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間の基本構想を定めています。また、その実現のため、基本構想に示した政策の基本的な方針等を具体的な事業計画として位置付けた基本計画を定めています。

環境・市民生活分野の基本計画には、第2次茅野市環境基本計画と茅野市・富士見町・原村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を位置付けています。このうち第2次茅野市環境基本計画におけるごみ処理に関する事項を表3-2-5に示します。

表3-2-5 第5次茅野市総合計画におけるごみ処理に関する事項

<環境への負荷が少ないまち ー循環型社会の構築ー>

○目標指標

指標名	単位	現況値 (平成28年)	中間目標 (令和4年)	最終目標 (令和9年)
一人一日当たりごみ排出量	g	943.7	885.7	※ごみ処理基本計画改定時に設定
可燃ごみ量（家庭系・事業系の総量）	t/年	17,194.6	13,116.1	※ごみ処理基本計画改定時に設定

○施策

■循環型まちづくりの推進

環境に配慮した製品の使用やリサイクル・リユースを推進するとともに、家庭や事業所などから排出される廃棄物の削減や適正な処理を行い、循環型のまちづくりを進めます。

(2) 第6次富士見町総合計画

「第6次富士見町総合計画」は、将来像と将来像を実現するための政策・施策及び目標を示すことで、本町の目標とその実現のための手段を多様な関係者と共有し、官民が連携した効果的なまちづくりを推進していくことを目的に策定しています。総合計画は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）の8年間を計画期間とする「基本構想」と、基本構想を実現するための政策・施策体系を示した前期4年、後期4年の「基本計画」で構成しています。

令和5年（2023年）3月に策定された前期基本計画（令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度））におけるごみ処理等に関する事項を表3-2-6に示します。

表 3-2-6 総合計画におけるごみ処理に関する事項

<安心安全・環境に配慮したまちづくり>

■自然環境の保全と良好な生活環境づくりの推進

○指標

指標名	単位	実績値 (令和3年)	目標値 (令和8年)	説明
家庭系可燃ごみ排出量	g/人・日	384	300	1人1日の排出量

○主な事業

◆生活環境の保全とごみ対策

ごみの発生・排出の抑制と再利用、不法投棄防止の取り組みを継続するとともに、一般廃棄物（ごみ）の減量化を目指すため、資源物の分別回収、剪定木のチップ化及び家庭用生ごみ処理容器等の購入補助を行います。

廃棄物の処分については、諏訪南行政事務組合（清掃センター、リサイクルセンター）及び南諏衛生施設組合（し尿処理施設、最終処分場）の運営に協力します。

(3) 第5次原村総合計画

原村では、どのような村づくりを進めていくべきか、さまざまな形での住民参画による計画づくりを行い、平成28年（2016年）3月に「第5次原村総合計画」を策定しました。総合計画は、村づくりの方向と目標、その達成のための基本的な考え方を示した「基本構想」（平成28年度（2016年度）～令和6年度（2024年度））、目標達成のための施策の方向性を分野ごとに定めた「基本計画」（前期5年、後期4年）で構成しています。

令和3年（2021年）3月に策定された後期基本計画（令和3年度（2021年度）～令和6年度（2024年度））におけるごみ処理等に関する事項を表3-2-7に示します。

表 3-2-7 第5次原村総合計画におけるごみ処理に関する事項

<人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり>

■持続可能な「循環型社会」の創出

◆ごみの排出抑制とリサイクル

○具体的な施策

- ・ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発
- ・ごみの排出区分の細分化と資源化の推進
- ・生ごみの自家処理の推進と堆肥化の推進
- ・ごみ持ち帰り運動の推進
- ・3R（発生抑制、再利用、再資源化）運動の推進
- ・不用となった食器の再利用の促進
- ・循環型社会とリサイクルに関する趣旨の啓発

○施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
一人が1日当たりに排出する家庭系ごみ	551g	440g
ごみのリサイクル率	18.5%	20%以上

第4章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理体制の現況

1 ごみ処理区域

各市町村の処理区域及び処理区域内人口（外国人を含む）は、図 4-1-1 に示すとおりです。

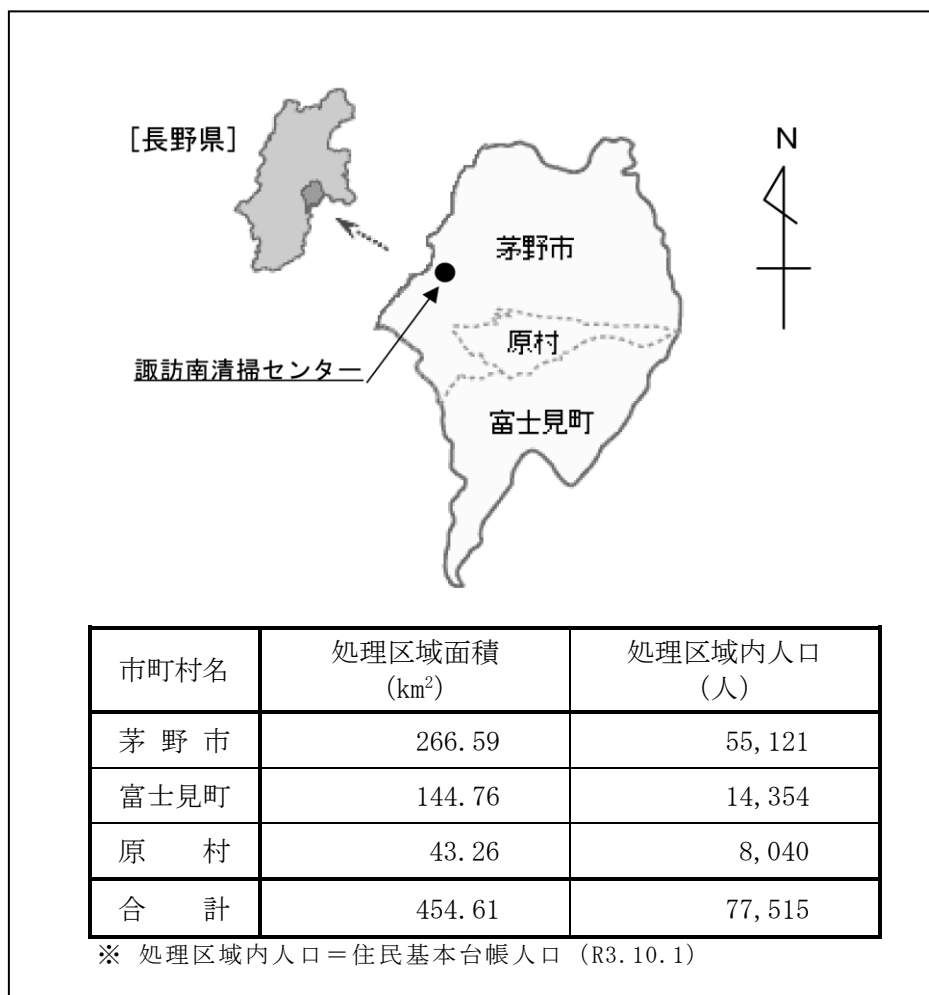


図 4-1-1 3市町村の処理区域

2 ごみ処理の実施体制

家庭系ごみの分類は3市町村で統一しており、3市町村とも委託業者により収集を行っています。

収集した可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは諏訪南行政事務組合の焼却施設で、資源物、不燃ごみ、不燃性粗大ごみは諏訪南行政事務組合のマテリアルリサイクル推進施設で処理しています。紙類、缶類、破碎金属類、廃食用油は有価物として、びん類、容器包装プラスチック、ペットボトル、白色トレイは指定法人に、木製家具類、その他プラスチック、小型家電、布類、蛍光管、乾電池等は再資源化事業者それぞれ引き渡しています。

最終処分については、地域外の民間事業者へ委託し、処理しています。

なお、3市町村とも事業系不燃ごみや資源ごみの処理は行っていません。

3 ごみ処理施設の業務体制

3市町村のごみ処理施設における業務体制を図4-1-2に示します。

諏訪南行政事務組合は、茅野市からの兼務職員及び富士見町と原村からの派遣職員、南諏衛生施設組合は富士見町からの派遣職員による業務体制となっています。

各ごみ処理施設（茅野市一般廃棄物最終処分場を除く）の運転維持管理については、民間委託しています。

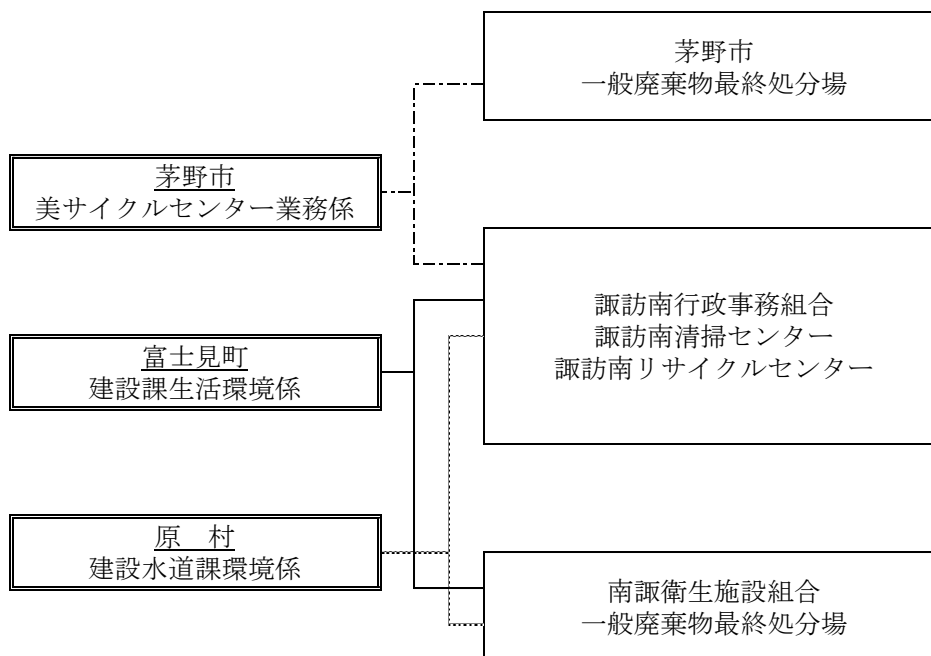


図4-1-2 ごみ処理施設の業務体制

4 ごみ処理フロー

3市町村のごみの処理・処分フローを図4-1-3に示します。

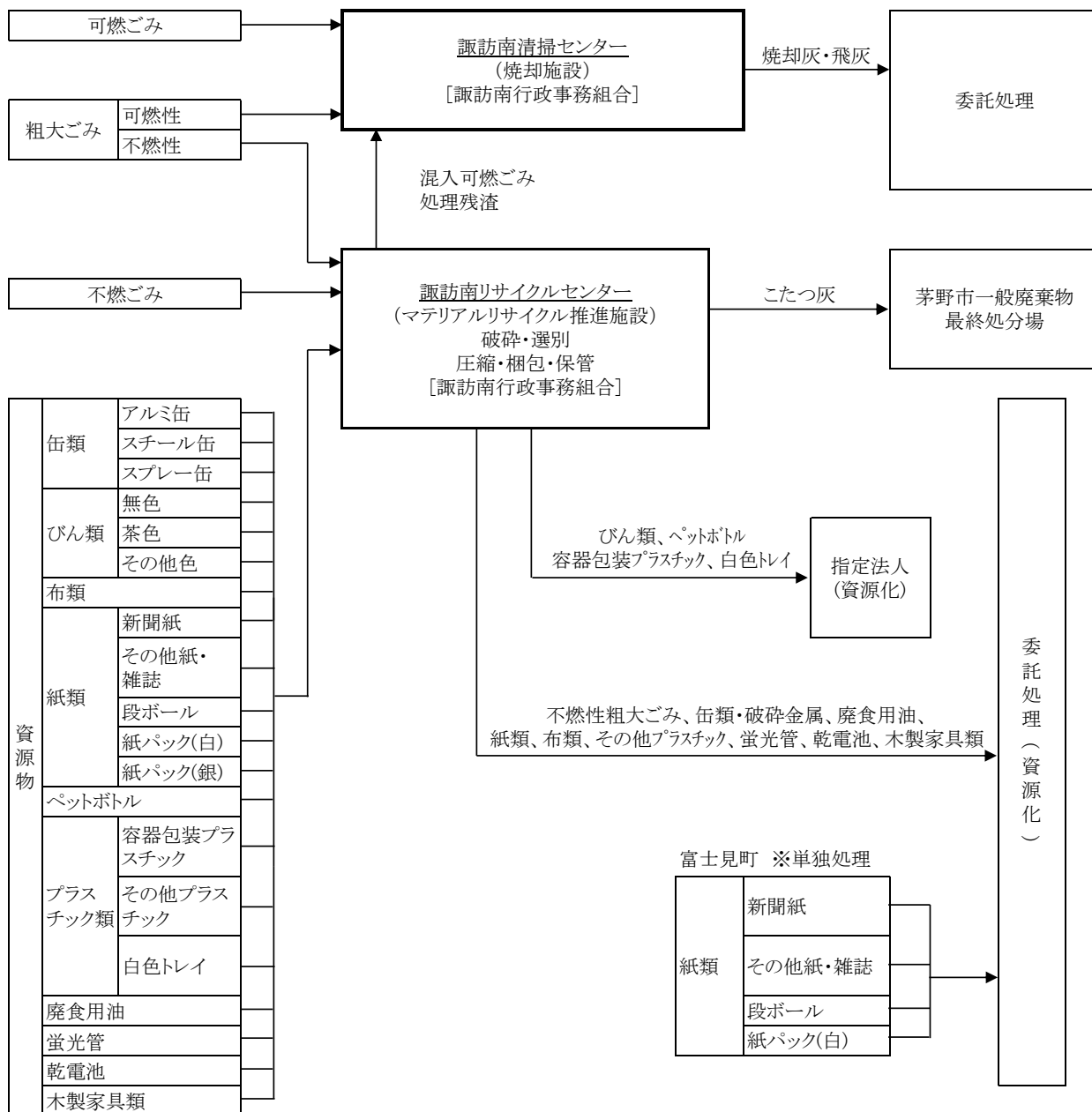


図 4-1-3 ごみ処理・処分フロー

5 ごみ処理手数料

3 市町村のごみ処理手数料を表 4-1-1 に示します。

諏訪南行政事務組合の焼却施設に直接搬入される可燃ごみの処理手数料は、家庭系ごみは無料、事業系ごみを有料としています。マテリアルリサイクル推進施設は粗大ごみのみ有料としています。

表 4-1-1 ごみ処理手数料等

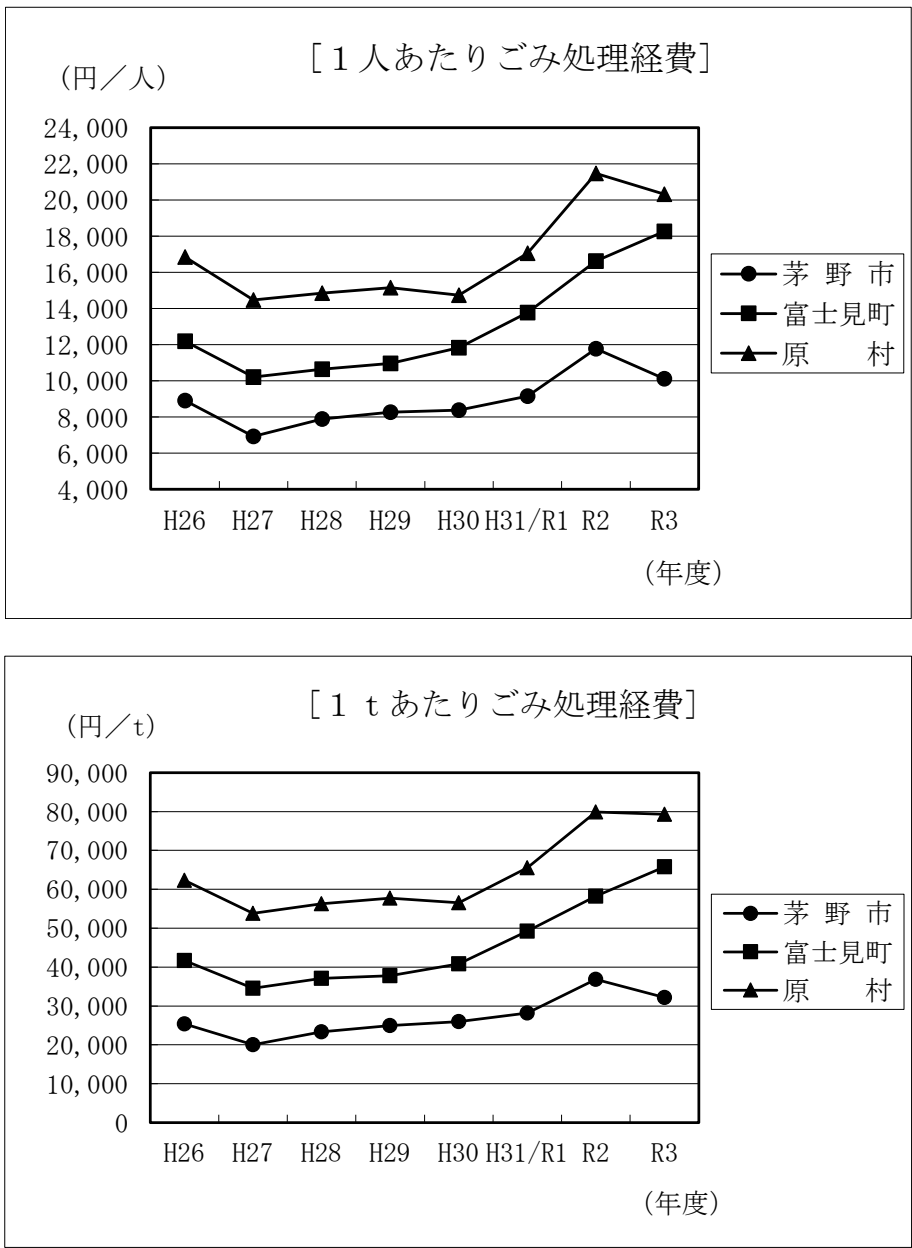
令和3年10月1日現在

区 分		単 位	料 金
諏訪南清掃センター (焼却施設)	一般可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	—	無料
	事業系可燃ごみ	10 kg	150 円
諏訪南リサイクルセンター (マテリアルリサイクル推進施設)	一般不燃性粗大ごみ	10 kg	200 円

※諏訪南リサイクルセンターでは事業系ごみを扱っていない。

6 ごみ処理経費

3市町村のごみ処理経費を図4-1-4、表4-1-2に示します。



[算定式] 1人あたりごみ処理経費 = (ごみ処理費 + 維持管理費) ÷ 人口
 1tあたりごみ処理経費 = (ごみ処理費 + 維持管理費) ÷ ごみ排出量
 ※ごみ処理費 + 維持管理費には、事業系可燃ごみの処理に係る費用も含まれています。

図4-1-4 ごみ処理経費

表 4-1-2 ごみ処理経費

[茅野市] (千円/年)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
ごみ処理・維持管理費	人 件 費	56,642	53,721	49,300	38,375	38,384	34,118	33,587	32,418	
	工 事 費	収 集 運 搬 費	0	0	0	0	0	0	0	0
		中 間 処 理 費	86	2,415	2,224	1,629	6,911	1,124	1,683	165
		最 終 処 分 費	297	464	210	0	0	579	0	896
	車 両 等 購 入 費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委 託 費	146,190	157,322	160,220	169,073	174,039	176,412	182,911	183,363	
	組 合 分 担 金	269,766	147,209	203,962	225,784	220,892	265,448	400,487	309,763	
	そ の 他	28,723	27,500	26,394	28,471	29,478	32,753	33,206	30,918	
合 計	501,704	388,631	442,310	463,332	469,704	510,434	651,874	557,523		
人 口 (人)	56,369	56,153	56,033	56,067	56,044	55,771	55,377	55,121		
ごみ排出量※ (t/年)	19,796.3	19,420.7	18,954.0	18,588.2	18,107.7	18,112.3	17,699.8	17,310.4		
1人あたり処理費 (円/人)	8,900	6,921	7,894	8,264	8,381	9,152	11,772	10,115		
1tあたり処理費 (円/t)	25,343	20,011	23,336	24,926	25,939	28,182	36,829	32,207		

[富士見町] (千円/年)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
ごみ処理・維持管理費	人 件 費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	工 事 費	収 集 運 搬 費	0	0	0	0	0	0	0	0
		中 間 処 理 費	0	0	0	0	0	0	0	0
		最 終 処 分 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	車 両 等 購 入 費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委 託 費	24,243	24,072	23,674	24,525	24,919	25,470	26,011	27,507	
	組 合 分 担 金	160,037	129,334	135,277	137,850	148,222	173,949	212,996	234,060	
	諏訪南行政組合	54,444	26,247	47,309	45,661	54,893	68,755	102,142	119,895	
南諏衛生施設組合	105,593	103,087	87,968	92,189	93,329	105,194	110,854	114,165		
そ の 他	312	179	324	293	246	160	436	598		
合 計	184,592	153,585	159,275	162,668	173,387	199,579	239,443	262,165		
人 口 (人)	15,139	15,043	14,958	14,826	14,641	14,493	14,395	14,354		
ごみ排出量※ (t/年)	4,432.5	4,450.0	4,291.1	4,303.0	4,246.8	4,050.7	4,113.3	3,984.6		
1人あたり処理費 (円/人)	12,193	10,210	10,648	10,972	11,843	13,771	16,634	18,264		
1tあたり処理費 (円/t)	41,645	34,513	37,118	37,803	40,828	49,270	58,212	65,795		

[原 村] (千円/年)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
ごみ処理・維持管理費	人 件 費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	工 事 費	収 集 運 搬 費	0	0	0	0	0	0	0	0
		中 間 処 理 費	0	0	0	0	0	0	0	0
		最 終 処 分 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	車 両 等 購 入 費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委 託 費	20,063	22,980	22,782	22,422	18,063	19,541	18,442	20,873	
	組 合 分 担 金	112,863	91,229	94,789	98,330	99,575	117,209	154,521	142,499	
	諏訪南行政組合	50,674	30,257	41,109	44,775	55,397	54,752	69,310	78,782	
南諏衛生施設組合	62,189	60,972	53,680	53,555	44,178	62,457	85,211	63,717		
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計	132,926	114,209	117,571	120,752	117,638	136,750	172,963	163,372		
人 口 (人)	7,888	7,892	7,916	7,968	7,981	8,015	8,053	8,040		
ごみ排出量※ (t/年)	2,132.9	2,123.0	2,089.6	2,090.4	2,080.0	2,086.5	2,165.3	2,061.1		
1人あたり処理費 (円/人)	16,852	14,471	14,852	15,155	14,740	17,062	21,478	20,320		
1tあたり処理費 (円/t)	62,322	53,796	56,265	57,765	56,557	65,540	79,879	79,264		

※ ごみ排出量=収集ごみ+直接搬入ごみ量 (集団回収量は含まない)

第2節 ごみ処理の現況

1 ごみ排出量

3市町村のごみ排出量の実績を図4-2-1、表4-2-1に示します。

ごみ総排出量は、3市町村とも令和3年度（2021年度）まで減少傾向で推移しています。

1人1日あたり排出量（総排出量）は、平成26年度（2014年度）以降3市町村とも減少傾向で推移し、令和3年度（2021年度）の全国平均（890.0g/人/日）、県平均（799.7g/人/日）と比べると、富士見町と原村はいずれも下回っていますが、茅野市は860.9g/人/日で、県平均を上回っています。

この要因として、本地域には、茅野市の蓼科高原、白樺湖、車山高原を始めとする観光地が多く存在することから、ごみ排出量には、ホテルや旅館等の宿泊施設、観光開発された別荘地等から排出される観光ごみ（事業系ごみ）が多く含まれています。家庭系ごみと事業系ごみの割合は、茅野市が家庭系約64%、事業系約36%、富士見町が家庭系約79%、事業系約21%、原村が家庭系約78%、事業系約22%です。

家庭系ごみの1人1日あたり排出量は、令和3年度（2021年度）では茅野市約552g/人/日（集団回収量含む）、富士見町約603g/人/日、原村約550g/人/日です。

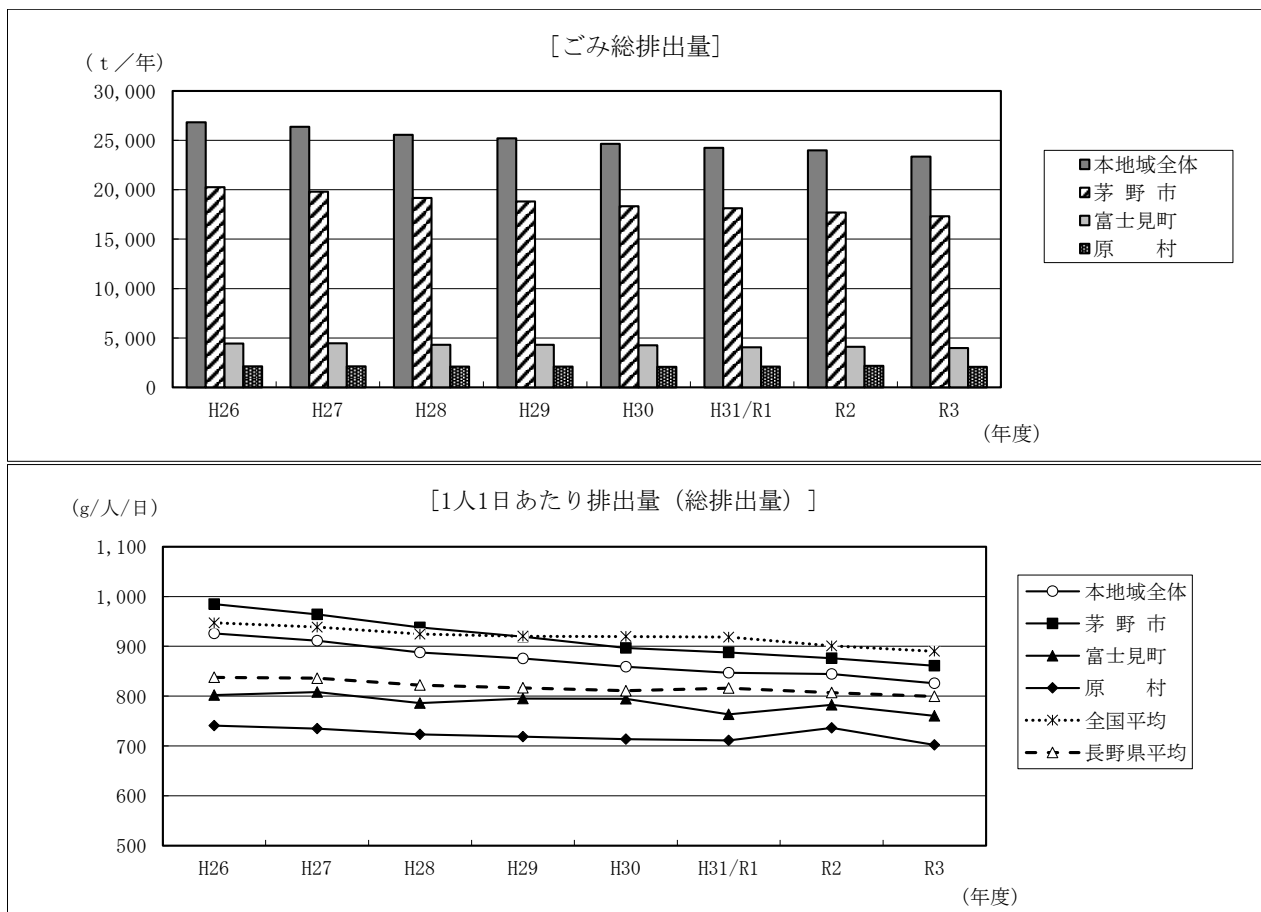


図4-2-1 ごみ排出量

表 4-2-1 ごみ排出量

区 分		単 位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
茅 野 市	収集ごみ	t/年	11,464.0	11,139.3	10,759.1	10,454.4	10,280.6	10,214.8	10,245.5	9,746.8	
	直接搬入 ごみ	家庭系	t/年	1,014.3	1,076.3	1,032.3	1,095.0	1,148.7	1,309.4	1,423.8	1,340.7
		公共(事業系)	t/年	561.9	569.5	599.3	563.8	603.8	569.1	544.2	569.6
		事業系	t/年	6,756.1	6,635.6	6,563.3	6,475.0	6,074.6	6,019.0	5,486.3	5,653.3
		小 計	t/年	8,332.3	8,281.4	8,194.9	8,133.8	7,827.1	7,897.5	7,454.3	7,563.6
	集団回収	t/年	465.3	390.8	232.3	227.8	231.8	11.4	8.0	10.8	
	合 計	t/年	20,261.6	19,811.5	19,186.3	18,816.0	18,339.5	18,123.7	17,707.8	17,321.2	
	人 口	人	56,369	56,153	56,033	56,067	56,044	55,771	55,377	55,121	
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)	g/人/日	557.2	542.0	526.1	510.9	502.6	500.4	506.9	484.5	
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)	g/人/日	629.1	613.4	587.9	575.5	570.1	565.1	577.7	551.6	
1人1日あたり排出量(総排出量)	g/人/日	984.8	964.0	938.1	919.4	896.5	887.9	876.1	860.9		
富 士 見 町	収集ごみ	t/年	3,199.8	3,179.0	3,042.6	3,036.2	2,982.5	2,894.0	2,949.6	2,859.8	
	直接搬入 ごみ	家庭系	t/年	183.1	196.3	199.9	209.6	257.2	243.7	334.9	300.2
		公共(事業系)	t/年	5.1	8.1	4.2	4.5	2.7	0.9	1.9	3.6
		事業系	t/年	1,044.5	1,066.6	1,044.4	1,052.7	1,004.4	912.1	826.9	821.0
		小 計	t/年	1,232.7	1,271.0	1,248.5	1,266.8	1,264.3	1,156.7	1,163.7	1,124.8
	集団回収	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	t/年	4,432.5	4,450.0	4,291.1	4,303.0	4,246.8	4,050.7	4,113.3	3,984.6	
	人 口	人	15,139	15,043	14,958	14,826	14,641	14,493	14,395	14,354	
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)	g/人/日	579.1	577.4	557.3	561.1	558.1	545.6	561.4	545.8	
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)	g/人/日	612.2	613.1	593.9	599.8	606.2	591.5	625.1	603.1	
1人1日あたり排出量(総排出量)	g/人/日	802.2	808.2	786.0	795.2	794.7	763.6	782.9	760.5		
原 村	収集ごみ	t/年	1,612.0	1,589.1	1,563.8	1,558.7	1,557.5	1,568.4	1,615.9	1,507.3	
	直接搬入 ごみ	家庭系	t/年	71.4	62.0	64.5	77.0	92.1	92.9	121.2	105.4
		公共(事業系)	t/年	1.5	21.4	24.0	23.3	24.4	23.6	23.3	24.5
		事業系	t/年	448.0	450.5	437.3	431.4	406.0	401.6	404.9	423.9
		小 計	t/年	520.9	533.9	525.8	531.7	522.5	518.1	549.4	553.8
	集団回収	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	t/年	2,132.9	2,123.0	2,089.6	2,090.4	2,080.0	2,086.5	2,165.3	2,061.1	
	人 口	人	7,888	7,892	7,916	7,968	7,981	8,015	8,053	8,040	
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)	g/人/日	559.9	550.2	541.2	535.9	534.7	534.7	549.7	513.6	
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)	g/人/日	584.7	571.6	563.6	562.4	566.3	566.3	591.0	549.5	
1人1日あたり排出量(総排出量)	g/人/日	740.8	735.0	723.2	718.8	714.0	711.3	736.7	702.3		
本 地 域 全 体	収集ごみ	t/年	16,275.8	15,907.4	15,365.5	15,049.3	14,820.6	14,677.2	14,811.0	14,113.9	
	直接搬入 ごみ	家庭系	t/年	1,268.8	1,334.6	1,296.7	1,381.6	1,498.0	1,646.0	1,879.9	1,746.3
		公共(事業系)	t/年	568.5	599.0	627.5	591.6	630.9	593.6	569.4	597.7
		事業系	t/年	8,248.6	8,152.7	8,045.0	7,959.1	7,485.0	7,332.7	6,718.1	6,898.2
		小 計	t/年	10,085.9	10,086.3	9,969.2	9,932.3	9,613.9	9,572.3	9,167.4	9,242.2
	集団回収	t/年	465.3	390.8	232.3	227.8	231.8	11.4	8.0	10.8	
	合 計	t/年	26,827.0	26,384.5	25,567.0	25,209.4	24,666.3	24,260.9	23,986.4	23,366.9	
	人 口	人	79,396	79,088	78,907	78,861	78,666	78,279	77,825	77,515	
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)	g/人/日	561.6	549.6	533.5	522.8	516.2	512.3	521.4	498.8	
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)	g/人/日	621.5	609.2	586.6	578.7	576.4	570.1	587.9	561.0	
1人1日あたり排出量(総排出量)	g/人/日	925.7	911.5	887.7	875.8	859.1	846.8	844.4	825.9		
1人1日あたり排出量(全国平均)	g/人/日	947.2	938.5	924.6	920.1	919.6	918.5	900.8	890.0		
1人1日あたり排出量(長野県平均)	g/人/日	837.9	836.1	822.1	816.7	810.9	816.1	807.2	799.7		

※出典：1人1日あたり排出量の全国平均、長野県平均は「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省より。

2 排出抑制・資源化

(1) 生ごみ処理に関する排出抑制

3市町村では、生ごみ処理機器の購入助成を行っており、その普及状況と助成制度を表4-2-2に示します。

普及率は、令和3年度(2021年度)末において、茅野市が7.0%、富士見町が28.0%、原村が17.2%です。

表4-2-2 生ごみ処理機器の普及状況と助成制度

(単位：基)

区 分		H25末 累計	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	累 計	普 及 世帯数	R3末 世帯数	普及率 (%)	
普及 状況	茅 野 市	簡易式	914	23	34	11	21	21	21	38	33	1,116	558	24,434	7.0
		電動式	1,046	25	20	6	6	8	12	10	24	1,157	1,157		
		計	1,960	48	54	17	27	29	33	48	57	2,273	1,715		
	富士見町	簡易式	2,466	87	40	25	21	16	24	8	27	2,714	1,357	6,126	28.0
		電動式	319	2	9	3	2	5	3	6	7	356	356		
		計	2,785	89	49	28	23	21	27	14	34	3,070	1,713		
	原 村	簡易式	849	7	9	4	6	7	5	7	6	900	450	3,401	17.2
		電動式	113	3	6	1	3	1	3	2	3	135	135		
		計	962	10	15	5	9	8	8	9	9	1,035	585		
助成 制度	茅 野 市	簡易式	開始年度：昭和59年 補助率：2/3以内 限度額：5,000円（1世帯につき2基まで）												
		電動式	開始年度：平成8年 補助率：1/2以内 限度額：30,000円												
	富士見町	簡易式	開始年度：平成8年 補助率：2/3以内 限度額：なし												
		電動式	開始年度：平成11年 補助率：2/3以内 限度額：30,000円												
	原 村	簡易式	開始年度：平成4年 補助率：1/2以内 限度額：5,000円（1世帯につき2基まで）												
		電動式	開始年度：平成11年 補助率：1/2以内 限度額：20,000円												

※ 簡易式の普及世帯は、容器の耐用度を勘案し、普及数の1/2とする。

(2) 排出抑制に向けた住民活動

① 茅野市の住民活動

茅野市では、環境美化活動、循環型社会の実現等を目的として、平成8年（1996年）に市民団体「美サイクル茅野」が設立されました。また、茅野市環境自治会連合会は、市及び美サイクル茅野との連携により、地区・集落における幅広い環境活動を行っています。両団体の概要を表4-2-3に示します。

表4-2-3 茅野市における住民活動の概要

美サイクル茅野	
目的	美サイクル茅野は、平成8年4月、ごみ減量とリサイクル活動の効率的推進や景観形成のあり方について市に提言する1年間のプロジェクト組織として設立され、平成9年2月の提言をもってその役割を終えました。しかし、提言の内容を具現化し、実践に移していくための組織が必要との共通認識のもと、それまでのごみ減量並びにリサイクル推進市民会議と美しい環境づくり推進会議を解散・一元化する形で、平成9年5月に「実践する提言集団」として「美サイクル茅野」が再設立されました。
活動の概要と成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年2月、9種類16分別による資源物の分別収集、資源物分別収集の市内大型店での実施、新聞古紙リサイクルネットワークの構築について提言 平成9年4月、9種類16分別による資源物分別収集のモデル事業実施 平成9年10月、茅野市環境副読本を製作し、市内全小学校9校へ配布 平成10年4月、9種類16分別による資源物分別収集を全市域で開始 平成10年6月、市内大型店での資源物の分別収集を開始 平成11年3月、全国初の「古紙完全循環型リサイクルネットワーク」を確立 平成12年4月、循環型社会形成推進拠点施設「美サイクルプラザ」をオープン 平成12年12月、給食生ごみ堆肥化と家庭生ごみの分別収集による堆肥化を提言 平成13年8月、小・中学校の給食生ごみ堆肥化「フードリサイクル」を開始 平成14年4月、環境絵本「やつがたけのちっち」を製作、市内全年長児への配布を開始 平成14年9月、主催事業「高原の都市(まち)エコフェスタ」を開始(毎年開催) 平成16年3月、NPO法人「エコタウンちの」を設立し、美サイクルプラザの運営を開始 平成16年4月、保育園の給食生ごみ堆肥化を開始 平成17年4月、「美サイクルプラザ」を移転し、新たに「茅野環境館」を開設、容器包装プラスチック類の分別収集の検討を開始 平成17年7月、家庭生ごみの分別収集と堆肥化モデル事業の実施 平成18年10月、容器包装プラスチックの分別収集モデル事業を開始 平成19年4月、容器包装プラスチックの分別収集を全市域で開始 平成19年11月、市街地域を中心に家庭生ごみの分別収集と堆肥化を開始 平成20年10月、茅野区一般家庭生ごみの回収・資源化を開始 平成23年11月、横内区一般家庭生ごみの回収・資源化を開始 平成29年3月、家庭生ごみの分別収集事業終了 平成29年6月、専用袋を用いた紙の分別によるごみの減量モデル事業を実施 令和元年10月、専用袋として紙製の雑がみ回収袋を作成、翌年小中学生に配布
茅野市とのパートナーシップ	茅野市は、平成8年度から、福祉、環境、教育をまちづくりの重点3課題と位置づけ、施策の企画、立案、実践について市民・民間・行政が一体となった「パートナーシップのまちづくり」を進めており、その環境分野を担う市民団体が「美サイクル茅野」です。「行政任せでない手作りのまちづくり」をモットーに、循環型社会の実現に向けた取組をはじめとして、環境美化、環境教育など市民主体の活動を展開しています。

茅野市環境自治会連合会	
目的	<p>茅野市環境自治会連合会は、市内の地区（ちの、宮川、米沢、豊平、玉川、泉野、金沢、湖東、北山、中大塩、蓼科、蓼科中央高原、白樺湖及び車山）において、環境及び清掃活動に携わる地区環境自治会をもって構成された団体です。</p> <p>茅野市及び美サイクル茅野と緊密な連携のもとに地域の環境保全に努めると共に公衆衛生の発展向上を図り、快適な生活環境を創造するための活動を行うことを目的としています。</p>
活動の概要	<p>(1)環境自治会連合会の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回を目安に役員会、年1回の定期総会を開催して事業決定や連絡調整を行っています。 ・資源物のリサイクルについての研修や視察を実施しています。
	<p>(2)各地区環境自治会の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民へ資源物分別などの周知のため、回覧板等の作成及び配布を行っています。 ・ごみ集積所(可燃ごみ・資源物ステーション)の管理及び清掃を行っています。 ・地区内の定期的な環境美化活動（出払い、一斉清掃）を行っています。 ・地区内における河川等の環境美化活動（出払い、一斉清掃）を行っています。

② 富士見町の住民活動

富士見町では、「富士見町環境衛生自治会連合会」及び「富士見町廃棄物減量等推進協議会（クリーンアップふじみ）」において、環境美化、循環型社会の実現に向けた取組を行っています。両団体の概要を表 4-2-4 に示します。

表 4-2-4 富士見町における住民活動の概要

富士見町環境衛生自治会連合会	
目的	<p>富士見町環境衛生自治会連合会は、昭和 36 年に富士見町内各集落等に設けられた衛生自治会及び協力団体をもって組織された団体です。</p> <p>富士見町民の文化的で健康な生活環境を築くため、環境衛生自治活動を推進し、集落等衛生自治組織の総合的な協力調和を図り、もって社会福祉の向上に努めることを活動の目的としています。</p>
活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 41 年より地区衛生組織の育成・実践活動に功労があった個人並びに衛生害虫駆除、清掃等に功績をあげた個人及び団体を表彰することで、町の環境衛生活動の意欲向上に努めています。 ・毎年、生ごみ処理器購入の斡旋を行うことにより、生ごみの自家処理を推進し、可燃ごみの減量化を図っています。 ・平成 12 年 4 月から開始した町の資源物収集では、各集落において中心的な役割を担っています。 ・毎年 5 月には国道 20 号線沿いの清掃活動を実施しています。 ・毎年 6 月の第 1 日曜日には、環境美化運動の日として町内一斉清掃を全町的に実施しています。 ・毎年、釜無川流域及び宮川流域のアレチウリの駆除を実施するとともに、町民からの情報提供をもとにアレチウリ分布図の作成を行っています。 ・毎年、6 月・9 月・12 月・3 月の日曜日に全町対象資源物分別収集を実施することで、資源物収集の充実化と再資源化（リサイクル）を推進し、可燃ごみの減量化に努めています。

富士見町廃棄物減量等推進協議会（クリーンアップふじみ）	
目的	富士見町廃棄物減量等推進協議会（クリーンアップふじみ）は平成9年に各種団体の代表者等をもって設立された団体です。 富士見町における一般廃棄物に関する問題及び廃棄物のリサイクルに対し積極的に検討を行い、美しい環境の富士見町にするとともに、町民生活の健全な発展に寄与することを目的としています。
活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催されているグリーンフェア（4月）においてボカシの販売等を行い、町民の廃棄物減量に対する意識の向上を図っています。 ・毎年6月頃にボカシ作り講習会を開催し、生ごみの自家処理の普及に協力しています。 ・アレチウリ除去作業などの各種環境美化活動へ協力しています。 ・町民へ啓発活動を行い、ごみ減量と資源化に対する意識の向上を図っています。

③ 原村の住民活動

原村では、住民の文化的で健康な生活環境を築くため、「原村保健衛生自治推進協議会」が設置されており、原村保健衛生自治推進協議会は、環境衛生部会、母子愛育部会、食生活改善部会、保健補導員部会の4部会から構成されています。

ごみの排出抑制や生活環境の保全については、環境衛生部会が取り組んでおり、その概要を表4-2-5に示します。

表4-2-5 「原村保健衛生自治推進協議会 環境衛生部会」の概要

目的	原村では、住民の文化的で健康な生活環境を築くため、「原村保健衛生自治推進協議会」を設置し積極的に保健衛生自治活動を推進し、地区自治組織の総合的な協力調和と社会福祉の向上に努めることを目的として活動しています。
活動の概要	(1) 廃棄物排出の抑制及び適切な分別の指導並びに保管、再生、処分の研究 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回の19品目による分別収集の指導 ・粗大ごみ地区回収立会 ・不法投棄の巡回及び回収 (2) 清掃及び生活環境対策の研究指導 <ul style="list-style-type: none"> ・地区可燃ごみステーションの清掃、管理 ・地区河川の清掃 ・外来種雑草の駆除等

(3) 資源化

3市町村の資源化率の状況を図4-2-2、資源化の状況を表4-2-6に示します。

資源化率の推移をみると、3市町村とも平成25年度（2013年度）から年々減少傾向で推移しています。

令和3年度（2021年度）におけるリサイクル率は、茅野市が12.6%、富士見町が16.1%、原村が16.1%であり、本地域全体では13.5%です。

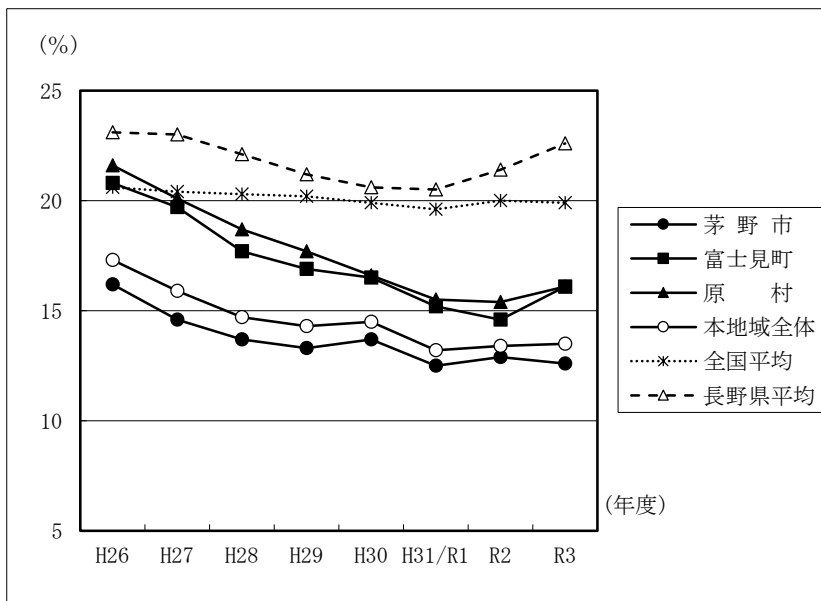


図4-2-2 資源化率の状況

表 4-2-6 資源化の状況

区 分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
茅 野 市	不燃物処理場	t/年	342.7	333.8	315.5	302.9	309.3	305.1	302.7	154.8
	スチール缶	t/年	35.1	29.8	28.1	28.8	29.6	27.5	26.6	13.3
	アルミ缶	t/年	90.8	84.2	82.9	83.3	78.8	95.0	100.4	50.0
	下級鉄	t/年	24.1	22.4	21.9	19.4	21.2	18.3	23.0	11.1
	びん類(無色)	t/年	90.1	92.2	84.6	81.2	85.8	75.9	74.2	37.6
	びん類(茶色)	t/年	66.2	62.4	61.2	52.7	55.2	53.7	42.7	25.0
	びん類(その他色)	t/年	36.4	42.8	36.8	37.5	38.7	34.7	35.8	17.8
	古紙類等梱包施設	t/年	1,341.9	1,030.3	831.2	726.6	684.5	647.7	623.1	312.0
	ペットボトル	t/年	60.1	54.3	53.1	51.4	56.9	57.0	55.4	30.0
	紙類(新聞紙)	t/年	451.8	350.6	278.4	232.4	208.8	208.2	188.4	112.4
	紙類(段ボール)	t/年	267.8	201.8	168.2	142.2	125.2	125.7	128.5	56.8
	紙類(その他紙・雑誌)	t/年	548.4	410.1	319.8	288.4	282.6	245.9	239.1	106.3
	紙類(紙パック)	t/年	13.8	13.5	11.7	12.2	11.0	10.9	11.7	6.5
	資源化委託	t/年	364.2	375.3	492.6	497.8	552.6	559.2	616.2	364.5
	不燃性粗大ごみ	t/年	151.4	113.6	102.4	101.3	108.3	119.8	142.3	79.5
	小型家電	t/年	-	56.6	54.1	57.0	64.6	61.5	81.7	38.9
	可燃性粗大ごみ(剪定木)	t/年	-	-	80.9	92.9	110.5	110.7	108.6	117.0
	木製家具類	t/年	-	-	51.5	53.5	78.2	79.3	80.8	25.2
	トレイ	t/年	6.6	5.4	5.2	5.5	5.0	4.0	5.1	2.5
	容器包装プラスチック	t/年	171.9	169.7	166.3	162.3	161.1	160.6	168.9	86.9
	その他プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃食用油	t/年	4.0	4.3	4.2	4.4	4.3	3.9	3.9	1.7
	布類	t/年	16.2	11.1	8.9	6.8	6.3	5.0	6.5	3.4
	乾電池・蛍光管	t/年	14.1	14.6	19.1	14.1	14.3	14.4	18.4	9.4
	リサイクルセンター	t/年	-	-	-	-	-	-	-	603.6
	紙類(新聞紙)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	92.9
	紙類(その他紙・雑誌)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	126.0
	紙類(段ボール)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	53.1
	紙類(紙パック)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	4.3
	アルミ缶	t/年	-	-	-	-	-	-	-	10.1
	スチール缶	t/年	-	-	-	-	-	-	-	11.1
	びん類(無色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	28.7
	びん類(茶色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	19.1
びん類(その他色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	18.9	
ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	21.8	
容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	72.2	
その他プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	19.9	
白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1.6	
布類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	3.0	
乾電池	t/年	-	-	-	-	-	-	-	4.8	
廃食用油	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1.1	
蛍光管	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1.2	
木製家具類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	35.5	
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	37.3	
破碎鉄	t/年	-	-	-	-	-	-	-	31.9	
破碎アルミ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	9.1	
集団回収量	t/年	465.3	390.8	232.3	227.8	231.8	11.4	8.0	10.8	
焼却残渣資源化	t/年	760.0	760.0	750.0	745.0	742.0	744.0	742.0	742.0	
資源化量合計	t/年	3,274.1	2,890.2	2,621.6	2,500.1	2,520.2	2,267.4	2,292.0	2,187.7	
総排出量	t/年	20,261.6	19,811.5	19,186.3	18,816.0	18,339.5	18,123.7	17,707.8	17,321.2	
リサイクル率	%	16.2	14.6	13.7	13.3	13.7	12.5	12.9	12.6	

第4章 ごみ処理の現況と課題 第2節 ごみ処理の現況

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
粗大ごみ処理施設	t/年	269.9	278.8	267.6	264.0	274.6	235.5	240.2	178.2
スチール缶	t/年	44.2	38.9	39.2	29.8	37.3	29.2	23.1	23.2
アルミ缶	t/年	18.6	22.0	20.7	20.2	20.0	23.2	16.8	18.0
びん類	t/年	98.3	106.5	104.1	103.5	94.7	98.4	95.9	57.6
金属類	t/年	108.8	111.4	103.6	110.5	122.6	84.7	104.4	79.4
資源化委託	t/年	489.9	437.1	322.1	293.6	253.8	213.0	193.9	165.6
ペットボトル	t/年	7.7	6.6	5.2	5.4	6.7	7.3	6.0	1.9
発泡スチロール・白トレイ	t/年	3.2	2.8	2.5	2.5	2.6	2.1	2.0	1.5
容器包装プラスチック	t/年	52.0	54.2	50.5	57.8	62.9	58.8	53.5	28.8
その他プラスチック	t/年	17.8	15.0	11.4	11.5	14.4	16.2	21.2	9.7
紙類(新聞紙)	t/年	186.6	163.2	115.2	97.8	78.5	61.7	49.6	48.3
紙類(段ボール)	t/年	70.6	63.9	46.4	38.9	25.5	16.8	14.8	13.1
紙類(その他紙・雑誌)	t/年	122.0	103.6	68.7	57.7	44.7	35.2	29.3	54.0
紙類(紙パック)	t/年	2.0	1.8	1.7	2.7	3.0	2.8	3.0	2.6
布類	t/年	20.5	19.0	13.7	13.3	9.8	6.6	8.2	2.7
廃食用油	t/年	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	0.7
乾電池・蛍光管	t/年	6.0	5.5	5.3	4.6	4.3	4.2	5.0	2.3
リサイクルセンター	t/年	-	-	-	-	-	-	-	128.9
紙類(新聞紙)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.0
紙類(その他紙・雑誌)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.0
紙類(段ボール)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.0
紙類(紙パック)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.0
アルミ缶	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1.9
スチール缶	t/年	-	-	-	-	-	-	-	2.1
びん類(無色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	8.5
びん類(茶色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	5.0
びん類(その他色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	6.9
ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	2.6
容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	26.1
その他プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	10.7
白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.1
布類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1.3
乾電池	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.9
廃食用油	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.9
蛍光管	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.9
木製家具類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	19.0
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	20.0
破碎鉄	t/年	-	-	-	-	-	-	-	17.1
破碎アルミ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	4.9
焼却残渣資源化	t/年	160.0	160.0	168.0	171.0	171.0	167.0	166.0	168.0
資源化量合計	t/年	919.8	875.9	757.7	728.6	699.4	615.5	600.1	640.7
総排出量	t/年	4,432.5	4,450.0	4,291.1	4,303.0	4,246.8	4,050.7	4,113.3	3,984.6
リサイクル率	%	20.8	19.7	17.7	16.9	16.5	15.2	14.6	16.1

富士見町

区 分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
原 村	粗大ごみ処理施設	t/年	115.3	121.8	114.7	127.1	125.3	112.8	129.8	96.2	
	スチール缶	t/年	20.8	16.6	16.8	15.3	17.6	15.0	13.5	14.9	
	アルミ缶	t/年	8.7	9.5	8.8	10.4	9.4	12.0	9.9	11.2	
	びん類	t/年	34.5	47.9	44.6	44.4	40.6	42.2	45.1	28.3	
	金属類	t/年	51.3	47.8	44.5	57.0	57.7	43.6	61.3	41.8	
	資源化委託	t/年	264.6	224.9	194.2	158.6	132.5	122.4	111.2	53.8	
	ペットボトル	t/年	3.4	2.8	2.6	2.2	2.6	2.4	2.3	1.1	
	発泡スチロール・白トレイ	t/年	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	0.5	
	容器包装プラスチック	t/年	22.1	20.6	20.6	23.8	19.7	19.1	20.1	9.9	
	その他プラスチック	t/年	3.6	3.5	3.4	5.1	3.6	3.7	4.5	2.3	
	紙類(新聞紙)	t/年	89.9	74.2	62.8	47.8	39.1	35.2	27.5	13.7	
	紙類(段ボール)	t/年	44.9	35.4	30.0	24.1	18.7	17.0	16.2	6.2	
	紙類(その他紙・雑誌)	t/年	88.8	77.6	65.0	48.3	41.7	39.0	34.0	17.8	
	紙類(紙パック)	t/年	1.4	1.2	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9	0.4	
	布類	t/年	6.3	5.8	4.5	2.7	1.9	1.5	2.0	0.7	
	廃食用油	t/年	0.8	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.6	0.3	
	乾電池・蛍光管	t/年	2.1	2.0	2.1	1.8	2.3	2.0	2.0	0.9	
	リサイクルセンター	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	92.1
	紙類(新聞紙)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	15.2
	紙類(その他紙・雑誌)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	7.4
	紙類(段ボール)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	7.2
	紙類(紙パック)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7
	アルミ缶	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1
	スチール缶	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1.9
	びん類(無色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	4.1
	びん類(茶色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	2.6
	びん類(その他色)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4
	ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	10.2
	その他プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	5.2
	白色トレイ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
布類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	
乾電池	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	
廃食用油	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	
蛍光管	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	
木製家具類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	9.2	
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	9.7	
破碎鉄	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	8.3	
破碎アルミ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	2.4	
焼却残渣資源化	t/年	80.0	80.0	82.0	84.0	87.0	89.0	92.0	90.0		
資源化量合計	t/年	459.9	426.7	390.9	369.7	344.8	324.2	333.0	332.1		
総排出量	t/年	2,132.9	2,123.0	2,089.6	2,090.4	2,080.0	2,086.5	2,165.3	2,061.1		
リサイクル率	%	21.6	20.1	18.7	17.7	16.6	15.5	15.4	16.1		
本 地 域	資源化量合計	t/年	4,653.8	4,192.8	3,770.2	3,598.4	3,564.4	3,207.1	3,225.1	3,160.5	
	総発生量	t/年	26,827.0	26,384.5	25,567.0	25,209.4	24,666.3	24,260.9	23,986.4	23,366.9	
	リサイクル率	%	17.3	15.9	14.7	14.3	14.5	13.2	13.4	13.5	
	リサイクル率(全国平均)	%	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	
	リサイクル率(長野県平均)	%	23.1	23.0	22.1	21.2	20.6	20.5	21.4	22.6	

※出典：リサイクル率の全国平均、長野県平均は「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省より。

茅野市では、住民主体による資源物集団回収に対して報奨金を交付しています。集団回収の状況を表 4-2-7 に示します。

回収量は、大きく減少しており、令和3年度（2021年度）の回収量は約 11 t です。

なお、富士見町、原村では、報奨金を交付するなどの行政が関与する集団回収は実施していません。

表 4-2-7 集団回収の状況（茅野市）

区 分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
集 団 回 収 量	集団回収量	t/年	465.3	390.8	232.3	227.8	231.8	11.4	8.0	10.8
	紙類	t/年	447.7	381.5	219.5	218.5	221.9	10.8	7.6	5.9
	金属類	t/年	16.2	7.5	9.5	7.6	8.4	0.6	0.4	4.9
	ガラス類	t/年	0.1	0.2	3.3	1.7	1.5	0.0	0.0	0.0
	衣類	t/年	1.3	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茅野市 資源回収報償金 交 付 要 綱	[報償金対象回収品目及び報償金額]									
	古紙類									3円/kg
	飲料用スチール缶、飲料用アルミ缶									3円/kg
	ガラス瓶類									2円/kg
	衣類									2円/kg

3 収集運搬

(1) 分別区分と排出方法

分別区分と排出方法を表 4-2-8 に示します。

分別区分は3市町村統一していますが、排出方法は市町村により異なります。

不燃ごみについては、茅野市は指定袋に入れリサイクルステーションで収集していますが、富士見町、原村は専用のコンテナが各地区に設置されており、時間に関係なく排出することができます。

粗大ごみについては、茅野市は直接持込、富士見町と原村は、収集できるサイズを指定して拠点回収を行っています。

排出方法としては、指定袋、コンテナ、フレコンバック、ネット袋等を使用しています。

表 4-2-9 に指定袋の状況、表 4-2-10 に処理できないごみの種類を示します。

表 4-2-8 分別区分と排出方法

令和5年4月1日現在

区 分			茅 野 市		富 士 見 町		原 村	
			分別区分	排出方法	分別区分	排出方法	分別区分	排出方法
可燃ごみ			○	指定袋(専用)	○	指定袋(専用)	○	指定袋(専用)
不燃ごみ			○	指定袋(専用)	○	専用コンテナ	○	専用コンテナ
資源物	缶類	スチール缶	○	ネット袋	○	ネット袋	○	ネット袋
		アルミ缶	○	ネット袋	○	ネット袋	○	ネット袋
		スプレー缶	○	ネット袋	○	ネット袋	○	ネット袋
	びん類	無色	○	コンテナ	○	コンテナ	○	コンテナ
		茶色	○	コンテナ	○	コンテナ	○	コンテナ
		その他色	○	コンテナ	○	コンテナ	○	コンテナ
	プラスチック類	ペットボトル	○	フレコン	○	ネット袋	○	ネット袋
		白色トレイ	○	フレコン	○	ネット袋	○	ネット袋
		発泡スチロール	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		容器包装プラスチック その他プラスチック	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
	紙類	新聞紙	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		段ボール	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		雑誌	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		その他紙			○	フレコン	○	フレコン
		紙バック(白)	○	ネット袋	○	ネット袋	○	ネット袋
		紙バック(銀)	○	ネット袋	○	ネット袋	○	ネット袋
	布類	○	ネット袋	○	ネット袋	○	フレコン	
	廃食用油	○	ポリタンク	○	ポリタンク	○	ポリタンク	
	蛍光管	○	ネット袋	○	ネット袋	○	ネット袋	
	乾電池	○	ネット袋	○	ネット袋	○	ネット袋	
木製家具類	○	持ち込み	○	持込・収集	○	持込・収集		
粗大ごみ	可燃性	○	持ち込み	○	持込・収集	○	持込・収集	
	不燃性	○	持ち込み	○	持込・収集	○	持込・収集	

※1 分別区分：○は実施

2 フレコン：フレコンバックのこと。

3 富士見町・原村の粗大ごみは、縦80cm、横60cm、長さ3m以下。

4 分別区分の名称は、実際に3市町村で使用している名称とは異なる場合がある。

表 4-2-9 指定袋の状況

令和5年4月1日現在

区 分		サイズ・指定状況等	
可燃ごみ	茅野市	家庭用：22 ^{リットル} 、45 ^{リットル} 事業用：70 ^{リットル}	材質・デザインを指定 料金は、販売者が自由に設定
	富士見町		
	原 村		
不燃ごみ	茅野市	家庭用：22 ^{リットル}	コンテナによる回収のため指定袋なし
	富士見町		
	原 村		

表 4-2-10 3市町村の処理できないごみの種類（代表的なもの）

令和5年4月1日現在

家電リサイクル法対象品目	家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機
危険物・有害物	プロパンガス、塗料、機械油、燃料油、シンナー、農薬、劇毒物及び容器、ボンベ等
業務用機械類	農機具、自動販売機、バイク、業務用コピー機、エンジン式草刈り機等
農業用ビニール類 （産業廃棄物）	マルチ、ハウスのビニール、あぜシート等
その他	タイヤ、オイルエレメント、建築廃材、産業廃棄物、コンクリート殻、住宅設備機器等

(2) 収集形態等

収集頻度、収集形態、ステーション数の設置状況を表 4-2-11 に示します。

表 4-2-11 収集形態等

令和5年4月1日現在

区 分		可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ
茅野市	収集頻度	2回/週	ステーション：1～2回/月 店頭回収：2回/月		—
	収集形態	ステーション	ステーション	ステーション	清掃センター・リサイクルセンター持ち込み
	ステーション数	542	ステーション：155、店頭回収：3		—
富士見町	収集頻度	2回/週	1回/週	1回/月 缶類・容器包装・その他プラ：2回/月	4回/年
	収集形態	ステーション	ステーション	拠点回収	拠点回収
	ステーション数	143+14(公共)	95	48	44
原 村	収集頻度	2回/週	1回/週	2回/月	4回/年
	収集形態	ステーション	ステーション	拠点回収	拠点回収
	ステーション数	54+6 (公共)	34+1 (公共)	16+2 (公共)	14

(3) 収集量

収集量の状況を表 4-2-12、図 4-2-3 に示します。

本地域全体の収集量は、平成 26 年度（2014 年度）の約 16,300 t から年々減少しており、令和 3 年度（2021 年度）の収集量は約 14,100 t です。3 市町村別では、茅野市が 9,746.8 t/年（本地域全体に占める割合 69.1%）、富士見町が 2,859.8 t/年（同 20.3%）で、減少傾向となっていますが、原村では 1,507.3 t/年（同 10.7%）と平成 30 年度（2018 年度）までは微減となったものの、その後令和 2 年度（2020 年度）まで増加傾向となり令和 3 年度（2021 年度）は再び減少しています。

表 4-2-12 収集量の状況

		(単位：t/年)							
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
茅野市	可燃ごみ	9,379.2	9,353.9	9,215.9	9,042.8	8,908.2	8,905.2	8,911.9	8,504.3
	不燃ごみ	278.2	300.4	275.7	272.3	266.4	263.9	305.4	272.7
	資源物	1,806.6	1,485.0	1,267.5	1,139.3	1,106.0	1,045.7	1,028.2	969.8
	粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	11,464.0	11,139.3	10,759.1	10,454.4	10,280.6	10,214.8	10,245.5	9,746.8
富士見町	可燃ごみ	2,255.9	2,274.2	2,273.0	2,266.0	2,243.6	2,218.6	2,234.0	2,176.3
	不燃ごみ	187.8	198.8	184.8	203.5	205.1	182.8	209.3	163.7
	資源物	652.2	604.4	485.3	443.3	413.8	357.7	330.0	342.2
	粗大ごみ	103.9	101.6	99.5	123.4	120.0	134.9	176.3	177.6
	小計	3,199.8	3,179.0	3,042.6	3,036.2	2,982.5	2,894.0	2,949.6	2,859.8
原村	可燃ごみ	1,145.0	1,158.0	1,166.1	1,173.8	1,199.4	1,217.7	1,225.9	1,163.6
	不燃ごみ	93.1	88.2	87.9	110.6	99.8	104.7	133.7	111.9
	資源物	328.9	298.0	263.6	225.8	204.9	188.4	180.2	174.4
	粗大ごみ	45.0	44.9	46.2	48.5	53.4	57.6	76.1	57.4
	小計	1,612.0	1,589.1	1,563.8	1,558.7	1,557.5	1,568.4	1,615.9	1,507.3
本地域全体	可燃ごみ	12,780.1	12,786.1	12,655.0	12,482.6	12,351.2	12,341.5	12,371.8	11,844.2
	不燃ごみ	559.1	587.4	548.4	586.4	571.3	551.4	648.4	548.3
	資源物	2,787.7	2,387.4	2,016.4	1,808.4	1,724.7	1,591.8	1,538.4	1,486.4
	粗大ごみ	148.9	146.5	145.7	171.9	173.4	192.5	252.4	235.0
	合計	16,275.8	15,907.4	15,365.5	15,049.3	14,820.6	14,677.2	14,811.0	14,113.9

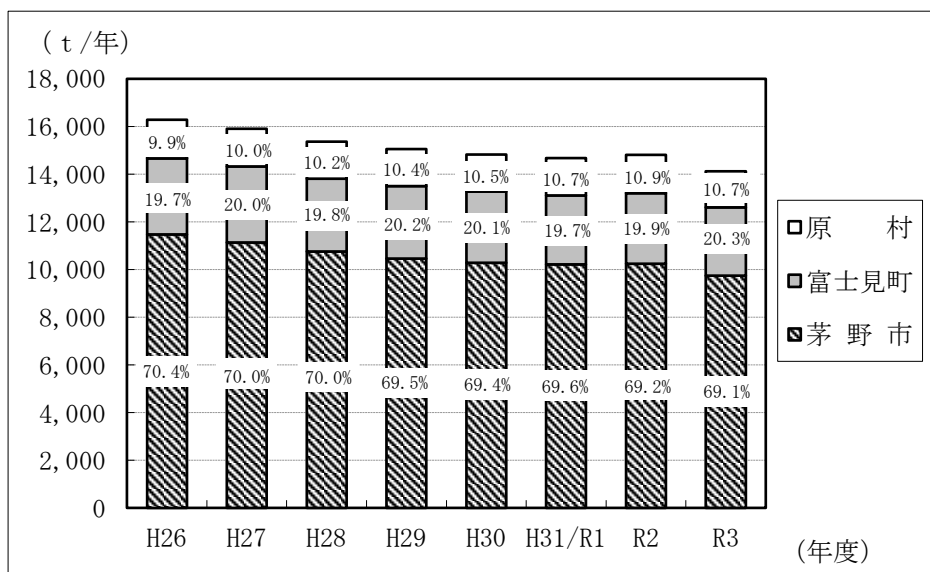


図 4-2-3 収集量の状況

4 中間処理

(1) 中間処理施設

本地域の一般廃棄物（ごみ）中間処理施設の概要を表 4-2-13 に示します。

表 4-2-13 中間処理施設の概要

名 称	諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）	
所 在 地	茅野市米沢2000番地3	
敷 地 面 積	13,662.8m ²	
建 築 面 積	4,263m ²	
供 用 開 始	平成9年12月	
処 理 能 力	100 t / 日 (50 t / 16h × 2炉)	
施 設 内 容	処 理 方 式	准連続燃焼式
	炉 形 式	ストーカ炉
	排ガス冷却方式	水噴射方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ
	余 熱 利 用	温水利用
	灰固形化設備	キレート処理
名 称	諏訪南リサイクルセンター（諏訪南行政事務組合）	
所 在 地	茅野市米沢1787番地1	
敷 地 面 積	9,323.5m ²	
建 築 面 積	2,796.7m ²	
供 用 開 始	令和3年10月	
処 理 能 力	20.4 t / 5 h	
処 理 対 象 物	不 燃 物	選別・破碎・圧縮・梱包・保管
	粗 大 ご み	選別・破碎・圧縮・梱包・保管
	金 属 類	選別・破碎・圧縮・梱包・保管
	木 製 家 具 類	破碎・保管
	び ん 類	選別・保管
	缶 類	選別・圧縮・保管
	容器包装プラスチック	選別・圧縮・梱包・保管
	ペットボトル	選別・圧縮・梱包・保管
	紙 類	選別・圧縮・梱包・保管
	白色トレイ	選別・保管
	蛍光管・乾電池	破碎（蛍光管）・選別・保管
	廃 食 用 油	保管
	小 型 家 電	選別・保管
	その他プラスチック	選別・保管
	布 類	選別・保管
こ た つ 灰	保管	

(2) 中間処理量

① 焼却処理量

諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）における焼却処理実績を表 4-2-14、図 4-2-4 に示します。

焼却処理量は、平成 26 年度（2014 年度）から減少傾向で推移しています。令和 3 年度（2021 年度）は約 20,600 t を処理し、焼却残渣は処理量の 11.1% です。なお、焼却残渣の一部は民間委託によって資源化しています。

表 4-2-14 焼却処理量

(単位：t/年)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却量	茅野市	17,627.3	17,544.1	17,194.6	16,939.3	16,431.5	16,479.8	16,015.2
	富士見町	3,348.7	3,392.9	3,355.1	3,371.3	3,285.6	3,176.8	3,145.6
	原 村	1,644.2	1,674.1	1,670.1	1,672.8	1,689.5	1,695.7	1,723.1
	合 計	22,620.2	22,611.1	22,219.8	21,983.4	21,406.6	21,352.3	20,883.9
焼却残渣量	2,510.2	2,521.8	2,425.5	2,378.4	2,358.3	2,256.5	2,260.9	2,292.0
焼却残渣率	11.1%	11.2%	10.9%	10.8%	11.0%	10.6%	10.8%	11.1%

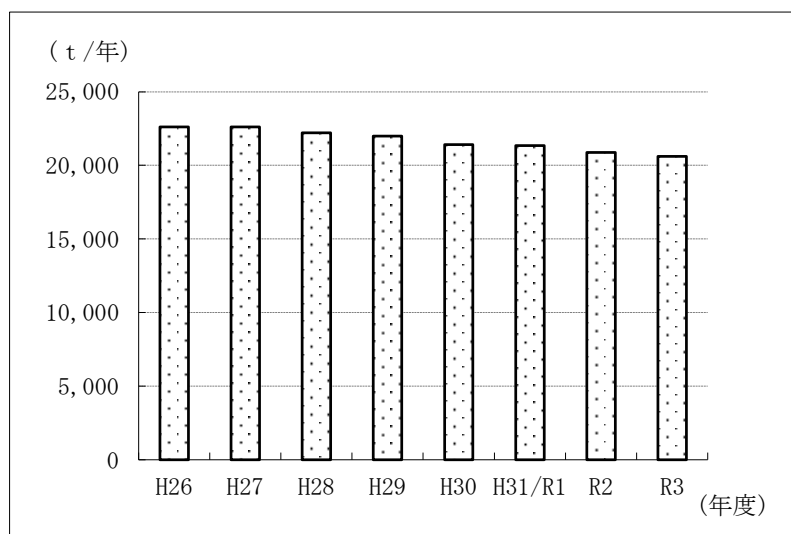


図 4-2-4 焼却処理量

② 不燃ごみ・資源物・粗大ごみ等処理量

茅野市不燃物処理場、茅野市古紙類等梱包施設、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設及び諏訪南リサイクルセンターにおける処理実績を表4-2-15、図4-2-5に示します。

表4-2-15 不燃ごみ・資源物・粗大ごみ等処理量

(単位：t/年)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
茅野市 不燃物処理場	処理量	742.9	755.1	712.0	685.0	687.9	661.9	710.5	370.2	
	可燃残渣量	23.7	20.2	20.3	16.2	12.9	14.4	16.0	7.9	
	不燃残渣量	120.3	137.2	120.2	121.7	129.9	120.6	142.8	67.6	
	資源化量	555.5	595.5	573.3	553.0	564.9	554.5	587.2	297.6	
	資源化率	74.8%	78.9%	80.5%	80.7%	82.1%	83.8%	82.6%	80.4%	
茅野市古紙類 等梱包施設	処理量	1,341.9	1,030.3	831.2	726.6	684.5	647.7	623.1	312.0	
	資源化量	1,341.9	1,030.3	831.2	726.6	684.5	647.7	623.1	312.0	
	資源化率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
南諏衛生施設 組合粗大ごみ 処理施設	処理量	富士見町	594.0	620.0	614.0	638.1	707.3	660.9	773.8	479.4
		原村	224.1	224.0	225.3	259.0	258.0	268.4	331.0	189.7
		合計	818.1	844.0	839.3	897.1	965.3	929.3	1,104.8	669.1
	不燃残渣量	191.4	159.8	150.6	146.2	165.3	155.7	169.7	87.7	
	処理困難物(大型家具等)量	185.4	179.0	171.4	194.2	232.8	268.8	357.0	244.9	
	可燃性粗大ごみ量	65.8	72.7	72.6	73.8	80.8	89.4	111.7	105.6	
	資源化量	385.2	400.6	382.3	391.1	399.9	348.3	370.0	274.4	
資源化率	47.1%	47.5%	45.5%	43.6%	41.4%	37.5%	33.5%	41.0%		
諏訪南行政 事務組合 諏訪南リサイク ルセンター	処理量	—	—	—	—	—	—	—	1,150.4	
	可燃残渣量	—	—	—	—	—	—	—	85.8	
	不燃残渣量	—	—	—	—	—	—	—	114.0	
	不燃ごみ量	—	—	—	—	—	—	—	27.8	
	破碎処理困難物量	—	—	—	—	—	—	—	47.9	
	資源化量	—	—	—	—	—	—	—	824.6	
	資源化率	—	—	—	—	—	—	—	71.7%	

※令和3年10月1日から諏訪南リサイクルセンター稼働開始

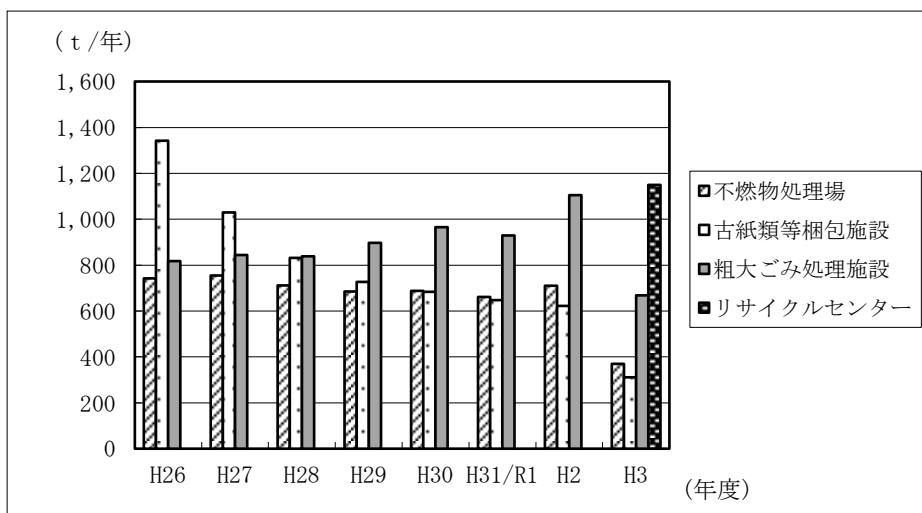


図4-2-5 不燃ごみ・資源物・粗大ごみ等処理量

(3) 焼却処理施設の運転管理状況

諏訪南清掃センターにおける月別の1日あたり焼却処理量を図4-2-6に示します。

3市町村から排出される可燃ごみの焼却処理量は、これまで通年で45～82 t/日の範囲にあります。

各年度の日平均処理量は60 t/日前後の間で推移していますが、観光ごみが多く排出される8月の平均処理量は70～82 t/日で、年間平均の約1.3倍の焼却処理量となります。

諏訪南清掃センターは、稼働後約26年が経過しており、今後は経年劣化による能力低下が危惧されます。

また、主に焼却灰を埋め立てている最終処分場の埋立容量がひっ迫し、地域外の民間処分場に搬出処分していることから、今後、可燃ごみの減量化を積極的に推進する必要があります。

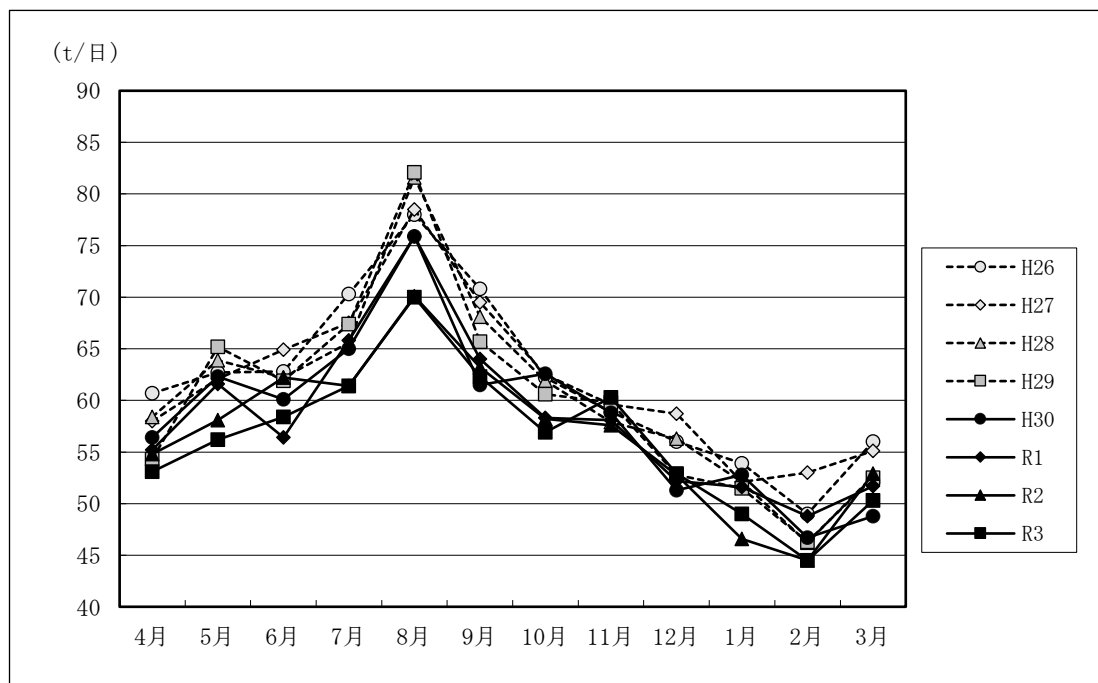


図4-2-6 月別の1日あたり焼却処理量 (本地域全体)

なお、可燃ごみのごみ質の状況を表4-2-16、排ガスの測定結果を表4-2-17に示します。また、排ガス測定結果は、いずれも排出基準を満たしています。

表 4-2-16 ごみ質（可燃ごみ）

区 分		単位	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	平均値
単位容積重量（見掛比重）		kg/m ³	164.0	151.0	132.0	135.0	141.0	142.0	288.0	106.0	157.4
三成分	水分	%	50.8	44.9	46.2	42.4	47.4	45.0	52.8	37.1	45.8
	可燃分	%	43.6	49.3	49.0	53.3	46.3	49.5	38.8	56.0	48.2
	灰分	%	5.6	5.9	4.8	4.3	6.2	5.5	8.3	6.9	5.9
乾燥ごみの組成	紙類	%	39.8	43.7	42.9	42.1	35.3	39.6	38.1	28.3	38.7
	厨芥類	%	11.5	4.5	10.3	7.0	10.1	8.5	15.5	6.0	9.2
	布類	%	8.9	9.3	9.5	14.2	11.1	9.3	5.5	15.6	10.4
	木・竹・わら・植物類	%	10.0	12.2	11.0	8.7	11.4	9.3	11.6	15.0	11.2
	プラスチック類	%	23.9	24.7	22.1	23.6	23.7	26.4	23.1	29.2	24.6
	ゴム・皮革類	%	0.4	0.5	0.4	0.5	0.9	1.3	0.7	0.6	0.7
	金属類	%	0.8	1.4	0.6	0.7	2.5	0.6	0.9	0.7	1.0
	ガラス類	%	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.6	0.1	0.1
	陶器・土・石類	%	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.6	1.2	0.6	0.4
	その他	%	4.3	3.5	3.1	3.0	4.8	4.4	2.9	4.0	3.8
低位発熱量（ボンブ法）		kJ/kg	8,680	9,780	9,680	11,280	9,210	10,660	8,110	12,083	9,935
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	6,290	8,150	8,080	8,980	7,540	8,200	5,990	9,620	7,856
高位発熱量		kJ/kg	10,837	11,820	11,694	13,250	11,258	12,703	8,583	13,991	11,767

※ 各年度平均値

表 4-2-17 排ガス測定結果（焼却施設）

	年度	測定月	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (mg/m ³ N)	ダイオキシン類	
							煙突 (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)
1号炉	H26	8	<0.005	13	140	93	—	—
		9	—	—	—	—	0.18	1.5
		3	<0.005	17	97	160	—	—
	H27	9	<0.005	17	100	110	0.53	2.1
		3	<0.005	13	85	110	—	—
			—	—	—	—	—	—
	H28	8	<0.005	11	120	100	—	—
		9	—	—	—	—	0.76	2.8
		2	<0.005	16	92	100	—	—
	H29	8	<0.005	14	120	49	—	—
		9	—	—	—	—	0.51	2.4
		2	<0.005	7.8	110	48	—	—
	H30	8	<0.005	18	95	120	—	—
		9	—	—	—	—	0.42	1.4
		2	<0.005	10	120	64	—	—
	R1	9	<0.005	12	110	94	0.41	0.64
		2	<0.005	10	110	46	—	—
			—	—	—	—	—	—
R2	8	<0.005	15	99	130	—	—	
	9	—	—	—	—	0.38	3.3	
	2	<0.005	10	110	65	—	—	
R3	8	<0.005	8.7	110	34	—	—	
	9	—	—	—	—	0.31	1.5	
	1	<0.005	11	140	7.3	—	—	
2号炉	H26	8	<0.005	14	140	57	—	—
		9	—	—	—	—	0.2	1.5
		2	<0.005	15	110	150	—	—
	H27	9	<0.005	23	100	150	0.063	2.1
		3	<0.005	17	130	120	—	—
			—	—	—	—	—	—
	H28	8	<0.005	6.6	120	54	—	—
		9	—	—	—	—	0.84	2.8
		2	<0.005	17	110	75	—	—
	H29	8	<0.005	14	93	110	—	—
		9	—	—	—	—	0.83	2.4
		2	<0.005	15	110	150	—	—
	H30	8	<0.005	15	92	46	—	—
		9	—	—	—	—	0.47	1.4
		2	<0.005	10	110	80	—	—
	R1	9	<0.005	17	99	110	0.26	0.64
		3	<0.005	7.4	130	70	—	—
			—	—	—	—	—	—
R2	8	<0.005	14	99	170	—	—	
	9	—	—	—	—	0.47	3.3	
	2	<0.005	10	100	66	—	—	
R3	8	<0.005	5.6	110	120	—	—	
	9	—	—	—	—	0.52	1.5	
	1	<0.005	10	130	2	—	—	
排出基準	自主基準		0.03	100	150	320		—
	法規制		0.15	K値：17.5	250	700	5	—

※ 飛灰は薬剤処理後に埋立

5 最終処分

(1) 最終処分施設

本地域における最終処分場の概要を表 4-2-18 に示します。

諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）から生じる焼却残渣は、茅野市一般廃棄物最終処分場に仮置きして、地域外の民間事業者へ搬出処分しています。南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場では、南諏衛生センターし尿処理施設（南諏衛生施設組合）から生じるし尿汚泥焼却残渣を埋め立てています。

表 4-2-18 最終処分場の概要

区 分	概 要	
茅 野 市 一般廃棄物最終処分場	所 在 地	茅野市湖東笹原56番地他
	敷 地 面 積	17,613m ²
	埋 立 面 積	4,300m ²
	埋 立 容 量	34,840m ³
	埋 立 開 始	平成6年度
	埋立対象物	破碎不燃物・焼却残渣
	水 処 理	63.3m ³ /日
南諏衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	所 在 地	富士見町富士見5240番地
	敷 地 面 積	33,700m ²
	埋 立 面 積	6,400m ²
	埋 立 容 量	26,500m ³
	埋 立 開 始	平成7年度
	埋立対象物	破碎不燃物・焼却残渣・し尿汚泥焼却残渣
	水 処 理	25m ³ /日

(2) 最終処分量

各市町村の最終処分量（埋立処分量）を表4-2-19に示します。

表4-2-19 最終処分量（埋立処分量）

(単位：t/年)

市町村名	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
茅 野 市	焼却残渣	1,136.4	1,140.1	1,065.7	1,026.0	1,007.2	935.5	937.7	959.4
	破碎不燃物	113.1	132.7	117.7	115.3	126.3	117.0	139.0	65.7
	こたつ灰	7.2	4.5	2.5	6.4	3.6	3.6	3.8	2.8
	計	1,256.7	1,277.3	1,185.9	1,147.7	1,137.1	1,056.1	1,080.5	1,027.9
富士見町	焼却残渣	246.1	250.3	232.5	226.8	223.2	203.3	207.3	215.6
	破碎不燃物	130.2	111.9	105.4	96.5	112.4	102.8	106.9	56.1
	し尿汚泥焼却残渣	9.5	9.0	7.6	6.4	6.7	8.7	7.3	5.2
	計	385.8	371.2	345.5	329.7	342.3	314.8	321.5	276.9
原 村	焼却残渣	127.7	131.4	127.3	125.6	127.9	117.7	115.9	117.0
	破碎不燃物	61.2	47.9	45.2	49.7	52.9	52.9	62.8	31.6
	し尿汚泥焼却残渣	4.5	4.6	4.1	3.8	3.8	5.8	5.1	3.4
	計	193.4	183.9	176.6	179.1	184.6	176.4	183.8	152.0
本 地 域 計	焼却残渣	1,510.2	1,521.8	1,425.5	1,378.4	1,358.3	1,256.5	1,260.9	1,292.0
	破碎不燃物	304.5	292.5	268.3	261.5	291.6	272.7	308.7	153.4
	し尿汚泥焼却残渣	14.0	13.6	11.7	10.2	10.5	14.5	12.4	8.6
	こたつ灰	7.2	4.5	2.5	6.4	3.6	3.6	3.8	2.8
	合 計	1,835.9	1,832.4	1,708.0	1,656.5	1,664.0	1,547.3	1,585.8	1,456.8

(3) 最終処分場の延命化

茅野市及び南諏衛生施設組合の最終処分場の残余年数が残りわずかであることから、平成18年度（2006年度）から焼却残渣を地域外の民間最終処分場に搬出して、最終処分場の延命化を図っています。

地域外の最終処分場への搬出を行わず、茅野市分の焼却残渣は茅野市最終処分場に、富士見町分と原村分の焼却残渣は南諏衛生施設組合最終処分場に、それぞれ埋め立てた場合、茅野市最終処分場は5年余りで埋立が終了し、南諏衛生施設組合最終処分場は11年余りで埋立が終了します。

(4) 既存施設への埋立

本地域にある最終処分場は、茅野市と南諏衛生施設組合が所有する施設です。それぞれの施設に焼却残渣を埋め立てる必要が生じたときは、茅野市及び南諏衛生施設組合と、埋め立てる焼却残渣の量や期間などを協議します。

6 廃棄物処理システムの評価

(1) 国及び県との比較

3市町村が、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」として報告した令和3年度（2021年度）の1人1日あたりごみ排出量は、茅野市が865g/人/日、富士見町が778g/人/日、原村が687g/人/日となっており、全国平均の890g/人/日や長野県平均の800g/人/日と比較すると、茅野市は長野県平均を上回っていますが、茅野市、富士見町、原村いずれも全国平均を下回っています。

茅野市のごみ排出量の特徴としては、事業系ごみの比率が高いことが挙げられます。富士見町及び原村は、全国平均や長野県平均と比較しても事業系ごみの比率が低くなっています。

表 4-2-20 国及び県との比較（令和3年度（2021年度）実績）

区分	年度	単位	全国平均	長野県平均	茅野市	富士見町	原村
家庭系 1人1日あたりごみ排出量		(g/人/日)	635.6	549.8	550.7	617.5	542.8
		(%)	(71.4%)	(68.8%)	(63.7%)	(79.4%)	(79.1%)
事業系 1人1日あたりごみ排出量		(g/人/日)	254.4	249.9	314.4	160.5	143.8
		(%)	(28.6%)	(31.2%)	(36.3%)	(20.6%)	(20.9%)
1人1日あたりごみ排出量		(g/人/日)	890.0	799.7	865.0	778.0	686.6
		(%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
全国平均との差		(g/人/日)	—	-90.3	-24.9	-112.0	-203.3
長野県平均との差		(g/人/日)	90.3	—	65.4	-21.7	-113.0
リサイクル率		(%)	19.9%	22.6%	13.6%	17.6%	17.1%
1人1日あたりの最終処分量		(g/人/日)	74.4	39.4	50.1	140.3	8.5

※家庭系ごみには集団資源回収量が含まれています。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

(2) 類似市町村との比較

環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度実績）」を用いて、類似市町村（全国の市町村を、人口規模や産業構造等で類似した市町村に区分したもの）と比較した結果を以下に示します。

なお、図 4-2-7～図 4-2-9 については、類似市町村の平均値を 100 とする指数で表しており、数値が大きいほど良好な結果を示しています。

類似市町村の平均と比較すると、3市町村では富士見町の廃棄物のうち最終処分される割合が非常に高く、茅野市と原村の廃棄物からの資源回収率がやや低いものの、1人1日あたりごみ排出量は類似市町村平均より少なく、人口1人あたりの年間処理経費は安価となっています。

表 4-2-21 茅野市と類似市町村の比較（令和3年度（2021年度）実績）

区分	評価項目	1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/ト)
茅野市		865	11.4	5.8	8,549	26,218
類似市町村 (93)	平均	922	14.8	8.7	12,493	38,098
	最大	1,256	30.5	26.5	28,001	73,299
	最小	631	6.3	0.0	5,104	7,847

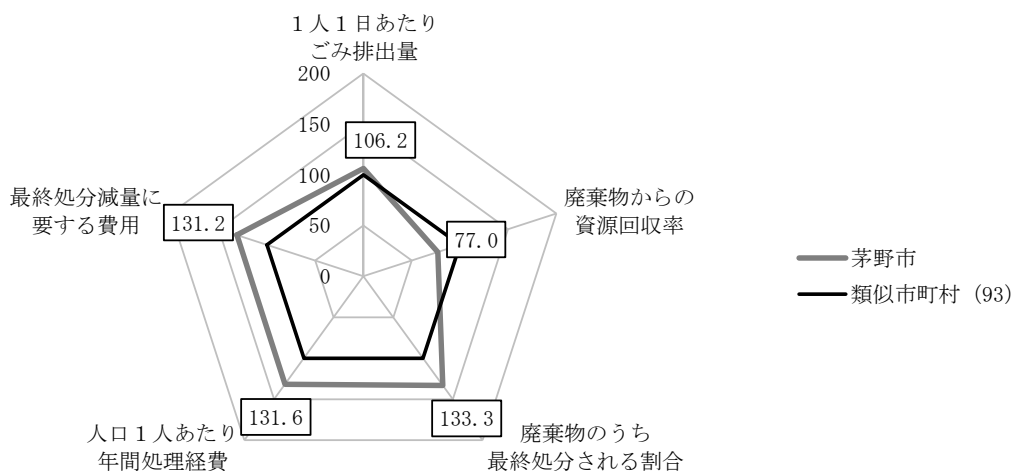


図 4-2-7 茅野市と類似市町村の比較（令和3年度（2021年度）実績）

表 4-2-22 富士見町と類似市町村の比較（令和3年度（2021年度）実績）

区分	評価項目	1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/ト)
富士見町		778	13.5	18.0	11,103	42,507
類似市町村 (23)	平均	852	14.8	9.7	11,563	38,545
	最大	1,264	25.4	18.0	23,709	55,273
	最小	452	7.1	3.1	7,559	19,602

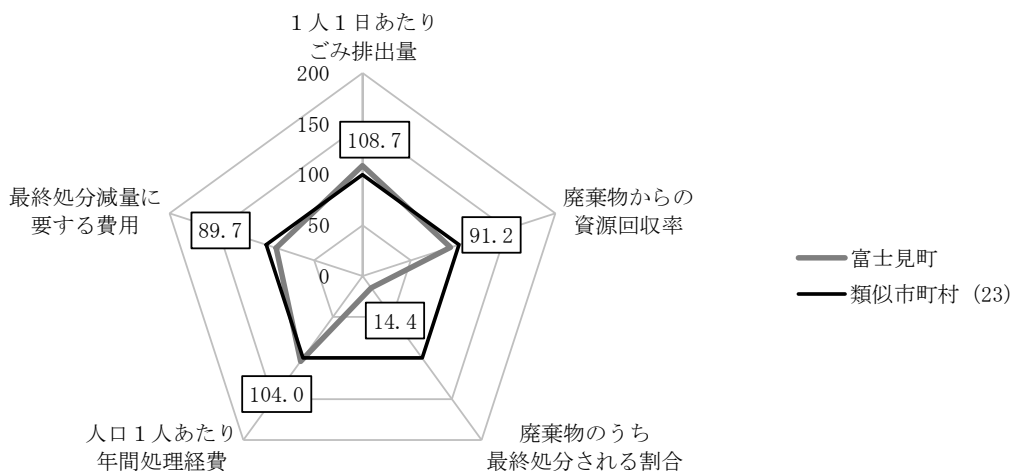


図 4-2-8 富士見町と類似市町村の比較（令和3年度（2021年度）実績）

表 4-2-23 原村と類似市町村の比較（令和3年度（2021年度）実績）

区分	評価項目	1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/ト)
原村		687	14.9	1.2	14,140	51,083
類似市町村 (78)	平均	853	19.4	11.6	18,334	63,957
	最大	1,448	60.8	31.6	45,760	132,160
	最小	379	5.5	0.5	6,337	17,557

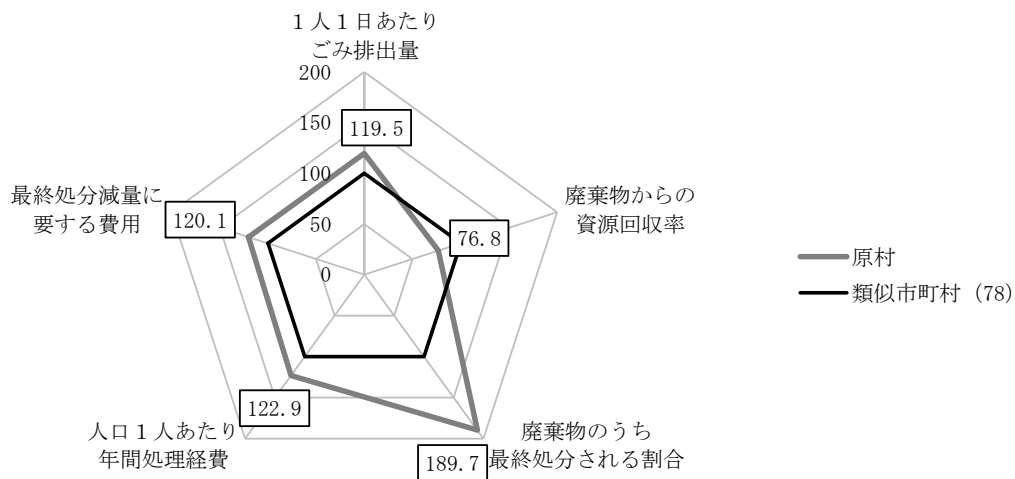


図 4-2-9 原村と類似市町村の比較（令和3年度（2021年度）実績）

第3節 ごみ処理の課題

3市町村のごみ処理の現況における課題を整理し、以下に示します。

1 排出抑制・資源化

(1) 茅野市

- ・1人1日あたりのごみ排出量は、平成26年度(2014年度)以降減少傾向にありますが、令和3年度(2021年度)で約861g/人/日(表4-2-1参照)であり、長野県平均より多い状況です。ただし、この数値には、ホテルや旅館等から排出される観光ごみ、観光開発された別荘地から排出される事業系ごみも含まれています。家庭系ごみの1人1日あたり排出量については、平成26年度(2014年度)以降減少傾向にあり、令和3年度(2021年度)で約552g/人/日となっています。
- ・事業系ごみ(可燃ごみ)は減少傾向にありましたが、令和3年度(2021年度)は令和2年度(2020年度)に比べ増加しています。事業系ごみは、ごみ総排出量のうち約36%を占めており、事業系ごみの積極的な発生抑制・排出抑制が必要です。特に、観光ごみが多いことから、ホテルや旅館等から排出される生ごみの資源化方策の検討など、観光ごみ対策も課題となっています。
- ・資源化に関しては、リサイクル率は平成26年度(2014年度)以降低下傾向にあり、令和3年度(2021年度)で12.6%(表4-2-6参照)と全国平均(19.9%)や長野県平均(22.6%)と比べて低い状況です。今後も資源物の分別の徹底を図るとともに、事業系可燃ごみに含まれている資源物の分別推進、資源化施策を検討していく必要があります。

(2) 富士見町

- ・観光ごみや観光開発された別荘地の事業系ごみを含む1人1日あたりのごみ排出量は、平成26年度(2014年度)以降増減を繰り返しながらも、令和3年度(2021年度)で約761g/人/日(表4-2-1参照)まで減少しています。家庭系ごみの1人1日あたり排出量については、令和3年度(2021年度)で約603g/人/日となっています。
- ・富士見町の定住者だけではなく、別荘地を訪れる住人も含めて、より一層の発生抑制・排出抑制を推進していく必要があります。
- ・資源化に関しては、リサイクル率は平成26年度(2014年度)から令和2年度(2020年度)まで年々低下しており、令和3年度(2021年度)は令和2年度(2020年度)に比べ向上したものの、16.1%(表4-2-6参照)となっています。今後も資源物の分別の徹底を図るとともに、資源物の分別収集を推進する必要があります。

(3) 原村

- ・1人1日あたりのごみ排出量は、3市町村の中で最も少なく、令和3年度(2021年度)には約702g/人/日(表4-2-1参照)であり、全国平均(890g/人/日)、長野県平均(800

g/人/日)も大きく下回っています。今後も引き続き、ごみの発生抑制・排出抑制に努め、さらなる減量を推進することが重要です。また、原村の定住者だけでなく、別荘地を訪れる住人への啓発も必要です。

- ・資源化については、リサイクル率は平成26年度(2014年度)から平成31年度/令和元年度(2019年度)まで低下傾向にありましたが、その後は横ばいとなっており、令和3年度(2021年度)で16.1%(表4-2-6参照)です。今後も資源物の分別の徹底を図るとともに、資源物の分別収集を推進する必要があります。

(4) 3市町村共通の課題

① 家庭系ごみの有料化

- ・現在、3市町村では一部の不燃ごみ及び不燃性粗大ごみを除き、家庭系ごみの収集及び処理は無料としています。
- ・家庭系ごみの有料化は、ごみを多く出す人と排出抑制に努めている人との費用負担の公平性を確保するとともに、排出量に応じて費用負担に差が生じることから、ごみの減量化やリサイクルへの意識を高めることを目的として多くの自治体で導入されています。
- ・県内の多くの自治体でも家庭ごみの有料化を実施している状況で、3市町村においても家庭ごみの有料化について、スケジュールを定め具体的に検討する必要があります。

② さらなる資源化の促進

- ・3市町村、諏訪南行政事務組合、南諏衛生施設組合では、事業系の資源ごみは処理していないことから、事業系ごみの資源化の促進が課題であると考えられます。特に、本地域は観光ごみが多い特徴があり、事業系可燃ごみには、ホテルや旅館等からの生ごみなど、資源化の可能なものも多く含まれています。事業者自身による資源化を促す方策や事業系資源物の受入れ等を検討し、事業系ごみの資源化を推進していく必要があります。
- ・循環型社会の実現に向け、現在はごみとして処理しているもののうち、再生利用可能なものの分別、資源化方法を検討するなど、資源化をより一層促進していく必要があります。

2 収集運搬

(1) 茅野市

- ・粗大ごみは、排出者自身で諏訪南清掃センターまたは諏訪南リサイクルセンターへ直接持ち込むこととしています。運搬手段を持たない住民(高齢者や障害者など)への対策が必要ですが、行政サービスの提供には一般廃棄物の収集運搬許可を受けている民間事業者に大きな影響を与えないよう、バランスを考慮する必要があります。

(2) 富士見町・原村

- ・富士見町、原村では、不燃ごみの排出容器はコンテナを利用しています。不燃ごみコンテナには、資源物の混入が多く、分別の徹底とあわせて、排出容器の見直しを検討する必要があります。
- ・粗大ごみについては、年に4回、無料で拠点回収（80cm×60cm×3m以下のもの）を行っています。回収場所への運搬が困難な人への対策が必要であり、戸別収集など収集方法を検討する必要があります。

3 中間処理

(1) 焼却施設

- ・各市町村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合の焼却施設において処理しています。諏訪南清掃センター（100t/日[50t/16h×2炉] 准連続燃焼式）は、平成9年（1997年）12月に供用開始し、稼働後約26年が経過しています。令和4年度（2022年度）の精密機能検査において、補修・更新等の対応が必要となる機器・設備が多く見られました。次期施設の検討、建設には長期間を要することから、本施設の長期稼働に向けた大規模な延命化工事の実施を検討する必要があります。
- ・大規模な延命化工事には、長期の工事期間を要するものがあることから、運転方式を准連続燃焼式から全連続燃焼式（24時間運転）への変更を行います。

4 最終処分

- ・諏訪南行政事務組合は最終処分場を保有しておらず、茅野市最終処分場と南諏衛生施設組合最終処分場に焼却残渣を埋め立ててきましたが、いずれの施設も焼却残渣を埋め立てられる残余量（残余年数）が少ないことから、地域外の民間最終処分場に搬出して、最終処分場の延命化を図っています。
- ・最終処分場の整備は大きな課題ですが、ごみ焼却施設の更新時期が迫っていることから、施設の整備に当たっては、優先順位を明確にし、計画的に取り組む必要があります。

第5章 ごみ排出量の予測

第1節 予測方法

ごみ排出量の予測フローを図 5-1-1 に示します。

予測計算は、過去の実績値に基づく統計的予測（回帰予測）により行うことを基本とします。

収集ごみ量の予測は、1人1日あたりのごみ収集量に将来人口と年間日数を掛け合わせて算出します。直接搬入ごみ量及び集団回収量の予測は1日あたりのごみ量に年間日数を掛け合わせて算出します。

本章では、現状施策のもとの実績に基づきごみ排出量の将来推計を行います。第7章では、発生抑制、排出抑制、資源化等の努力目標を設定し、目標達成のための施策の検討を行うとともに、目標達成後の将来ごみ量の推計を行います。

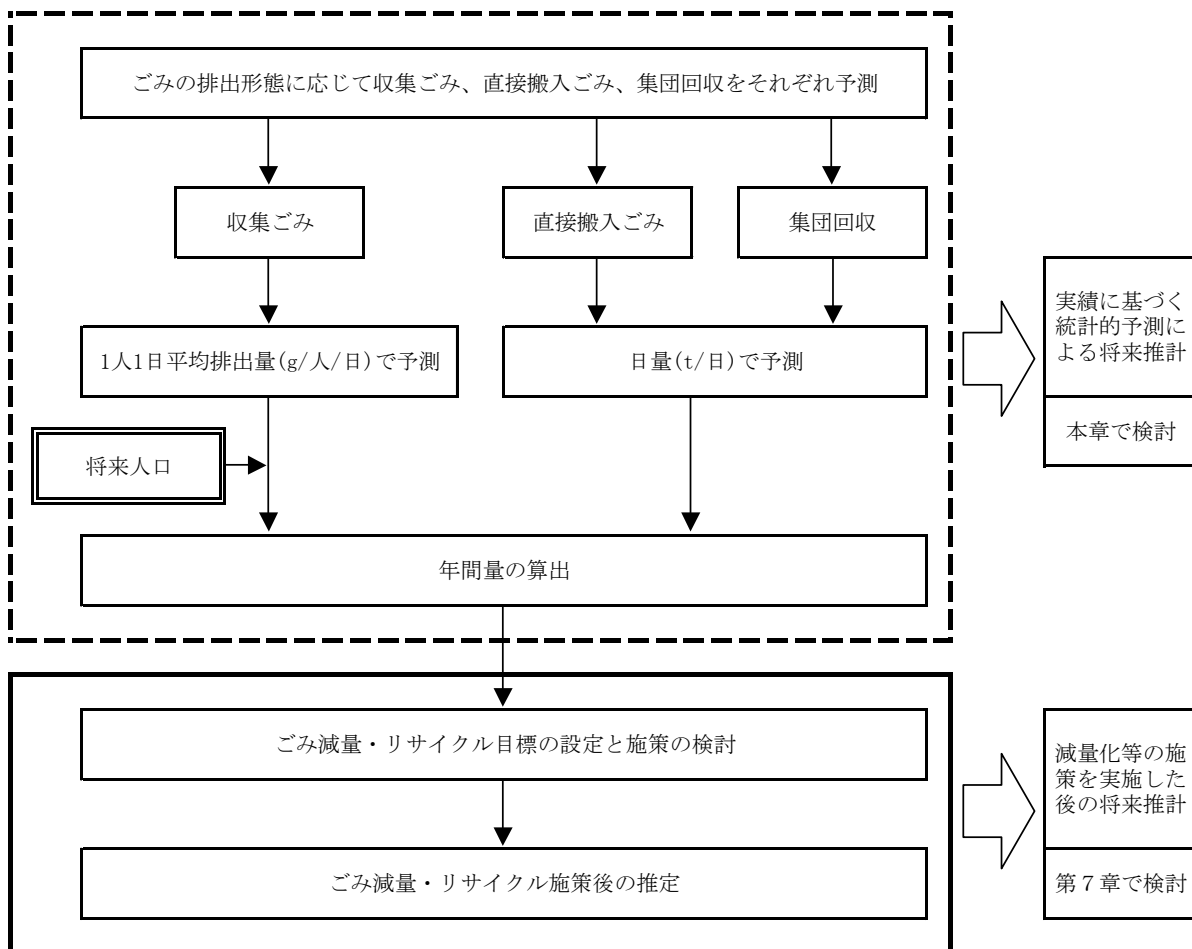


図 5-1-1 ごみ排出量の予測フロー

第2節 ごみ排出量の予測

現在と同様のごみ処理体制及び施策における各市町村の将来ごみ排出量を予測しました。予測結果を整理して、以下に示します。

なお、人口の予測は、それぞれの市町村の総合計画又は総合戦略の将来展望人口を基にしています。

表 5-2-1 現状施策に基づく将来ごみ排出量（茅野市）

年度	人口	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ 総排出量	
		1人1日 あたり 排出量	年間量	日量	年間量	日量	年間量		
		(人)	(g/人/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/日)		(t/年)
実績	H26	56,369	557.2	11,464.0	22.83	8,332.3	1.27	465.3	20,261.6
	H27	56,153	542.0	11,139.3	22.63	8,281.4	1.07	390.8	19,811.5
	H28	56,033	526.1	10,759.1	22.45	8,194.9	0.64	232.3	19,186.3
	H29	56,067	510.9	10,454.4	22.28	8,133.8	0.62	227.8	18,816.0
	H30	56,044	502.6	10,280.6	21.44	7,827.1	0.64	231.8	18,339.5
	H31/R1	55,771	500.4	10,214.8	21.58	7,897.5	0.03	11.4	18,123.7
	R2	55,377	506.9	10,245.5	20.42	7,454.3	0.02	8.0	17,707.8
	R3	55,121	484.5	9,746.8	20.72	7,563.6	0.03	10.8	17,321.2
予測	R4	55,047	485.0	9,744.7	20.79	7,588.4	0.27	98.0	17,431.0
	R5	54,892	483.3	9,709.7	20.61	7,543.3	0.27	98.2	17,351.2
	R6	54,736	481.8	9,625.7	20.46	7,467.9	0.27	98.0	17,191.6
	R7	54,580	480.4	9,570.4	20.32	7,416.8	0.27	98.0	17,085.1
	R8	54,392	479.0	9,509.6	20.20	7,373.0	0.27	98.0	16,980.6
	R9	54,204	477.8	9,478.9	20.09	7,352.9	0.27	98.2	16,930.1
	R10	54,016	476.6	9,396.6	19.99	7,296.4	0.27	98.0	16,790.9
	R11	53,828	475.4	9,340.3	19.90	7,263.5	0.27	98.0	16,701.7

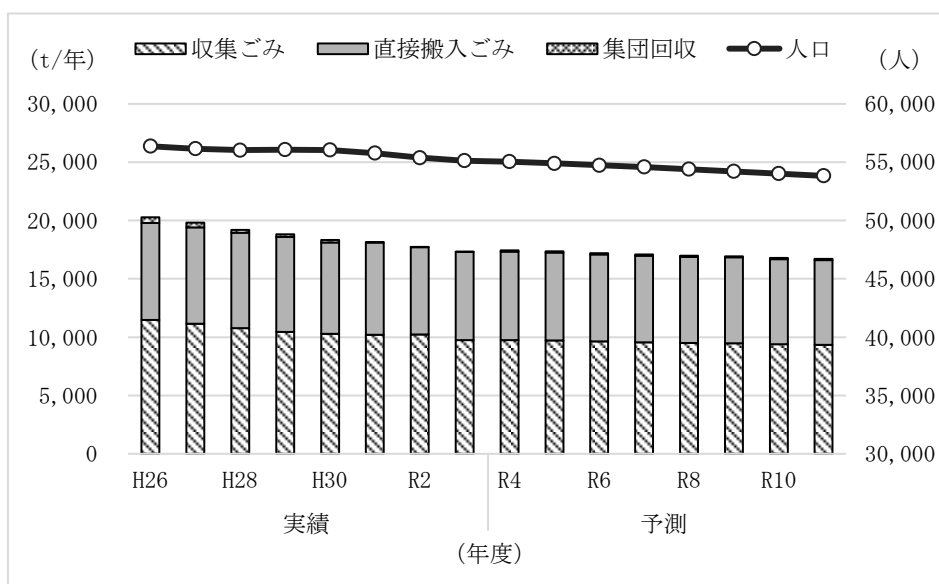


図 5-2-1 現状施策に基づく将来ごみ排出量（茅野市）

表 5-2-2 現状施策に基づく将来ごみ排出量（富士見町）

年度	人口	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ 総排出量	
		1人1日 あたり 排出量	年間量	日量	年間量	日量	年間量		
		(人)	(g/人/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/日)		(t/年)
実績	H26	15,139	579.1	3,199.8	3.38	1,232.7	-	-	4,432.5
	H27	15,043	577.4	3,179.0	3.47	1,271.0	-	-	4,450.0
	H28	14,958	557.3	3,042.6	3.42	1,248.5	-	-	4,291.1
	H29	14,826	561.1	3,036.2	3.47	1,266.8	-	-	4,303.0
	H30	14,641	558.1	2,982.5	3.46	1,264.3	-	-	4,246.8
	H31/R1	14,493	545.6	2,894.0	3.16	1,156.7	-	-	4,050.7
	R2	14,395	561.4	2,949.6	3.19	1,163.7	-	-	4,113.3
	R3	14,354	545.8	2,859.8	3.08	1,124.8	-	-	3,984.6
予測	R4	13,777	554.1	2,786.5	2.93	1,069.5	-	-	3,855.9
	R5	13,669	554.1	2,772.2	2.89	1,057.7	-	-	3,829.9
	R6	13,560	554.1	2,742.6	2.86	1,043.9	-	-	3,786.5
	R7	13,451	554.1	2,720.5	2.83	1,033.0	-	-	3,753.5
	R8	13,341	554.1	2,698.3	2.81	1,025.7	-	-	3,723.9
	R9	13,231	554.1	2,683.4	2.79	1,021.1	-	-	3,704.5
	R10	13,122	554.1	2,654.0	2.77	1,011.1	-	-	3,665.0
	R11	13,012	554.1	2,631.8	2.75	1,003.8	-	-	3,635.5

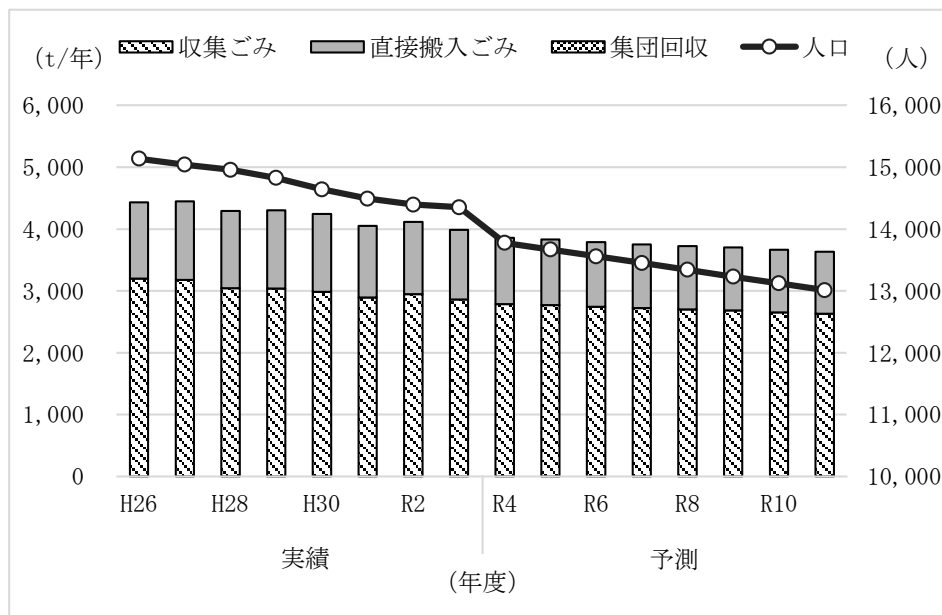


図 5-2-2 現状施策に基づく将来ごみ排出量（富士見町）

表 5-2-3 現状施策に基づく将来ごみ排出量（原村）

年度	人口	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ 総排出量	
		1人1日 あたり 排出量	年間量	日量	年間量	日量	年間量		
		(人)	(g/人/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/日)		(t/年)
実績	H26	7,888	559.9	1,612.0	1.43	520.9	-	-	2,132.9
	H27	7,892	550.2	1,589.1	1.46	533.9	-	-	2,123.0
	H28	7,916	541.2	1,563.8	1.44	525.8	-	-	2,089.6
	H29	7,968	535.9	1,558.7	1.46	531.7	-	-	2,090.4
	H30	7,981	534.7	1,557.5	1.43	522.5	-	-	2,080.0
	H31/R1	8,015	534.7	1,568.4	1.42	518.1	-	-	2,086.5
	R2	8,053	549.7	1,615.9	1.51	549.4	-	-	2,165.3
	R3	8,040	513.6	1,507.3	1.52	553.8	-	-	2,061.1
予測	R4	7,398	533.1	1,439.5	1.46	532.1	-	-	1,971.7
	R5	7,378	533.1	1,439.6	1.46	533.6	-	-	1,973.2
	R6	7,359	533.1	1,432.0	1.46	532.1	-	-	1,964.1
	R7	7,340	533.1	1,428.3	1.46	532.1	-	-	1,960.4
	R8	7,321	533.1	1,424.6	1.46	532.1	-	-	1,956.7
	R9	7,301	533.1	1,424.6	1.46	533.6	-	-	1,958.1
	R10	7,282	533.1	1,417.0	1.46	532.1	-	-	1,949.1
	R11	7,263	533.1	1,413.3	1.46	532.1	-	-	1,945.4

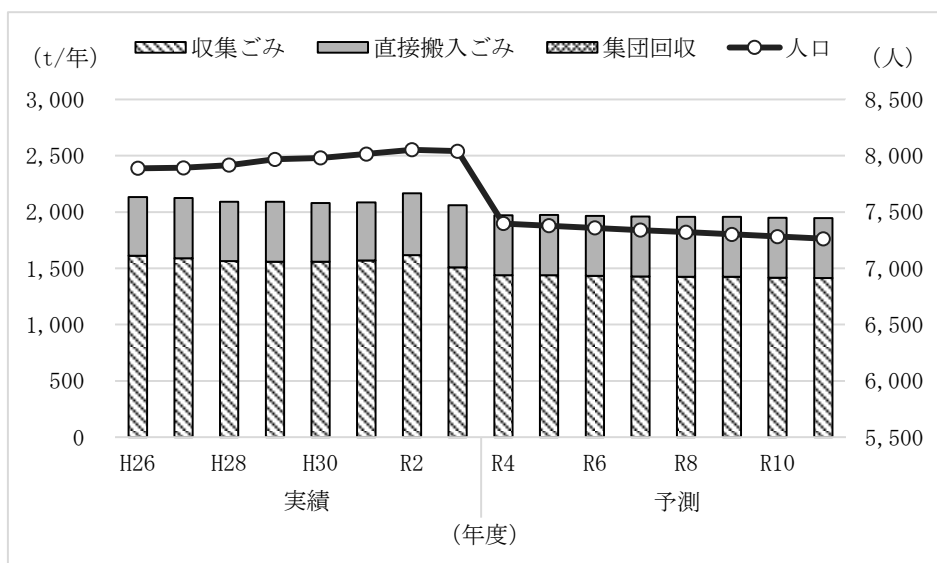


図 5-2-3 現状施策に基づく将来ごみ排出量（原村）

表 5-2-4 現状施策に基づく将来ごみ排出量（本地域全体）

年度	人口 (人)	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ 総排出量 (t/年)
		1人1日 あたり 排出量 (g/人/日)	年間量 (t/年)	日量 (t/日)	年間量 (t/年)	日量 (t/日)	年間量 (t/年)	
		H26	79,396	1,696.2	16,275.8	27.63	10,085.9	
H27	79,088	1,669.6	15,907.4	27.56	10,086.3	1.07	390.8	26,384.5
H28	78,907	1,624.6	15,365.5	27.31	9,969.2	0.64	232.3	25,567.0
H29	78,861	1,607.9	15,049.3	27.21	9,932.3	0.62	227.8	25,209.4
H30	78,666	1,595.3	14,820.6	26.34	9,613.9	0.64	231.8	24,666.3
H31/R1	78,279	1,580.7	14,677.2	26.15	9,572.3	0.03	11.4	24,260.9
R2	77,825	1,618.0	14,811.0	25.12	9,167.4	0.02	8.0	23,986.4
R3	77,515	1,543.9	14,113.9	25.32	9,242.2	0.03	10.8	23,366.9
R4	76,222	1,572.2	13,970.7	25.18	9,189.9	0.27	98.0	23,258.6
R5	75,939	1,570.5	13,921.5	24.96	9,134.6	0.27	98.2	23,154.3
R6	75,655	1,569.0	13,800.3	24.78	9,043.9	0.27	98.0	22,942.1
R7	75,371	1,567.6	13,719.2	24.61	8,981.9	0.27	98.0	22,799.0
R8	75,054	1,566.2	13,632.5	24.47	8,930.8	0.27	98.0	22,661.2
R9	74,736	1,565.0	13,586.9	24.34	8,907.7	0.27	98.2	22,592.7
R10	74,420	1,563.8	13,467.5	24.22	8,839.5	0.27	98.0	22,405.0
R11	74,103	1,562.6	13,385.3	24.11	8,799.4	0.27	98.0	22,282.6

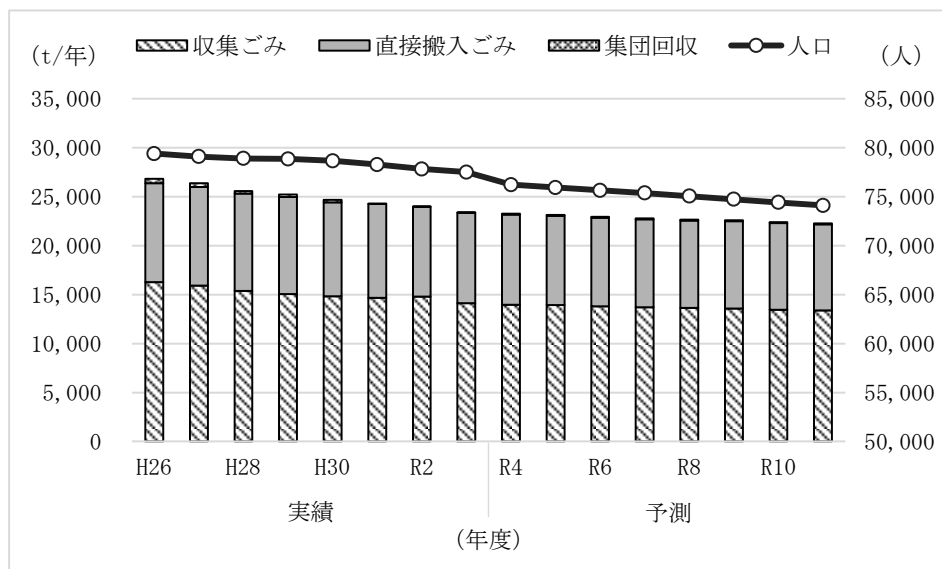


図 5-2-4 現状施策に基づく将来ごみ排出量（本地域全体）

第6章 基本理念

第1節 前提条件

1 計画対象廃棄物の範囲

本地域から排出される以下のすべてのごみを計画対象廃棄物とします。

◇ 可燃ごみ ◇ 不燃ごみ ◇ 資源物 ◇ 粗大ごみ（不燃性・可燃性）

2 計画の目標年次

本計画の目標年次は、次のとおりとします。

目標年次：令和11年度（2029年度）

第2節 基本理念

政府は、平成12年度（2000年度）を「循環型社会元年」と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする循環関係法6本を成立させ、21世紀の循環型社会の構築を目指した廃棄物・リサイクル関連法体系を整備しました。さらに、平成25年度（2013年度）には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、令和4年度（2022年度）には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しています。

3市町村では、廃食用油の回収、容器包装プラスチックや小型家電の分別収集に加え、令和3年度（2021年度）からは諏訪南リサイクルセンターの稼働に合わせて、茅野市ではプラスチック製品の分別収集、富士見町と原村では缶類の分別収集を開始するなど、分別品目を拡大し、資源化を推進しています。

本地域の北東部は八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、白樺湖や蓼科湖、蓼科高原などに代表される八ヶ岳山麓特有の景観を形成しており、本地域の象徴的な自然環境特性を有していることから、本計画では循環型社会の形成により本地域の自然環境との調和を目指すことを目標に、基本理念を次のとおりとします。

郷土の自然との共生をめざした循環型社会の形成

～地球環境にやさしい循環型社会の形成をこの地域から始めます～

第7章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

本計画では、基本方針を基本理念の達成に必要な施策と位置づけ、ごみ処理の現況と課題、基本理念等を考慮して、次のとおり定めることとします。

1 住民・事業者・行政の役割の明確化と実行

基本理念及び目標を達成するためには、住民・事業者・行政の役割を明確化し、かつ、有効に実行することが重要です。

なお、住民・事業者・行政の役割は、「第3節 減量化計画」に示します。

2 発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再利用 (Recycle) の推進

住民・事業者・行政が、それぞれの役割を有効に実行し、発生抑制、再使用、再利用（以下「3R」といいます。）を積極的に推進します。

そのために、3Rに関する情報の共有と相互協力体制を確立します。

また、3Rに必要なシステムを構築します。

3 環境に配慮した効率的なごみ処理体系の構築

最近における焼却技術は、環境負荷の低減、エネルギーの有効利用の高度化を推進するものになっています。また、収集車両等の低公害車も見られるようになりました。

環境の保全に関しては、特に住民の関心が高く、良好な環境を保全するための規制も強化されています。

現在、3市町村では、可燃ごみの焼却処理と資源物等の中間処理を諏訪南行政事務組合で一元化して行っています。

この処理体系を継続し、環境保全に配慮した効率的なごみ処理体系を構築します。

第2節 数値目標

1 国・長野県の減量化等の目標

国及び長野県では、循環型社会の形成及び廃棄物の適正処理を推進するため、減量化等の目標を設定しています（第3章 第2節参照）。

国及び長野県の掲げる一般廃棄物の減量化等の目標を表7-2-1に示します。

表7-2-1 一般廃棄物減量化等の目標

区 分	国	長野県
	第四次循環型社会形成推進基本計画	長野県廃棄物処理計画（第5期）
目標年	令和7年度	令和7年度
基準年	—	—
減量化	○1人1日当たりのごみ排出量 約850g/人/日 ○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ量を除く) 約440g/人/日 ○事業系ごみ排出量 約1,100万トン	○1人1日当たりのごみ排出量 790g ○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ量を除く) 409g ○総排出量 58万3千t
リサイクル率	出口側の循環利用率※ 約28%	リサイクル率 20.0%
最終処分量	最終処分量 約320万トン	最終処分量 4万7千トン

※出口側の循環利用率＝循環利用量／廃棄物等発生量

2 3市町村の数値目標

本計画における数値目標は、国・県の目標を参考にするとともに、3市町村の地域特性や現状を考慮して、以下のように定めます。

なお、減量化目標を設定する際の基準年は、改定前の計画と同様に平成17年度（2005年度）とします。

【本計画の数値目標】

令和11年度（2029年度）までに、以下の目標値の達成を目指します。

◆減量化

◇1人1日あたりに家庭から排出するごみ量^{※1}

： 20%削減（平成17年度（2005年度）比）

◇事業所から排出するごみ量^{※1※2}

： 30%削減（平成17年度（2005年度）比）

◇可燃ごみ量（家庭系・事業系の総量）

： 30%削減（平成17年度（2005年度）比）

※1：資源物を除く、※2：公共ごみを含む

◆リサイクル率 ： 20%以上

◆最終処分量^{※3} ： 5%以下

※3：し尿を含まない

表 7-2-2 令和 11 年度（2029 年度）目標値

区分		目標値	単位	茅野市	富士見町	原村	本地域合計	
H17年度 実績値 (基準年)	1人1日あたりの家庭系ごみ量 ^{※1}		g/人/日	547.5	575.4	538.3	552.0	
	事業系ごみ量 ^{※1※2}		t/年	8,393.8	1,112.4	240.7	9,746.9	
	可燃ごみ量		t/年	19,715.3	3,875.4	1,499.3	25,090.0	
	リサイクル率		%	13.4%	18.3%	23.7%	15.0%	
	最終処分率 ^{※3}		%	9.5%	12.4%	12.2%	10.2%	
R3年度 実績値	減 量 化	1人1日あたりの家庭系ごみ量 ^{※1}		g/人/日	497.1	537.7	489.8	503.8
		H17比	20%削減 ^{※4}	%	-9.2%	-6.6%	-9.0%	-8.7%
	事業系ごみ量 ^{※1※2}		t/年	6,222.9	824.6	448.4	7,495.9	
		H17比	30%削減 ^{※4}	%	-25.9%	-25.9%	86.3%	-23.1%
	可燃ごみ量		t/年	15,621.0	3,006.0	1,638.6	20,265.6	
		H17比	25%削減 ^{※4}	%	-20.8%	-22.4%	9.3%	-19.2%
	リサイクル率	30%以上 ^{※4}	%	12.6%	16.1%	16.1%	13.5%	
最終処分率 ^{※3}	8%以下 ^{※4}	%	5.9%	6.8%	7.2%	6.2%		
R11年度 目標値 (目標年)	減 量 化	1人1日あたりの家庭系ごみ量 ^{※1}		g/人/日	438.0	460.3	430.6	441.6
		H17比	20%削減	%	-20.0%	-20.0%	-20.0%	-20.0%
	事業系ごみ量 ^{※1※2}		t/年	5,875.7	778.7	168.5	6,822.8	
		H17比	30%削減	%	-30.0%	-30.0%	-30.0%	-30.0%
	可燃ごみ量		t/年	13,800.7	2,712.8	1,049.5	17,563.0	
		H17比	30%削減	%	-30.0%	-30.0%	-30.0%	-30.0%
	リサイクル率	20%以上	%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	
最終処分率 ^{※3}	5%以下	%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		

※1：資源物を除く量
 ※2：公共ごみを含む量
 ※3：し尿を含まない値
 ※4：R2年度目標値

第3節 減量化計画

1 減量化の施策

3市町村の減量化施策の体系を図7-3-1に示します。

住民・事業者・行政が、それぞれの役割を有効に実行し、発生・排出抑制を積極的に推進します。

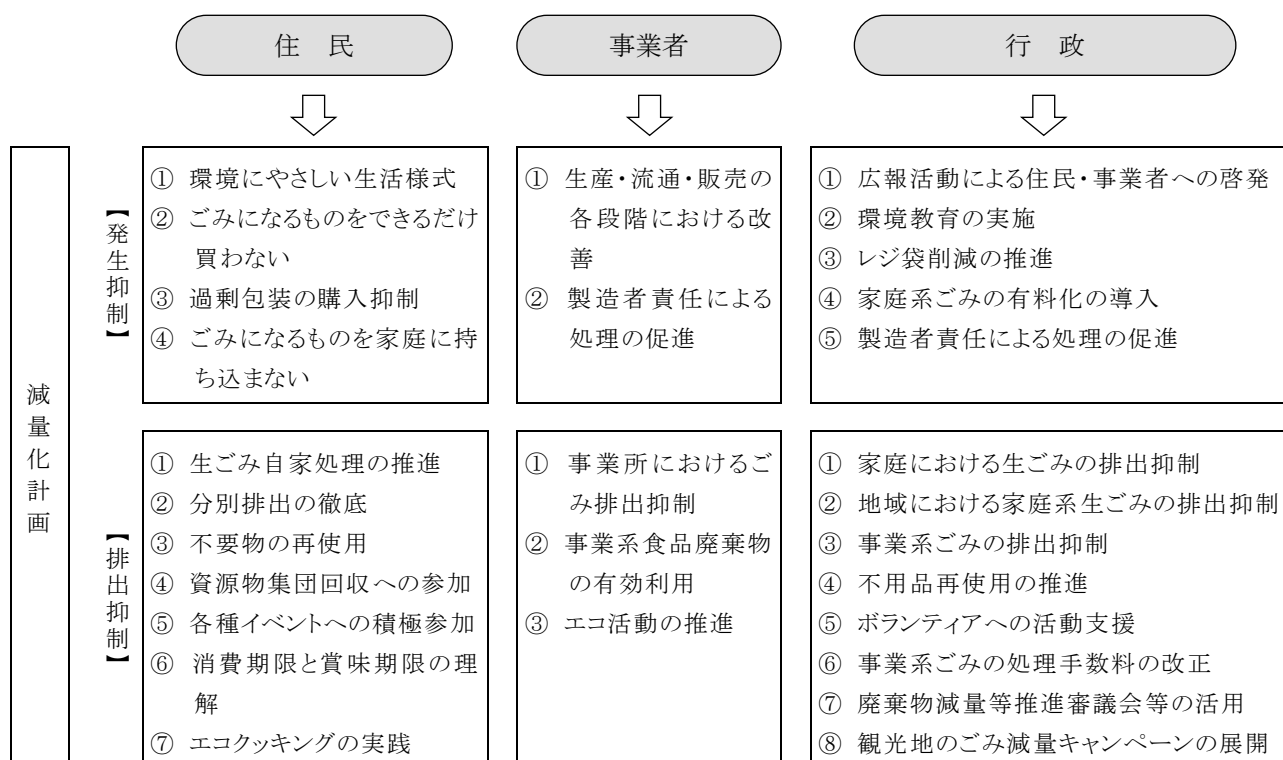


図 7-3-1 減量化施策の体系

2 発生・排出抑制の施策

(1) 住民としてのわたしたちの役割

[発生抑制]

① 環境にやさしい生活様式

近年、わたしたちは、多くの資源とエネルギーを消費し、物質的な生活の豊かさを追い求めてきました。その一方で、自然破壊、資源枯渇、地球温暖化などを引き起こし、かけがえのない地球環境を破壊しかねない未曾有の危機に直面しています。

これからは、「物」による生活の豊かさを見直し、生活の質や心の豊かさを求め、自らの生活活動による環境負荷をできるだけ少なくし、未来のこどもたちに良好な環境を引き継ぐことができるよう、すべての環境にとってやさしい生活に改めていかねばなりません。

② ごみになるものをできるだけ買わない

わたしたちは、「物」を購入する際に、使い捨て商品やごみになりやすい商品の購入を控え、できるだけ長く使用できる「物」を購入するよう心がけます。

なお、「物」を購入する際には、その「物」が不要になったときのことを常に考え、環境に配慮した処分ができる「物」を選択するように努めます。

③ 過剰包装の購入抑制

わたしたちは、「物」を購入する際には、過剰な包装の辞退やマイバッグの持参などにより、ごみの発生を抑制します。

また、包装、容器、説明書又は景品その他「物」に付加されている物品等を不要とするときは、事業者に対し、その物品等の引き取りを求めるよう努めます。

④ ごみになるものを家庭に持ち込まない

わたしたちは、心当たりのないダイレクトメールの受取拒否や必要としない新聞の折込チラシを断るなど、ごみとなる不要な物を家庭に持ち込まないように努めます。

[排出抑制]

① 生ごみ自家処理の推進

わたしたちは、自家処理することが比較的簡単な生ごみの堆肥化を積極的に推進し、ごみの排出を抑制します。

② 分別排出の徹底

わたしたちは、わたしたち自らが定めた分別区分に従って適切な分別排出に努め、資源として排出できるものは、できる限りの努力をもって資源として排出します。

③ 不要物の再使用

わたしたちは、不要となったもののまだ使用できる家具、衣類、生活雑貨などは、不要品交換やリサイクルショップ、フリーマーケットなどに提供するなどの再使用を図るとともに、自らも再使用品の利用に努めます。

④ 資源物集団回収への参加

わたしたちは、地域や小・中学校などが主催する資源物の集団回収に積極的に参加します。

⑤ 各種イベントへの積極参加

わたしたちは、地域やボランティアが主催する不要品交換やフリーマーケットなどに積極的に参加・協力し、ごみの排出抑制に努めます。

⑥ 消費期限と賞味期限の理解

わたしたちは、消費期限と賞味期限の違いを十分に理解し、むやみに賞味期限の過ぎた食品をごみにしないように努めます。

⑦ エコクッキングの実践

わたしたちは、調理の工夫により、食材やエネルギーを上手に使い、食品ロスを減らすよう努めます。

(2) 事業者の役割

[発 生 抑 制]

① 生産・流通・販売の各段階における改善

事業者は、「物」を生産する段階において、省資源設計、ごみを極力発生させない生産設計、ごみになったとき処理困難物とならない設計、ごみになりにくい商品設計やグリーン調達による商品設計、再使用の可能な包装や容器の普及と回収システムの構築など環境にやさしい商品づくりを推進します。

「物」を流通させる過程においては、流通経路の短縮や流通過程の包装材の減量を図るとともに、過剰な包装を自粛し、包装廃棄物の発生を抑制します。

消費者が、購入に際して不要とする物品もしくは購入に伴って不要となる物の引き取りを求めるときは、その物品等の引き取りに努めます。

また、適正な仕入れや在庫管理を徹底し、過剰在庫による市場への「物」の過剰流通の防止に努めます。

② 製造者責任による処理の促進

事業者は、その事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら適正に処理することが定められています。

排出者責任による処理を推進するため、各事業者間で連携して適正なごみ処理・リサイクルの仕組みづくりを行います。

[排出抑制]

① 事業所におけるごみ排出抑制

工場や店舗、事務所などの事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物の排出抑制に努めるとともに、資源として利用できるものは、積極的に分別排出し、資源化を図ります。

② 事業系食品廃棄物の有効利用

食品廃棄物を排出する事業者は、食品リサイクル法に従い、食品廃棄物の再生利用を図ります。また、事業者間で共同処理を行い、地域で有効活用するなど、食品廃棄物の循環利用の仕組みづくりに積極的に取り組みます。

③ エコ活動の推進

旅館・ホテル等の事業者は、提供する食事のレシピの公開や従来の量的な見栄えを見直して食べ残しをしない工夫など、厨房でのエコクッキングの推進に積極的に取り組みます。

(3) 行政の役割

[発生抑制]

① 広報活動による住民・事業者への啓発

ごみを減量化することの重要性を住民や事業者に理解してもらい、自発的努力を促すため、広報紙やホームページ等による啓発活動を継続推進します。

② 環境教育の実施

ごみ問題や環境に関する副読本、ビデオ等を作成し、小学生や一般住民への環境教育を実施します。

ごみ処理システムの現状とごみ減量への理解を深めてもらうため、ごみ処理施設の見学会を随時開催します。また、地域の公民館等に職員が出向き、ごみ処理や環境問題についての「まちづくり講座」等を随時実施します。

③ レジ袋削減の推進

レジ袋削減のため、マイバッグ持参等の普及啓発を推進します。

④ 家庭系ごみの有料化の導入

家庭系ごみの有料化は、ごみの発生抑制やリサイクルの推進に有効な経済的手法です。

県内の多くの自治体では有料化が導入され、諏訪地域の諏訪湖周辺3市町においても家庭系ごみの有料化がされています。

家庭系ごみの有料化の導入にあたっては、3市町村におけるごみ処理の現状や課題、有料化の必要性について住民に十分な説明を行い、理解を得るよう努めます。

⑤ 製造者責任による処理の促進

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法は、自ら製造した商品が廃棄物になったものについて、製造者に再生利用を課すものであり、この仕組みを活用し、製造者責任による処理の促進を図ります。

また、適正処理困難物についても、製造業者等による広域的処理の促進を図ります。

[排出抑制]

① 家庭における生ごみの排出抑制

家庭での生ごみ処理機器による自家処理は、生ごみの排出抑制に加え、堆肥を有効利用することで循環型社会の構築に努めます。

現在、各市町村では、生ごみ処理機器の設置に対して補助を行っています。

今後も生ごみ処理機器の普及に努めるとともに、家庭系生ごみの排出抑制を推進します。

② 地域における家庭系生ごみの排出抑制

地域単位での生ごみ処理機器の設置に対し、住民要望に応じて設置補助制度を検討します。

③ 事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制のため、多量排出事業者を始めとするすべての事業者に対し、ごみの減量化、資源物の分別等の指導を行います。

また、行政は率先してごみ減量に努めます。

④ 不用品再使用の推進

家庭で不要となった家具や自転車等のリユース品情報の提供や、フリーマーケットの開催情報を提供するなど、不用品の再使用を推進します。

⑤ ボランティアへの活動支援

ごみの減量や環境保全などを目的としたボランティア（NPO等含む）への活動支援等を行います。

⑥ 事業系ごみの処理手数料の改正

本地域は、多くの観光資源を有することから、事業系ごみが多い特徴があり、ごみの減量には、事業者の発生抑制の意識を高めることが必要です。

現在の事業系ごみの処理手数料は、平成27年度（2015年度）に改正されて以降、見

直しがされておらず、この間の消費税の改正や物価の高騰など社会情勢の変化が反映されていません。

家庭系ごみの有料化の導入に先行して、事業系ごみの処理手数料の見直しを行い、適切な料金に改正します。

⑦ 廃棄物減量等推進審議会等の活用

○茅野市

茅野市では、平成8年度（1996年度）からパートナーシップのまちづくりに取り組み、環境分野においては、美サイクル茅野と循環型社会の形成に向けたごみの減量化や資源化などに協働して取り組んでいます。また、施策の企画、立案、実践においても市と美サイクル茅野が一体となって進めています。廃棄物減量等推進審議会の設置に際しては、美サイクル茅野との関係性の整理や、審議会を設ける必要性の明確化などを図る必要があります。

○富士見町・原村

富士見町、原村では、それぞれ廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化や資源化の取組について審議しています。また、廃棄物減量等推進員を認定し、地域における分別・減量活動を推進しています。今後も審議会や推進員制度の活性化を図り、地域特性に応じたごみの減量化や資源化活動を推進していきます。

⑧ 観光地のごみ減量キャンペーンの展開

観光地における観光客や旅館、観光施設などに対し、ごみの持ち帰り推奨や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開します。

⑨ ごみ処理状況に関する情報発信

住民・事業者の排出抑制や分別排出への意識を高めるため、ごみの処理に関する状況を広報紙やホームページなどで公開します。

第4節 リサイクル計画

1 リサイクルの施策

(1) 住民の役割

① 再生品の使用促進

わたしたちは、「物」を購入する際には、環境やリサイクルに配慮した商品を積極的に購入することを心がけます。

環境やリサイクルに配慮した商品としては、「再生材料を使用した商品」、「詰め替え式の商品」、「エコマーク商品」、「グリーンマーク商品」などを対象とします。

② 集団回収への積極参加

わたしたちは、地域団体や小・中学校などが主催する資源物の集団回収に積極的に参加し、資源の回収に寄与します。

(2) 行政の役割

① 集団回収の促進

集団回収に対する補助制度は、現在、茅野市で行っています。

集団回収は、資源の分別収集と合わせて、リサイクルを進める両輪であり、今後とも積極的に推進します。

② 認定制度の創設

過剰包装の自粛や簡易包装の推進、資源物の店頭回収の実施や、その他環境に配慮した取組を積極的に行っている小売店や事業所を「エコショップ」、「エコオフィス」等として認定し、住民に周知するなど、その取組を支援する認定制度の創設を検討します。

③ 給食系食品廃棄物の資源化

富士見町では、それぞれ学校給食等から発生する食品廃棄物を回収し、資源化しています。

できた堆肥の一部は、学校農園で利用するなど、環境教育の一環としても役立っています。

④ 環境活動拠点としての公共施設の利用

住民による再使用、再利用を促進するための活動を支援するため、業務に支障のない範囲で、再使用物等の保管に利用する場所として公共施設の利用を図ります。

⑤ 中間処理による資源化の推進

諏訪南リサイクルセンターでは、9種類 19品目の資源物を取り扱い、木製家具類、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみからも中間処理によって木くずと金属類を回収しています。施設を適正に運用して、より一層の資源化を推進していきます。

第5節 収集運搬計画

1 収集運搬の施策

(1) 分別収集の統一化

諏訪南リサイクルセンターの稼働に合わせて、3市町村の分別区分を統一しました。今後、法律の改正等により分別区分の変更が求められる場合には、3市町村の足並みを揃えて取り組むこととします。

(2) 市町村ごとの収集運搬計画の策定

可燃ごみや資源物等の中間処理と最終処分は、諏訪南行政事務組合で行い、収集運搬については、それぞれの市町村が行っています。収集運搬は、施設までの距離や、可燃ごみ等の排出量、行政区ごとの希望に基づく収集頻度など、地域の実情に合わせて行っています。広域的な収集運搬は経済的なメリットが期待できるものの、住民の利便性を大きく損なうおそれがあることや、市町村によっては費用の支弁方法により、現在よりも費用負担が大きくなってしまう可能性があります。

収集運搬については、当面の間はそれぞれの市町村により行うこととします。

(3) 排出モラルの向上

排出モラルの向上を図るため、住民向けの分別の手引き、観光客や観光開発された別荘地滞在者・外国人向けのパンフレットの作成・配布等により、排出者意識の向上に向けた啓発活動を実施します。

また、地域の代表者や廃棄物減量等推進員等と連携して、分別指導の強化を図ります。

(4) 高齢化社会への対応

高齢化社会が進むにつれて、ごみステーションへのごみ出しや粗大ごみの排出に困難が生じる人が増えることが予想されます。高齢者や障害者等に対する戸別収集等の実施については、民間の収集運搬許可業者への影響を考慮しつつ、福祉部門と連携をしながら検討していきます。

第6節 中間処理計画

1 中間処理の施策

(1) ごみ焼却施設

既設のごみ焼却施設である諏訪南清掃センター（100 t /日 [50 t /16h×2 炉] 准連続燃焼式）は、平成9年（1997年）12月に供用開始し、稼働後約26年が経過しています。令和4年度（2022年度）の精密機能検査において、補修・更新等の対応が必要となる機器・設備が多く見られました。次期施設の検討、建設には長期間を要することから、本施設の長期稼働に向けた大規模な延命化工事の実施を検討する必要があります。

今後長寿命化計画を策定したうえで、計画的に改造工事等を行うとともに、適正かつ効率的な運転管理を行っていきます。

(2) リサイクルセンター

循環型社会の構築に向け、省資源化や省エネルギー化を推進するため、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの資源化処理を行う諏訪南リサイクルセンターが令和3年（2021年）10月に稼働を開始しました。

リサイクルセンターの効率的な運転のため、分別の徹底を住民に対して周知していきます。

第7節 最終処分計画

1 最終処分の施策

(1) 既設最終処分場の延命利用

3市町村の最終処分場は、埋立終了期限が迫っていたことから、焼却灰の熔融処理による最終処分場の延命化を計画していましたが、熔融処理計画が見直しされたことから、平成18年度（2006年度）以降、焼却残渣等を地域外の民間最終処分場に搬出して延命化を図っています。

新たな広域最終処分場が建設されるまで、既設最終処分場を極力長く使えるよう今後も継続してごみの発生抑制・排出抑制・資源化を推進するとともに、最終処分場の延命化に取り組んでいく必要があります。

また、最終処分場の延命化にあわせて、焼却灰の一部を民間の焼却灰リサイクル施設へ搬出し、焼却灰の有効利用の促進を図ります。

(2) 広域最終処分場の整備検討

延命化に取り組むと同時に、既設最終処分場の埋立完了までに、諏訪南行政事務組合を事業主体とした広域最終処分場を整備します。

地域のごみは、地域で処理するというごみ処理の原則に従い、ごみ焼却施設から発生する焼却灰等を本地域内において適切に処理します。

広域最終処分場の整備に当たっては、ごみ焼却施設の更新時期が迫っていることから、優先順位を明確にし、計画的に取り組めます。

第8節 その他の計画

1 医療系廃棄物の処理

(1) 事業系医療廃棄物

廃棄物処理法では、医療機関から排出される医療廃棄物は事業者の責務によりその処理・処分を行うこととなっています。

注射針などの感染性廃棄物が事業系ごみに混在しないよう、医療機関に対し排出方法及び適正処理の徹底を呼びかけます。

(2) 在宅（家庭系）医療廃棄物

近年、社会構造の変化により全国的に高齢化が進み、家庭内で発生する医療系廃棄物が増えています。

在宅医療廃棄物については、感染性廃棄物以外は家庭系ごみとして収集・処理しますが、感染性廃棄物については医療機関に持参するよう定めています。

今後も、各市町村で定められた分別方法の徹底を図り、特に感染性廃棄物が収集ごみに混入することのないよう指導していきます。

2 地域環境美化の推進

(1) 散乱ごみ対策の推進

河川や道路等に捨てられる散乱ごみは、地域の環境美化を損なうとともに、ごみ処理経費の増加にもつながっています。

このため、広報や観光地での呼びかけにより、ごみの散乱防止について意識啓発に努めるとともに、PTAや町内会、ボランティア団体等の協力のもと、地域の一斉清掃・環境美化に努めます。

(2) 不法投棄対策の推進

ごみの不法投棄は、投棄者の特定が困難なケースが多いことから、不法投棄させない環境づくりに取り組むことが必要です。不法投棄の監視パトロールや投棄場所の情報共有など、地域住民や事業所と自治体とが連携して、不法投棄対策を推進していきます。

3 災害ごみ対策

近年では、全国各地で大規模な自然災害が頻発しています。そのたびに発生する大量のごみ（災害廃棄物、避難所ごみなど）の処理は、被災地の復旧・復興の大きな問題となっています。また、災害時には、災害廃棄物だけでなく、通常の一般廃棄物の処理を継続的かつ確実に実施することが極めて重要となります。

豪雨や火災、震災等で大量に発生する廃棄物の分別や一時集積場所の確保など、適切な

処理に向けた体制の構築を目指し、3市町村・諏訪南行政事務組合と長野県の連携により検討を進めていくものとします。

4 食品ロス対策

令和元年（2019年）10月に食品ロス削減を目指す「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行されました。これにより、政府や自治体、企業の責務のほか、消費者の役割を定め、国民運動として食品ロス（食品の食べ残しや消費期限切れ等による廃棄）削減に取り組むことが求められています。

食品ロスの削減に関する対策は、3市町村が主体となり、諏訪南行政事務組合と連携して啓発等に取り組んでいきます。

5 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する対策

令和4年度（2022年度）から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」を活用したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化等により、市町村及び再商品化事業者による効率的な再商品化を可能にする仕組みが導入されました。

3市町村では、令和3年（2021年）10月よりプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を開始し、民間処理業者で資源化を行っていますが、引き続き国の動向に注視しつつ、必要な対応を図るものとします。

6 感染症に伴う対策

令和元年度（2019年度）から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症により、生活環境は大きく変化しました。ごみ処理は住民の生活を衛生的に確保するために不可欠な業務であり、このような非常事態においても事業を継続することが求められます。

諏訪南行政事務組合職員や委託業者の感染症防止策について、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和5年（2023年）3月一部改定、環境省環境再生・資源循環局）を参考に、万一の時に着実にごみ処理を継続できるよう、安全・安心なごみ処理体制を確保します。

第9節 将来ごみ量

以上の各種施策を実施した後の将来ごみ量の推計結果を以下に示します。

1 市町村別将来ごみ量

ごみの減量化・資源化に関して、3市町村における現在の取組に加え、新たに導入、実施する施策による効果を見込んで将来ごみ量を推計しました。表 7-9-1 に減量化、資源化等の施策を示します。

表 7-9-1 減量化・資源化施策

減量化・資源化施策		開始予定等	備考
発生抑制・排出抑制	住民・事業者による発生抑制・排出抑制の行動を促す啓発事業の推進	継続	
	生ごみ処理機器の普及による自家処理の推進	継続	
	レジ袋削減の推進	継続	
	廃棄物減量等推進審議会等の活用	茅野市：新規 富士見町・原村：継続	
	観光地のごみ減量キャンペーンの展開	継続	
	行政による公共ごみの減量行動	継続	
	家庭系ごみの有料化	令和10年度～	
	事業系ごみ処理手数料の見直し	令和8年度	
資源化	集団回収の促進	継続	
	給食系廃棄物の資源化	継続	
	焼却残渣の資源化	継続	焼却残渣の一部を民間の資源化施設に委託
	諏訪南リサイクルセンターにおける事業系資源物の受入れ	令和10年度～	現在、受入れ実績のある可燃ごみから分別される資源物(紙類)を想定

減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量を表 7-9-2～5、図 7-9-1～2 に示します。

表 7-9-2 減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量（本地域全体）

区分	単位	実績値		推計値
		H17年度	R3年度	R11年度
人口	人	81,769	77,515	74,103
家庭系ごみ	t/年	19,875.2	15,860.2	12,497.5
収集ごみ	t/年	18,805.4	14,113.9	11,226.9
資源物を除く量	t/年	15,406.1	12,627.5	9,817.5
資源物量	t/年	3,399.3	1,486.4	1,409.4
直接搬入ごみ	t/年	1,069.8	1,746.3	1,270.6
公共ごみ（事業系可燃ごみ）	t/年	664.9	597.7	585.7
事業系ごみ	t/年	9,082.0	6,898.2	6,539.4
資源物を除く量	t/年	9,082.0	6,898.2	5,231.5
H17比	%	-	-24.0%	-42.4%
資源物量	t/年	-	-	1,307.9
集団回収量	t/年	780.6	10.8	98.0
ごみ総排出量	t/年	30,402.7	23,366.9	19,720.5
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	1,018.7	825.9	729.1
H17比	%	-	-18.9%	-28.4%
1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	665.9	560.6	462.1
1人1日あたりの家庭系ごみ量（資源物除く）	g/人/日	552.0	503.8	402.8
H17比	%	-	-8.7%	-27.0%
可燃ごみ量	t/年	25,090.0	20,265.6	15,764.6
H17比	%	-	-19.2%	-37.2%
焼却処理量	t/年	25,210.6	20,618.1	16,474.3
焼却処理率	%	82.9%	88.2%	83.5%
資源化量	t/年	4,548.2	3,160.5	3,868.0
リサイクル率	%	15.0%	13.5%	19.6%
最終処分量（し尿汚泥焼却残渣含まない）	t/年	3,106.7	1,448.2	792.2
最終処分率	%	10.2%	6.2%	4.0%

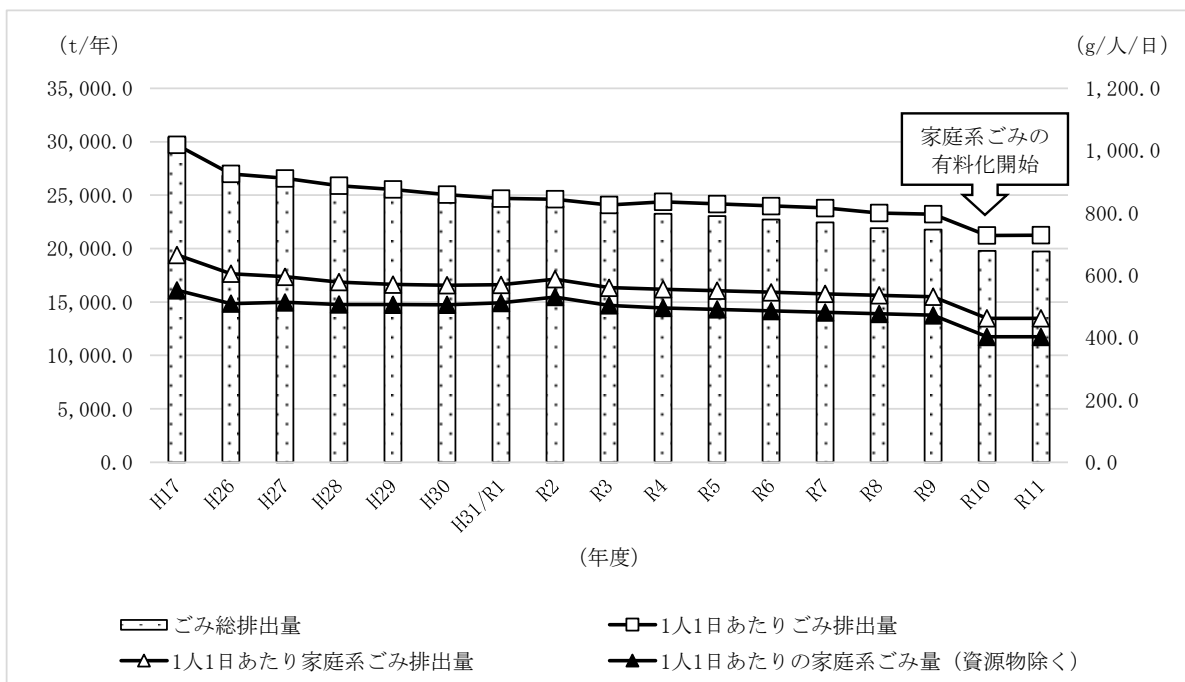


図 7-9-1 減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量（本地域全体）

表 7-9-3 減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量

区分		単位	茅野市	富士見町	原村	本地域合計	
実績値	H17年度	人口	人	58,288	15,783	7,698	81,769
		ごみ総排出量	t/年	23,146.4	5,119.8	2,136.5	30,402.7
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	1,088.0	888.7	760.4	1,018.7
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	656.7	695.6	674.7	665.9
	R3年度	人口	人	55,121	14,354	8,040	77,515
		ごみ総排出量	t/年	17,321.2	3,984.6	2,061.1	23,366.9
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	860.9	760.5	702.3	825.9
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	551.1	603.1	549.5	560.6
推計値 (目標)	R11年度	人口	人	53,828	13,012	7,263	74,103
		ごみ総排出量	t/年	14,899.3	3,161.7	1,659.5	19,720.5
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	758.3	665.7	626.0	729.1
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	456.6	479.6	471.4	462.1

表 7-9-4 減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量と数値目標

区分		目標値	単位	茅野市	富士見町	原村	本地域合計	
H17年度 実績値 (基準年)	1人1日あたりの家庭系ごみ量 ^{※1}		g/人/日	547.5	575.4	538.3	552.0	
	事業系ごみ量 ^{※1※2}		t/年	8,393.8	1,112.4	240.7	9,746.9	
	可燃ごみ量		t/年	19,715.3	3,875.4	1,499.3	25,090.0	
	リサイクル率		%	13.4%	18.3%	23.7%	15.0%	
	最終処分率 ^{※3}		%	9.5%	12.4%	12.2%	10.2%	
R11年度 推計値 (目標年)	減 量 化	1人1日あたりの家庭系ごみ量 ^{※1}		g/人/日	398.4	417.2	409.7	402.8
		H17比	20%削減	%	-27.2%	-27.5%	-23.9%	-27.0%
		事業系ごみ量 ^{※1※2}		t/年	4,775.5	708.0	333.7	5,817.2
		H17比	30%削減	%	-43.1%	-36.4%	38.6%	-40.3%
		可燃ごみ量		t/年	12,109.5	2,374.0	1,281.2	15,764.6
		H17比	30%削減	%	-38.6%	-38.7%	-14.5%	-37.2%
		リサイクル率	20%以上	%	19.8%	19.4%	18.7%	19.6%
最終処分率 ^{※3}	5%以下	%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%		

※1：資源物を除く量
 ※2：公共ごみを含む量
 ※3：し尿を含まない値

表 7-9-5 減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量（ごみ種別・本地域全体）

区分	単位	実績値		推計値
		H17年度	R3年度	R11年度
可燃ごみ	t/年	25,090.0	20,265.6	15,764.6
家庭系	t/年	15,343.1	12,802.3	9,947.4
事業系	t/年	9,746.9	7,463.3	5,817.2
不燃ごみ	t/年	629.1	602.6	460.0
家庭系	t/年	629.1	593.6	460.0
事業系	t/年	0.0	9.0	0.0
粗大ごみ	t/年	503.7	882.4	487.8
家庭系	t/年	503.7	858.8	487.8
事業系	t/年	-	23.6	0.0
資源物	t/年	4,179.9	1,616.3	3,008.2
家庭系 [※]	t/年	4,179.9	1,616.3	1,700.3
事業系	t/年	-	-	1,307.9

※家庭系資源物には集団回収量を含む

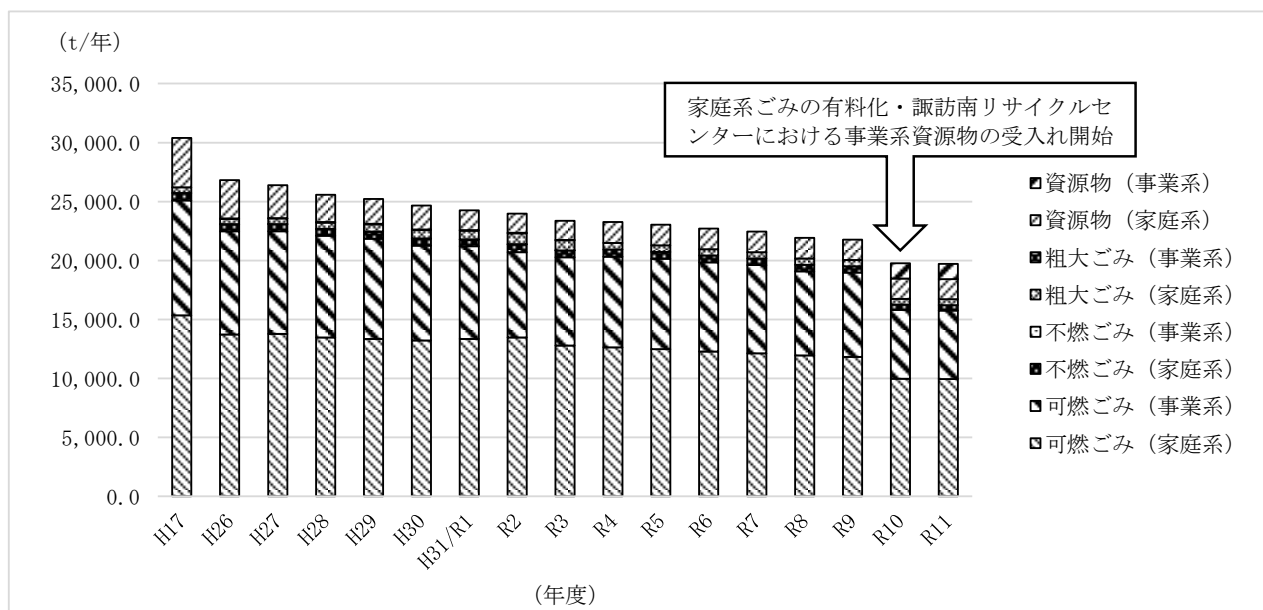


図 7-9-2 減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量 (ごみ種別・本地域全体)

2 中間処理量・最終処分量

減量化・資源化施策を実施した後における本地域全体の各施設の中間処理量及び最終処分量の推計結果を表 7-9-6 及び図 7-9-3～6 に示します。

表 7-9-6 減量化・資源化施策を実施した後の中間処理量・最終処分量（本地域全体）

区 分		単位	実 績		推 計
			H17年度	R3年度	R11年度
諏訪南行政事務センター	処理対象量	t/年	25,210.6	20,760.3	16,522.7
	可燃ごみ	t/年	25,090.0	20,265.6	15,764.6
	木製家具類（一時保管）	t/年	-	25.2	-
	可燃性粗大（処理対象）	t/年	98.2	144.8	105.2
	可燃性粗大（一時保管）	t/年	-	117.0	48.4
	混入可燃ごみ	t/年	22.4	207.7	604.5
	搬出量	t/年	2,783.1	2,434.2	1,839.0
	焼却残渣量	t/年	2,783.1	2,292.0	1,790.6
	木製家具類（保管後民間委託）	t/年	-	25.2	-
	可燃性粗大（保管後民間委託）	t/年	-	117.0	48.4
茅野市不燃物処理場	処理対象量	t/年	868.0	452.6	-
	不燃ごみ	t/年	158.5	161.5	-
	資源物（処理対象）	t/年	515.8	104.8	-
	資源物（一時保管）	t/年	25.0	103.9	-
	不燃性粗大（一時保管）	t/年	168.7	82.4	-
	搬出量	t/年	868.0	452.6	-
	破砕不燃物	t/年	132.4	65.7	-
	こたつ灰	t/年	3.7	1.9	-
	混入可燃ごみ	t/年	22.4	7.9	-
	資源物（資源化処理後）	t/年	515.8	154.8	-
資源物（保管後民間委託）	t/年	25.0	142.8	-	
不燃性粗大（保管後民間委託）	t/年	168.7	79.5	-	
茅野市古紙類等梱包施設	処理対象量	t/年	1,735.3	312.0	-
	ペットボトル	t/年	64.0	30.0	-
	紙類	t/年	1,671.3	282.0	-
	搬出量（＝資源化）	t/年	1,735.3	312.0	-
粗大ごみ衛生処理施設	処理対象量	t/年	878.2	669.1	-
	不燃ごみ	t/年	470.6	172.1	-
	資源物（処理対象）	t/年	170.8	132.8	-
	可燃性粗大	t/年	-	151.5	-
	不燃性粗大	t/年	236.8	212.7	-
	搬出量	t/年	878.2	712.6	-
	破砕不燃物	t/年	187.5	87.7	-
	資源物（資源化処理後）	t/年	539.1	274.4	-
諏訪南リサイクルセンター	処理対象量	t/年	-	1,150.4	3,589.2
	不燃ごみ	t/年	-	269.0	460.0
	資源物（処理対象）	t/年	-	-	-
	資源物（一時保管）	t/年	-	707.4	2,795.0
	不燃性粗大ごみ	t/年	-	174.0	334.2
	搬出量	t/年	-	1,100.1	3,344.5
	可燃残渣	t/年	-	85.8	259.6
	不燃残渣	t/年	-	114.0	344.9
	ガラス・せともの	t/年	-	26.9	46.0
	こたつ灰	t/年	-	0.9	1.6
最終処分	埋立処分量	t/年	3,131.1	1,456.8	803.4
	ごみ処理残渣	t/年	3,106.7	1,448.2	792.2
	焼却残渣	t/年	2,783.1	1,292.0	790.6
	破砕不燃物	t/年	319.9	153.4	-
	こたつ灰	t/年	3.7	2.8	1.6
	し尿汚泥焼却残渣	t/年	24.4	8.6	11.2
	資源化委託	t/年	2,712.7	2,014.6	1,524.0
	資源物（直接委託）	t/年	952.4	165.6	115.2
	資源物（一次保管後）	t/年	1,760.3	598.7	360.4
	可燃性粗大ごみ	t/年	-	117.0	48.4
不燃性粗大ごみ	t/年	-	79.5	-	
焼却残渣（一部）	t/年	-	1,000.0	1,000.0	
処理委託	t/年	320.3	319.7	132.0	
ガラス・せともの	t/年	-	26.9	46.0	
不燃性粗大ごみ	t/年	168.7	-	-	
破砕処理困難物	t/年	151.6	292.8	85.9	
資源化量（集団回収量含む）	t/年	4,548.2	3,160.5	3,868.0	
リサイクル率	%	15.0	13.5	19.6	
最終処分率（し尿含まない）	%	10.2	6.2	4.0	

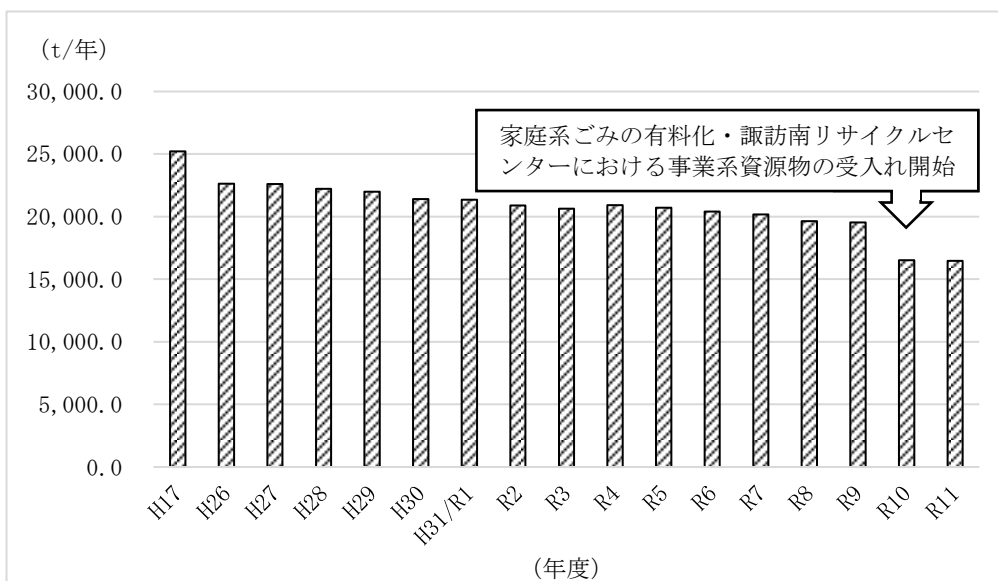


図 7-9-3 減量化・資源化施策を実施した後の焼却処理量 (本地域全体)

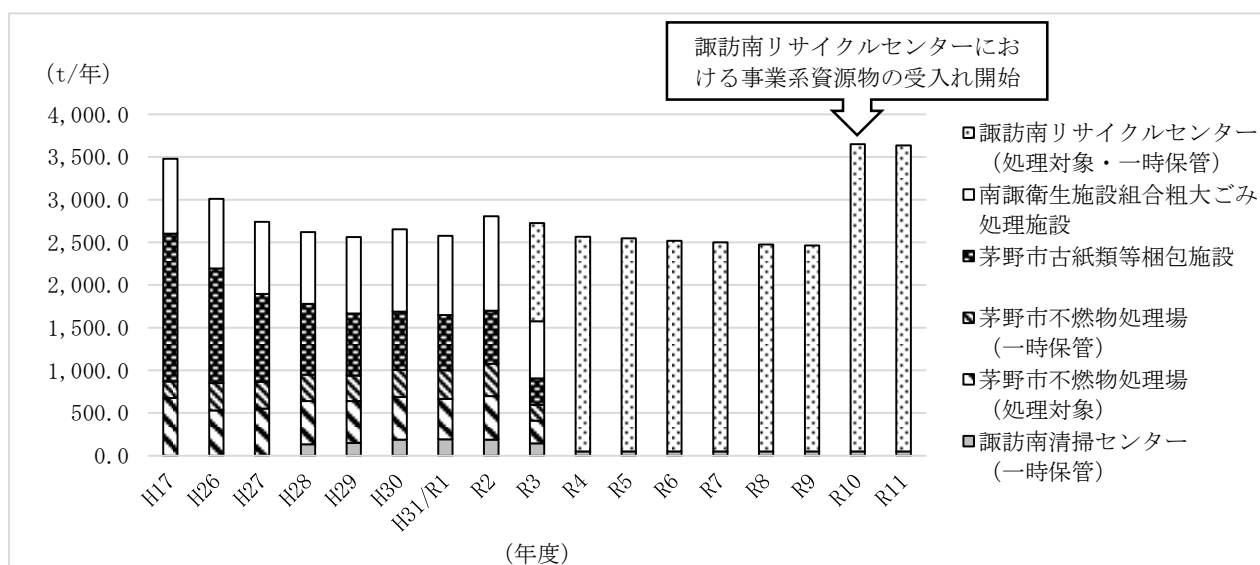


図 7-9-4 減量化・資源化施策を実施した後のリサイクル等処理量 (本地域全体)

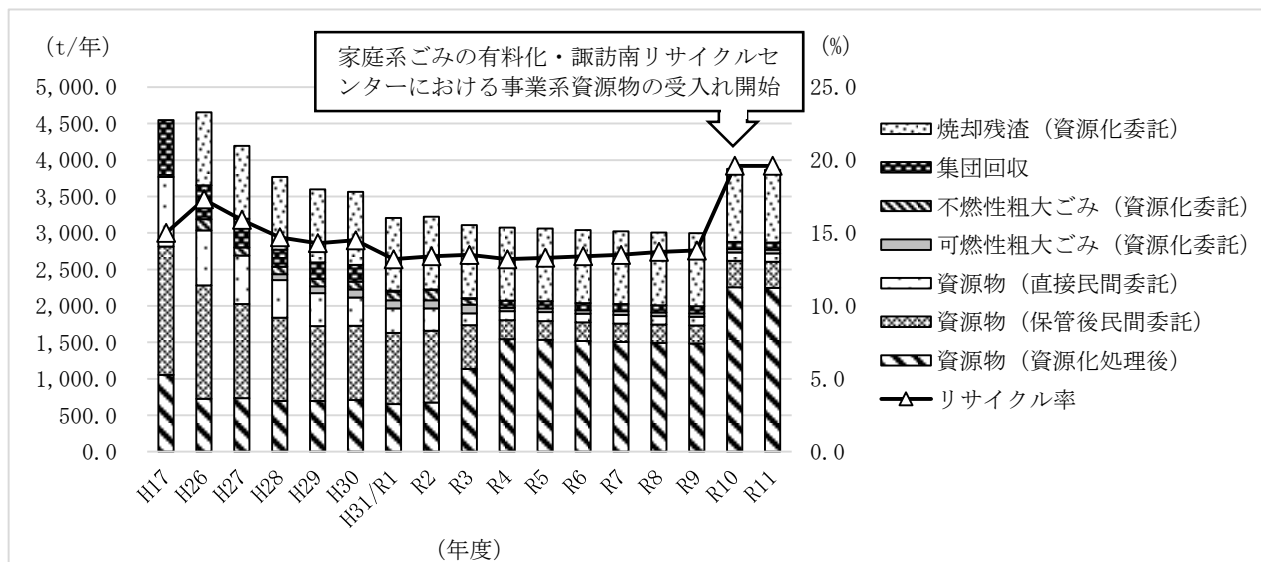


図 7-9-5 減量化・資源化施策を実施した後の資源化量 (本地域全体)

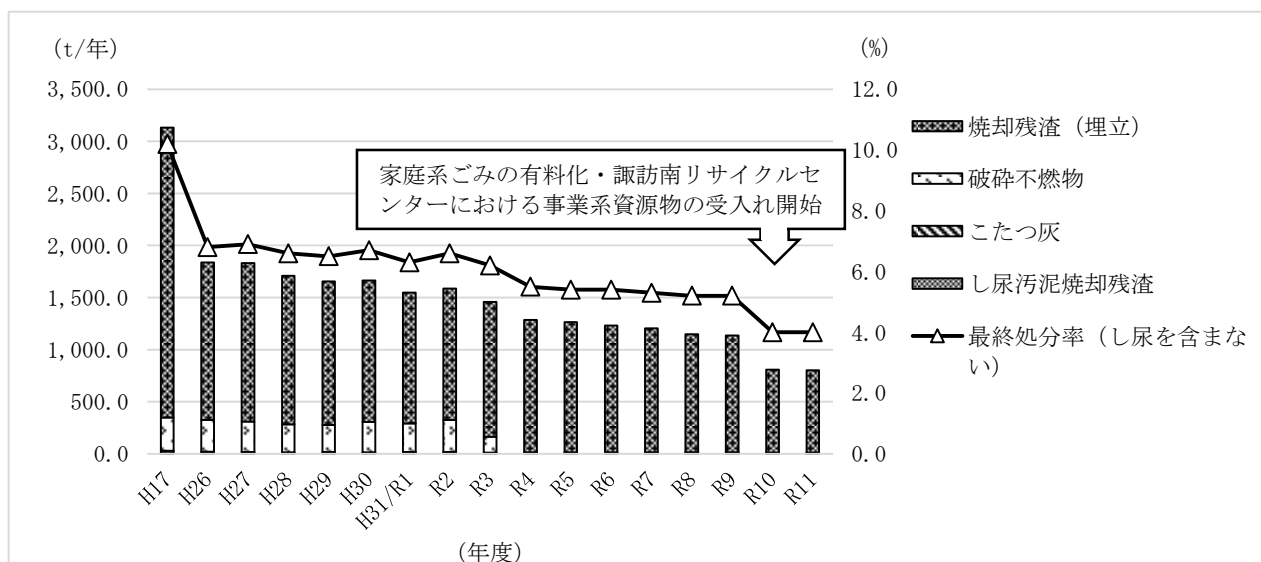


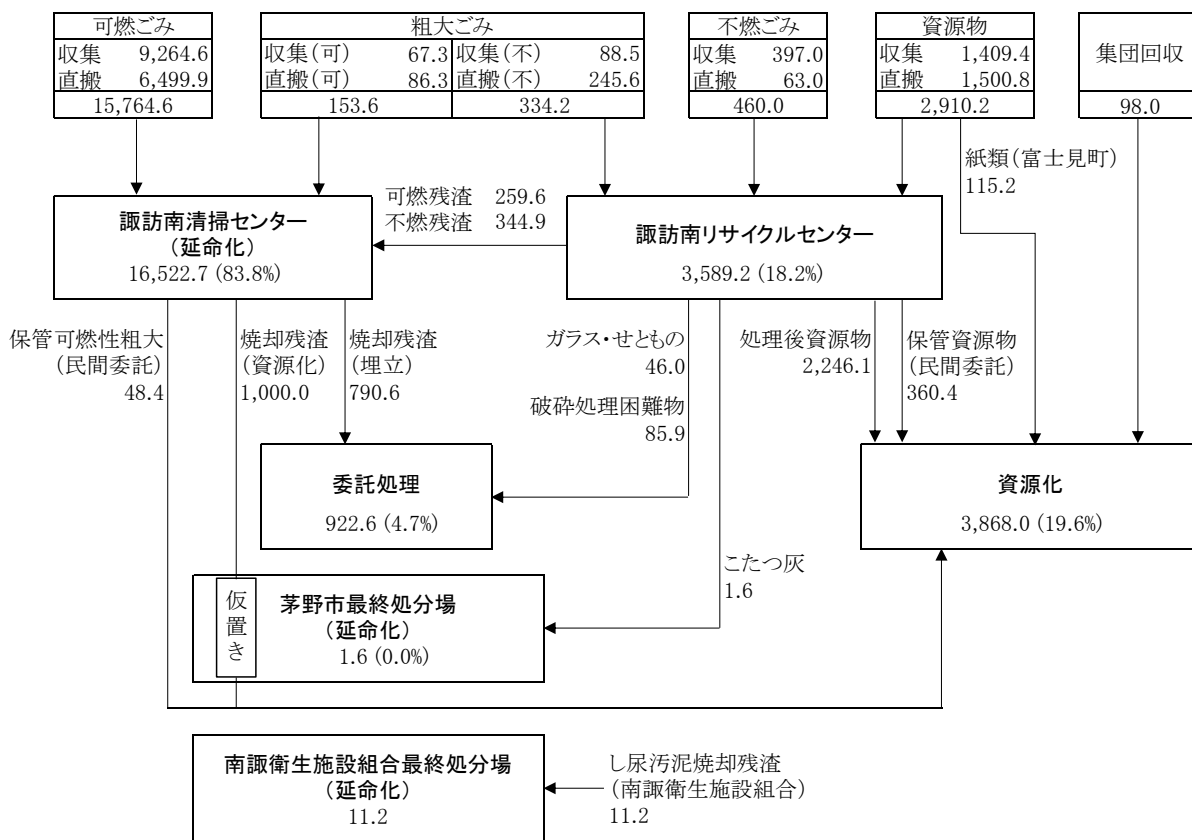
図 7-9-6 減量化・資源化施策を実施した後の最終処分量 (本地域全体)

3 目標年次におけるごみ処理量と処理フロー

目標年次（令和11年度（2029年度））における本地域のごみ処理フローは、図7-9-7のようになります。

(単位：t/年)

収集ごみ			直接搬入ごみ											集団回収	
可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	持ち込みごみ（家庭系）						事業系ごみ						
			粗大ごみ		可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ		可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ		
		可燃性	不燃性					可燃性	不燃性						
9,264.6	397.0	1,409.4	67.3	88.5	682.7	63.0	192.9	86.3	245.6	585.7	5,231.5	0.0	1,307.9	0.0	98.0
		155.9			1,270.6			331.9		6,539.4					
11,226.9									8,395.7						
															19,622.6
															19,720.5



(括弧内はごみ総排出量に対する割合)

図7-9-7 ごみ処理フロー（令和11年度（2029年度））

第8章 ごみ処理施設の整備計画

第1節 施設整備の基本方針

1 ごみ焼却施設の更新

(1) 更新の必要性

諏訪南清掃センターは、平成9年（1997年）の供用開始から26年が経過し、経年劣化による老朽化が進んでいます。

施設の精密機能検査の結果では、一定期間の延命化は見込めるものの、施設の更新の必要性が高い状況にあります。

国の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（令和3年3月改訂）」によると、平成21年（2009年）から平成30年（2018年）までの間に稼働を終了したごみ焼却施設は、供用開始から25年から35年の施設が多く、平均供用年数は30.5年です。一般にごみ焼却施設の建設は、候補地選定から供用開始までにおおよそ10年かかるとされていることから、早期の事業着手が望ましい状況です。

そこで、諏訪南行政事務組合におけるごみ処理施設の整備は、ごみ焼却施設の更新を最優先とします。

(2) 更新の時期

ごみ焼却施設の更新にあたっては、過大な設備投資とならないよう適切な施設規模の算出が求められます。

特に、本計画において、家庭系ごみの有料化の導入を予定していることから、有料化実施後のごみ処理量を踏まえた施設規模とすることが必要です。

そのため、ごみ焼却施設の更新は、家庭系ごみの有料化を実施した後、速やかに事業着手することとします。

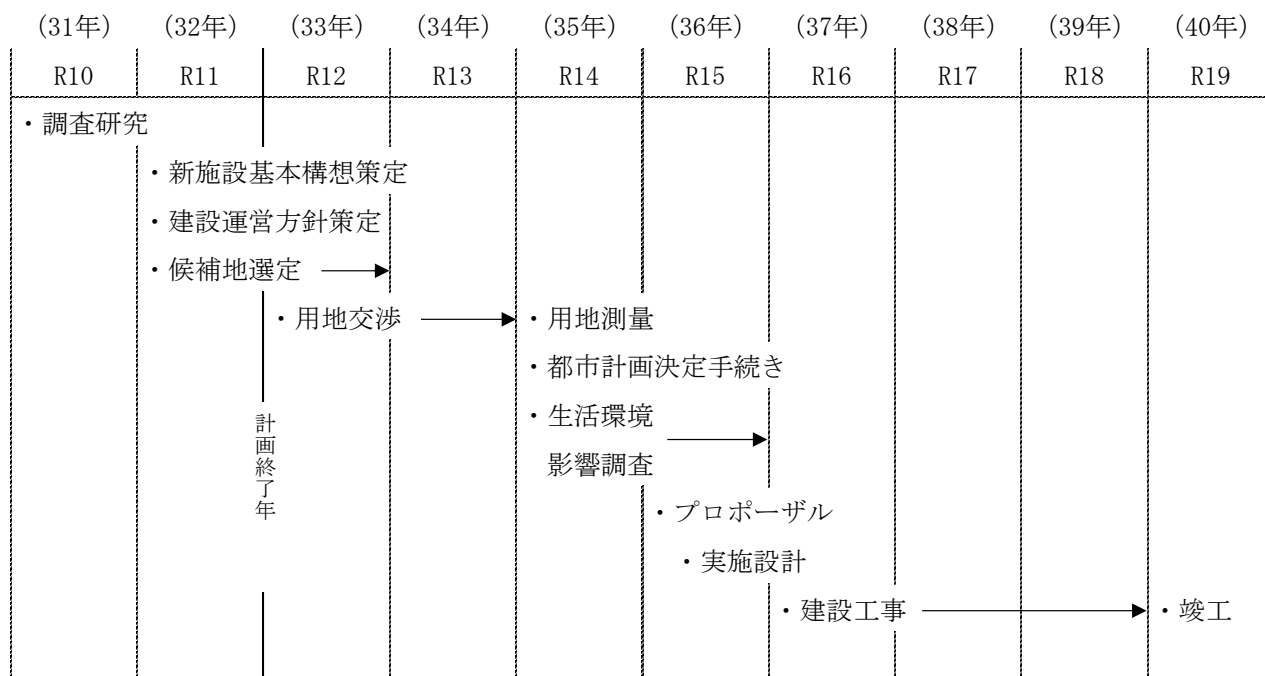
2 最終処分場の延命化

茅野市最終処分場と南諏衛生施設組合最終処分場の、焼却残渣等の埋立て残余量は少なく、地域外最終処分場へ搬出せずに両施設に埋め立てた場合、茅野市最終処分場は5年、南諏衛生施設組合最終処分場は11年で埋立てが完了します。

新たな最終処分場の整備が望まれますが、ごみ焼却施設の更新が喫緊の課題であることから、焼却残渣の最終処分は、現行どおり再資源化处理と埋立て処分の民間委託を基本とし、既存施設の延命化に努めます。

第2節 整備計画

ごみ焼却施設の更新は、令和19年度（2037年度）の供用開始を目標とします。
 目標に向けたスケジュールは、下記のとおりとします。



※（ ）内の数字は、現施設の供用開始からの経過年数

※スケジュールは目安であり、実際の実施年度と前後することがあります。

第3節 施設規模

焼却施設の施設規模について、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益財団法人全国都市清掃会議）」を参考に算出して以下に示します。

なお、下記施設規模は、現時点での暫定値として示します。今後のごみ排出量の変化などによって施設規模は変動することが考えられます。

表 8-3-1 焼却施設規模

現状施策に基づく場合	減量化・資源化施策を実施した場合
79t/日	66t/日

○焼却施設算出方法

施設規模 = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 + 施設規模の 10% 分の災害廃棄物量

- ・ 計画年間日平均処理量 計画年間処理量 ÷ 365 日
(計画年間処理量は稼働後 7 年間のうち最大値)
- ・ 実稼働率 $(365 - 85) \div 365 = 280 \div 365 = 0.767$
(休止日は補修整備 30 日、補修点検 15 日 × 2 回、全停止に要する日数 7 日、起動に要する日数 3 日 × 3 回、停止に要する日数 3 日 × 3 回の計 85 日とする。)
- ・ 調整稼働率 96%
(故障の修理、やむを得ない一時停止等のために処理能力が低下することを考慮した係数)
- ・ 災害廃棄物の見込み量は、災害廃棄物を含まない計画ごみ処理量に基づく施設規模の 10% とする。

○計画年間処理量

【現状施策に基づく場合】

19,217.0t/年（令和 19 年度（2037 年度））

【減量化・資源化施策を実施した場合】

16,084.3t/年（令和 19 年度（2037 年度））

表 8-3-2 将来の焼却処理量

(単位：t/年)

区 分	実績	推計値															
		令和3年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度 稼働1年目	令和20年度 稼働2年目	令和21年度 稼働3年目	令和22年度 稼働4年目	令和23年度 稼働5年目	令和24年度 稼働6年目	令和25年度 稼働7年目
現状施策に基づく場合	茅野市	15,740.2	15,143.9	15,064.8	15,028.0	14,912.7	14,838.6	14,764.7	14,736.3	14,621.0	14,546.4	14,476.9	14,445.4	14,336.7	14,268.6	14,202.6	14,176.5
	富士見町	3,177.1	3,187.0	3,161.2	3,144.2	3,113.5	3,087.8	3,065.7	3,052.0	3,020.9	2,998.3	2,975.6	2,957.5	2,930.3	2,905.4	2,882.3	2,867.4
	原 村	1,700.8	1,697.5	1,694.4	1,695.8	1,688.0	1,684.9	1,681.8	1,683.1	1,675.4	1,672.3	1,669.2	1,670.5	1,662.8	1,659.7	1,656.4	1,657.9
	合 計	20,618.1	20,028.4	19,920.4	19,868.0	19,714.3	19,611.3	19,512.2	19,471.4	19,317.3	19,217.0	19,121.6	19,073.4	18,929.7	18,833.7	18,741.4	18,701.7
減量化・資源化施策を実施した場合	茅野市	15,740.2	12,485.4	12,458.2	12,462.0	12,398.0	12,368.0	12,338.1	12,342.2	12,273.5	12,238.6	12,204.0	12,202.7	12,134.8	12,101.1	12,067.6	12,067.3
	富士見町	3,177.1	2,618.4	2,603.1	2,595.1	2,572.8	2,557.5	2,542.4	2,534.2	2,511.6	2,496.0	2,480.3	2,471.5	2,449.1	2,433.0	2,416.8	2,407.3
	原 村	1,700.8	1,370.5	1,367.9	1,369.0	1,362.6	1,360.1	1,357.5	1,358.5	1,352.2	1,349.6	1,347.1	1,348.0	1,341.8	1,339.2	1,336.5	1,337.6
	合 計	20,618.1	16,474.3	16,429.2	16,426.0	16,333.4	16,285.6	16,238.0	16,234.9	16,137.2	16,084.3	16,031.4	16,022.3	15,925.7	15,873.3	15,820.9	15,812.2

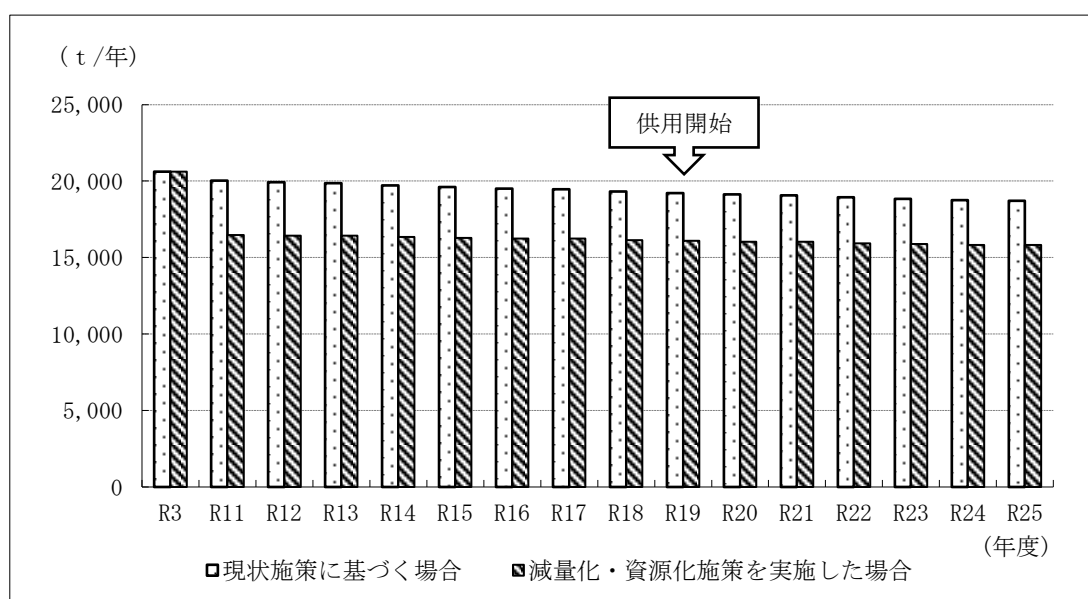


図 8-3-1 将来の焼却処理量

○月変動係数の考慮

本地域は観光地が多く存在し、ごみ排出量の季節変動が大きいことから、ごみ処理量が多くなる月にも対応できるよう、月変動係数を考慮する。月変動係数とは、各月の日平均焼却処理量の、その年度の日平均焼却処理量に対する比率をいい、その年度で最も大きい月変動係数を月最大変動係数という。

計画月最大変動係数は、平成 29 年度 (2017 年度) ~ 令和 3 年度 (2021 年度) のうち、新型コロナウイルス感染症によるごみ排出量への影響が考えられる令和 2 年度 (2020 年度) 及び令和 3 年度 (2021 年度) を除いた 3 年間の焼却処理量の月最大変動係数を平均して、1.32 とする。

表 8-3-3 に示すとおり、1 か月連続で計画月最大変動係数が続いた場合でも、前記計算式を用いて算出した施設規模で、この期間停止日を取らずに全炉稼働することにより、全量を処理することが可能である。

表 8-3-3 計画月最大変動係数と施設規模の比較

	現状施策に基づく場合	減量化・資源化施策を実施した場合
1 か月連続で計画月最大変動係数が続いた場合のごみ処理量 (計画年間日平均処理量×31日×計画月最大変動係数)	2,154t	1,803t
前記計算式を用いて算出した施設規模で1 か月連続稼働した場合のごみ処理量 (施設規模×31日×調整稼働率)	2,351t	1,964t

第9章 家庭系ごみの有料化

第1節 有料化の導入

1 国等の動向

国では令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指すとし、令和3年度（2021年度）に改正された地球温暖化対策推進法では、2050年カーボンニュートラルが基本理念として明確に位置付けられました。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」では、平成28年（2016年）の改正で、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加されました。

国の一般廃棄物処理事業実態調査（令和3年度（2021年度））によると、全国の自治体のうち家庭系ごみの全部又は一部を有料化している自治体は81.5%で、長野県内では、77自治体のうち61自治体で有料化しています。

2 有料化の実施

ごみ焼却施設の更新は喫緊の課題であり、令和19年度（2037年度）からの供用開始を目標としています。

ごみ焼却施設の更新にあたっては、膨大な費用がかかることが見込まれることから、財政的な負担を極力抑えるために、国の交付金の活用と施設の規模をできる限り小さくすることが必須です。

国の交付金の活用には、廃棄物処理の有料化について検討を行っていることが前提であり、3市町村において具体的な議論を進める必要があります。

また、他の自治体の状況から、家庭系ごみの有料化によって、ごみの減量化やリサイクルへの意識を高める効果が期待でき、ごみ焼却施設の更新の前に導入することで、適正な施設規模での更新が図られます。

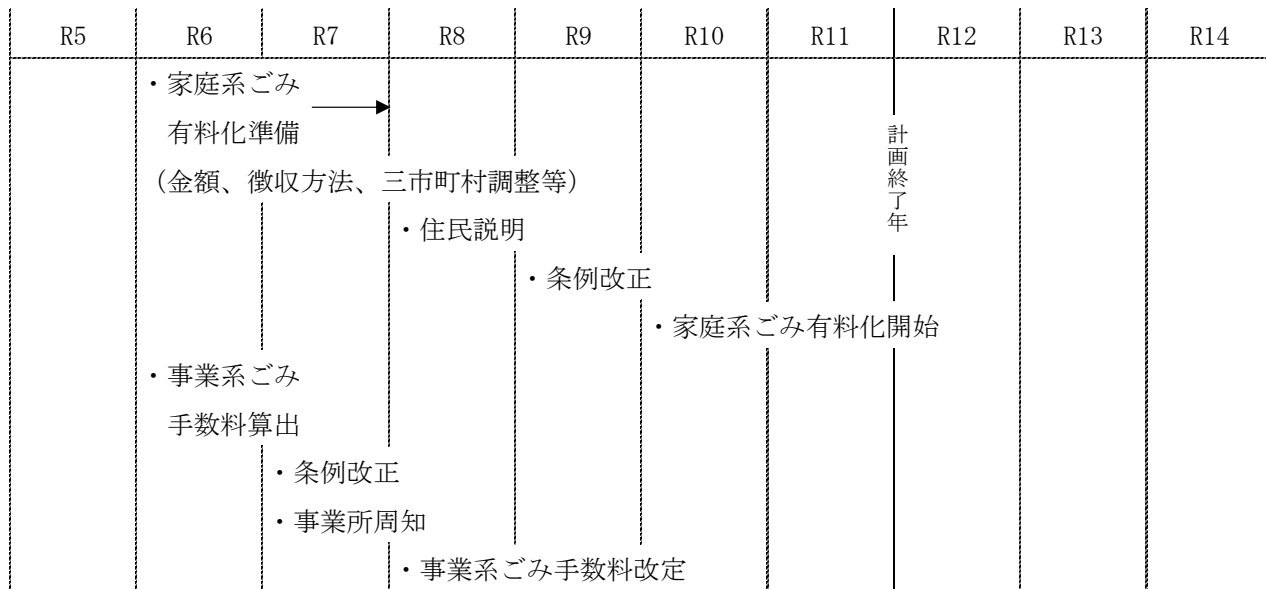
そこで、3市町村において、家庭系ごみの有料化の準備を開始し、令和10年度（2028年度）からの有料化を目指します。

有料化の導入に際しては、廃棄物減量等推進審議会や市民団体の意見を伺い、住民に十分な説明を行い理解を得るよう努めるとともに、さらなるごみの減量化や資源化に向けた施策の拡充を検討します。

第2節 3市町村の有料化導入までのスケジュール

家庭系ごみの有料化は、令和10年度（2028年度）を目標として、下記のスケジュールを目安に進めます。

また、事業系ごみの処理手数料の改定のスケジュールも併せて表記します。



※スケジュールは目安であり、実際の実施年度と前後することがあります。

第3節 2050年カーボンニュートラルに向けて

家庭系ごみの有料化により経済的なインセンティブが働くことで、一つひとつのモノの、ゆりかごから墓場までを想像し、モノの消費に対する意識が変わります。

意識が変わることで、使い捨てを極力抑えて、工夫をして最後まで使い切るという行動の変革につながります。

一人ひとりの行動の変革が地域全体の潮流となり、脱炭素に向けた取組がより強く社会に根付き、2050年カーボンニュートラルの実現に結び付くことが期待できます。

参考 統合したスケジュール

	(26年)	(27年)	(28年)	(29年)	(30年)	(31年)	(32年)	(33年)	(34年)	(35年)	(36年)	(37年)	(38年)	(39年)	(40年)	
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	
有料化		<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ有料化準備 (金額、徴収方法、三市町村調整等) 		<ul style="list-style-type: none"> 住民説明 条例改正 				<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ有料化開始 								
		<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみ手数料算出 条例改正 事業所周知 														
施設整備							<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみ手数料改定 									
	<ul style="list-style-type: none"> 現施設修繕計画 現施設延命修繕 						<ul style="list-style-type: none"> 調査研究 新施設基本構想策定 建設運営方針策定 候補地選定 									
											<ul style="list-style-type: none"> 用地交渉 用地測量 都市計画決定手続き 生活環境影響調査 プロポーザル実施設計 					<ul style="list-style-type: none"> 建設工事 竣工

■ 計画策定 ■

茅野市・富士見町・原村・諏訪南行政事務組合